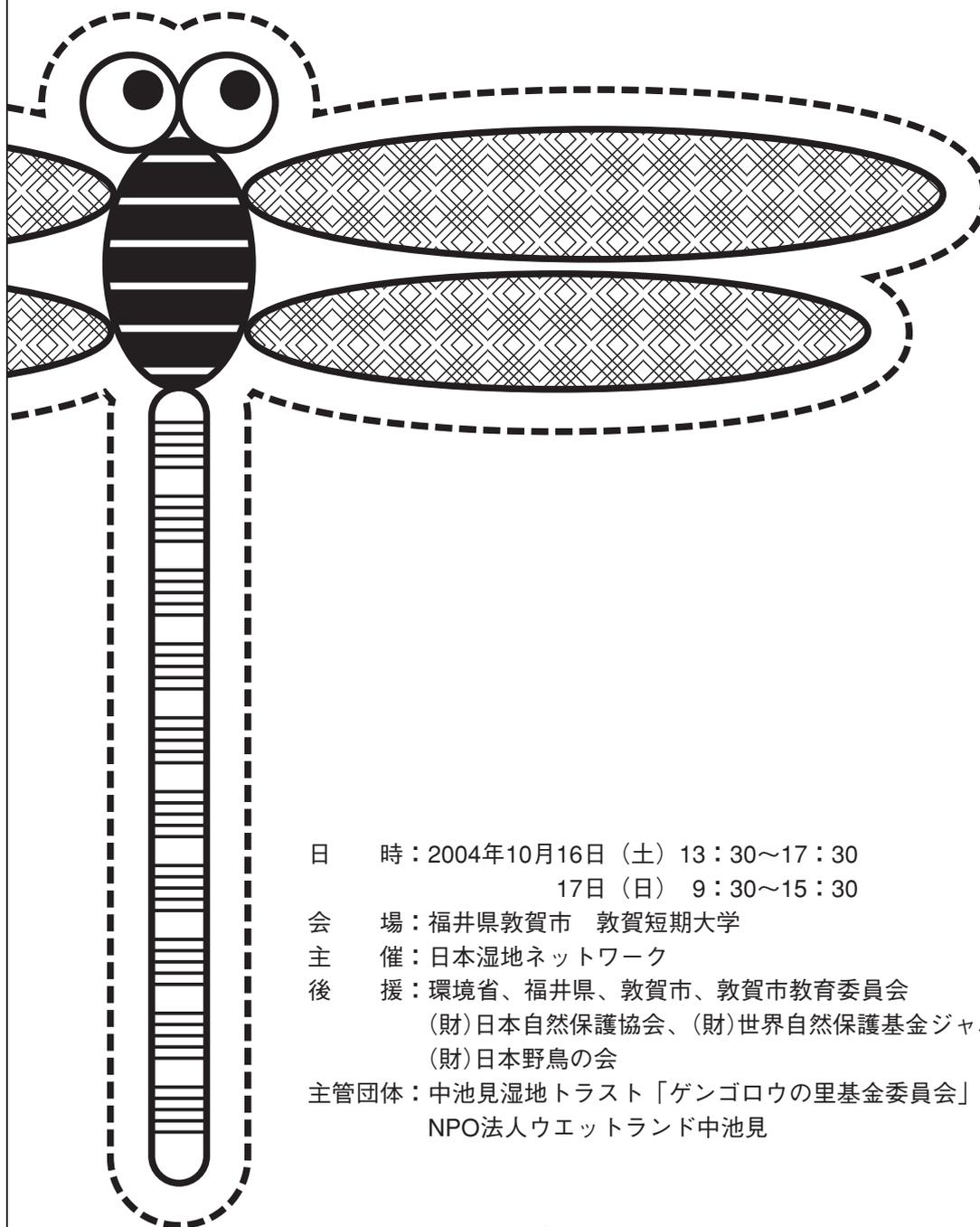


資料集

# 2004 国際湿地シンポジウム in 敦賀

ラムサール登録・未来への贈りもの～その役割と展望～



日 時：2004年10月16日（土）13：30～17：30  
17日（日）9：30～15：30

会 場：福井県敦賀市 敦賀短期大学

主 催：日本湿地ネットワーク

後 援：環境省、福井県、敦賀市、敦賀市教育委員会  
(財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金ジャパン  
(財)日本野鳥の会

主管団体：中池見湿地トラスト「ゲンゴロウの里基金委員会」  
NPO法人ウエットランド中池見

pro natura Foundation-Japan NACS-J  
NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

\*この国際湿地シンポジウムは2004年度の PRO NATURA FUND による助成金によって開催されました。

# 【資料集】

## 2004 国際湿地シンポジウム in 敦賀 ラムサール登録・未来への贈りもの～その役割と展望～ もくじ

### ●日本各地の湿地からの報告

・ウトナイ湖	（財）日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリ（北海道）	2
・仏沼	NPO法人おおせっからんど（青森県）	4
・県立自然公園松川浦（松川浦）	はぜっ子倶楽部（福島県）	6
・渡良瀬遊水池	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会（栃木県）	8
・ふじみ湖湿地	ふじみの輪（茨城県）	10
・東京湾三番瀬	千葉の干潟を守る会（千葉県）	12
・東京湾三番瀬	千葉県自然保護連合（千葉県）	14
・九十九里海岸	千葉県野鳥の会（千葉県）	18
・北方遊水池	市川緑の市民フォーラム（千葉県）	20
・小櫃川河口・盤洲干潟	小櫃川河口・盤洲干潟を守る連絡会（千葉県）	22
・盤洲干潟（小櫃川河口干潟及び周辺地域）	千葉県野鳥の会（千葉県）	24
・盤洲干潟・小櫃川河口干潟	盤洲干潟をまもる会（千葉県）	26
・藤前干潟	NPO法人藤前干潟を守る会（愛知県）	28
・中池見湿地	中池見湿地トラスト（福井県）	32
・大阪南港野鳥園	南港グループ96（大阪府）	34
・国設「浜甲子園」鳥獣保護区	日本野鳥の会兵庫県支部（兵庫県）	36
・御津町・新舞子干潟	播磨灘を守る会（兵庫県）	38
・瀬戸内海	環瀬戸内海会議（岡山県）	40
・山口県熊毛郡上関町長島	長島の自然を守る会（山口県）	44
・中津干潟（豊前海干潟・周防灘西干潟）	水辺に遊ぶ会（大分県）	47
・吉野川河口干潟	とくしま自然観察の会（徳島県）	49
・和白干潟	和白干潟を守る会（福岡県）	51
・和白干潟及び人工島埋立地	ウエットランドフォーラム（福岡県）	53
・博多湾・今津（和白干潟と前面の浅海域）	博多湾会議（福岡県）	55
・球磨川河口干潟	八代野鳥愛好会（熊本県）	57
・諫早湾干潟	諫早干潟緊急救済本部（長崎県）	59
・有明海	諫早干潟緊急救済東京事務所（東京都）	61
・泡瀬干潟	泡瀬の干潟で遊ぶ会（沖縄県）	63

### ●参考資料

・ラムサール条約湿地の新規登録について	環境省自然環境局野生生物課	65
・2005年までにラムサール条約湿地への登録を目指す 候補湿地検討作業スケジュール	環境省自然環境局野生生物課	66

（ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会 学習資料No.1から転載）

・ラムサール条約締約国会議の歩み ～ラムサール条約釧路会議からの10年～	小林聡史（釧路公立大学）	67
・ラムサール条約第8回締約国会議（バレンシア会議）について	小林聡史（釧路公立大学）	70
・ラムサール条約第8回締約国会議（COP8）において採択された 決議のリストおよび簡単な解説	小林聡史（釧路公立大学）	72
・ラムサール条約第8回締約国会議 決議VIII.17 泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン（仮訳）		75
付属書 泥炭地に関する地球的行動（GAP）のためのガイドライン（仮訳）		77

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：ウトナイ湖	
位置：苦小牧市植苗 (北緯 42 度 42 分、東経 141 度 43 分)	面積：275ha
湿地タイプ：河川・湖沼	湿地の特性：周囲約9km、平均水深60cmの淡水湖(海跡湖)。周辺はヨシヤスゲの湿地帯、ハンノキ林、広葉樹林によって囲まれている。
法的規制：国指定鳥獣保護区特別保護地区	
権利関係：漁業権	

保護団体に関するデータ

団体名：(財)日本野鳥の会 ウトナイ湖サンクチュアリ	報告者：川崎慎二
住所：苦小牧市植苗150-3	
Tel：0144-58-2505	Fax：0144-58-2521

湿地の現状：

<p>○鳥類の状況</p> <p>ウトナイ湖は、特にガンカモ類の渡りの中継地として重要な湿地であり、天然記念物、絶滅危惧種のガン類をはじめ、数万羽の水鳥が利用する。これまで記録されたガンカモ類は34種で、このうち25種は定期的に渡来する。</p> <p>マガンは、近年春季北上のためにウトナイ湖を利用し、近年渡来数が増加傾向にある。1996年の3万羽から2003年春季には5万羽まで増加し、東アジア個体群の約38%になる。</p> <p>亜種オオヒシクイは900羽程度が春秋の渡りシーズンに渡来する。この他オオハクチョウが500羽前後、コハクチョウが1500羽前後渡来する。</p> <p>カモ類は25種類が記録され、オナガガモ、ヒドリガモ、マガモ、キンクロハジロ、カワアイサの渡来数が多い。マガモ、ヨシガモは夏季も生息し、繁殖をしていると思われる。</p> <p>周辺の湿地や樹林を含め、これまでに250種あまりの鳥類が記録されているが、このうちのおよそ半数が水鳥である。</p> <p>この他の希少な鳥類としてはオジロワシ、オオワシ、チュウヒ、オオジシギなどがあり、オオワシを除いて湖または湖周辺で繁殖をしている。またタンチョウが不定期に渡来する。</p> <p>○魚類の状況</p> <p>湖に生息する魚類は30種類あまりで、コイ、ナマズ、ウグイ、サケ、ベニザケなど純淡水性から降海・遡河性のものが見られる。上流の美々川から湖まで漁業権が設定され、ベニザケ、スジエビの漁獲がされている。</p> <p>○施設の状況</p> <p>1981年に(財)日本野鳥の会が国内初のサンクチュアリとしてネイチャーセンターを開設し、以来湖の保全や普及教育活動を続けている。また、周辺の流域にからむ開発問題などにも対応し、最近では千歳川放水路計画の中止に大きな役割を果たした。</p> <p>2002年には環境省の自然ふれあい事業の第一号施設として、ウトナイ湖野生鳥獣保護センターが開設し、市民や観光客らに対する普及啓発を中心とした事業を行なっている。</p>
---

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

湖そのものに対するさしせまった環境問題はないが、湖の水質や流量に大きな影響を与える主要河川である美々川が保全地域に指定されておらず、水源地や周辺樹林帯の開発がこれまで以上に進むと、湖環境へ影響が出る懸念がある。苫小牧市では1970年代から美々川の北海道自然環境保全地域指定の要望を続けているが、千歳川放水路計画により指定の動きが中断した。放水路計画が中止となった現在でも、水源地帯が千歳市に属していることから、苫小牧市からの要望だけでは指定は難しく、道に対して両市との調整を含め、早急な指定への動きの再開を求めている。

ウトナイ湖の南部に広がる勇払原野は、空港、港に近いという立地をいかし、1969年に「苫小牧東部開発計画」が決まり、総面積10,700ha（JR山手線の内側面積の1.7倍）を大規模工業基地として開発するため、1972年、苫小牧東部開発株式会社が設立された。しかし、企業進出が思うようにいかず、1999年苫小牧東部開発（株）が倒産。（株）苫東が事業継承するが、現在もそのほとんどが未利用地で、弁天沼を始めとする低湿地帯、湿原、樹林など良好な自然が残されている。この地域では、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、オオジシギ、シマアオジ、サンカノゴイなどの希少な鳥類の生息が確認されており、弁天沼はガンカモ類の渡り時の中継地としても利用されていることから、ウトナイ湖を含む原野を一体的に保全するための構想を、日本野鳥の会として今後関係機関に働きかけていく予定である。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

地域の自然環境保全を担える、あるいは支援して下さる人材の育成や支援者の獲得が重要であると考えます。自然環境の保全は、最終的にはやはり地域の人々の考えや意見に左右される場合が多いため、地域の自然に対する正しい理解と、その貴重さ、保全する意味、地域にとってのメリットなどを分かりやすく情報提供し、現存する施設を活用しながら市民、ボランティア等の支援者を増やし、育成していくことが、さまざまな問題に対処していく上で重要である。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：仏沼	
位置：青森県三沢市	面積：約 250ha （周辺地含む 744ha）
湿地タイプ：干拓地（湿原・湖沼）	湿地の特性：希少種、固有種等が生育・生息している
法的規制：なし	
権利関係：土地所有者＝三沢市・北三沢土地改良区・（財）日本野鳥の会・日本野鳥の会青森県支部	

保護団体に関するデータ

団体名：特定非営利活動法人おおせっからんど	報告者：古川 博
住所：〒031-0813 八戸市新井田丑鞍森 32-9	関下齊方
Tel：0178-30-1775	Fax：0178-30-1775

湿地の現状：

仏沼ではオオセッカやコジュリン、オオヨシゴイ、チュウヒが繁殖し、またシマクイナ、ヒメクイナが繁殖期間中に継続的に観察されるなど、希少種の繁殖地として非常に重要な地区になっている。これまでに鳥類 159 種（28 種）・哺乳類 11 種（1 種）・魚類 8 種（2 種）・両性爬虫類 7 種・昆虫 274 種（8 種）・植物 226 種（6 種）が確認されている（括弧は絶滅危惧種の数）。

1980 年に仏沼で幻の鳥オオセッカが発見され、日本野鳥の会青森県支部が中心となってオオセッカ村運動（ナショナルトラスト）を展開、地元中心の保護活動が展開されてきた。2003 年に特定非営利活動法人おおせっからんどが設立され、仏沼地区の国指定鳥獣保護区やラムサール条約指定などを働きかけ、鳥類を主とした調査、環境教育を行っている。2003 年には仏沼シンポジウム（おおせっからんど主催）を開催し、2004 年 11 月には第 2 回仏沼シンポジウムを予定している。

仏沼は 1963 年に干拓が始まり、完成と時期を同じくして減反政策が始まり、1971 年に一部で稲作が行われたが以後、耕作放棄されてきた。その後、一部で放牧を行い強制排水と春の野焼きによって維持管理されてきた。1993 年に公共牧場の構想が持ち上がり、幾度かの計画変更を経て 2001 年「放養力の向上を第一とせず社会・環境保全に対する農業の貢献を理解するための環境教育牧場」が事業採択され一部工事が行われているが、2 期工事以降は凍結することが発表されている。また、2004 年には三沢市議会に於いて、三沢市がラムサール登録へ前向きに取り組むとの発言があり、保全にとって有益な環境が整いつつある。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

オオセッカなど絶滅危惧種 44 種の多くはヨシ・アゼスゲ群落に生息している。仏沼におけるヨシ・アゼスゲ群落の主な形成条件は地層・水位・人的管理の 3 要素である。

仏沼の地層は硬い砂地の上に黒土が堆積している。ヨシの根は硬い砂地に侵入できないために背丈が抑制され、ヨシの背丈が低い場所では他の植物も十分成長している。黒土の厚い南側はヨシ丈が 3m を超え、黒土の薄い北側は 1 m に満たない。

仏沼では周辺水田に水が供給されると地下水として水の還流が始まり仏沼の水位が上がり湿原環境が維持されている。しかし、周辺地の休耕田化が急速に進み、水環境が不安定になる可能性が非常に高くなっている。

干拓地であるために、排水と道路維持作業が必要である。これまで、野焼きによる維持管理が行われてきたが、野焼きは植生の遷移を穏やかにする効果がある一方でオオセッカの繁殖率を低下させている。

これら 3 要素を踏まえ、今後の継続的な保全を行うためには、行政・NPO・農家などの協力体制が不可欠であるが、現状に於いて十分に意思の疎通が取れているとはいえない。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

仏沼は干拓地なのでなんらかの人的管理が必要であり、また、周辺農地（水耕）の健全化が重要であることから、保全のためには科学的データに基づいた管理計画の策定と、周辺農地（水耕）の継続的な利活用が望まれる。

# 2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀 ラムサール登録-その役割と展望-

## 日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

### 湿地に関するデータ

湿地の名称：県立自然公園松川浦（松川浦）	
位置：福島県相馬市	面積：
湿地タイプ：塩性湿地・河川・干潟・藻場	湿地の特性：汽水・潟湖
法的規制：県立自然公園	環境省の重要湿地 500 に選定
権利関係：	

### 保護団体に関するデータ

団体名：はげっ子倶楽部	報告者：新妻香織
住所：〒976-0022 福島県相馬市尾浜字南ノ入 241-3	
Tel：0244-64-2042	Fax：0244-64-2042

### 湿地の現状：

松川浦は仙台湾の南端部分に位置する全体的に浅い潟湖で、北端に掘削された水路で太平洋とつながっている。潟湖全体の広さは、南北 5km、東西の幅は北側で 3km、中央から南側が 1.5km 程である。大潮干潮時には航路となっている水路を残して干出し、東北地方では有数の規模を持つ干潟が出現する。

潟内では海苔の養殖とアサリ漁業が営まれており、春から夏にかけては潮干狩りも盛んである。ヨシ原が減少し、湖岸の浸食が進行しているが、底生生物の多様性は極めて高く、希少種が多く生息する東北地方では貴重な湿地である。

植物も注目される種が多数生育。塩性湿地、湿性草地、クロマツ自然林等の特色ある植生が分布している。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

- ◎浸食により自然湖岸、島の多くが消失し、コンクリート護岸で陸域と水域の移行帯はほとんど喪失している。
- ◎松林・公園の造成、排水路設置などにより、湿地の乾燥化が進行している。
- ◎松川浦の持つ豊かで貴重な自然と、それがもたらす様々な恩恵に対して、人々に十分な理解が得られていない。  
H9 より県の生活排水重点区域指定  
H13 松くい虫防除の空中散布でカニが大量死
- ◎サキグロタマツメタ発生
- ◎漁協が魚類の成育場となっている藻やヨシを刈り取っている。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

現在良好な底生生物の生息状況を今後も維持していくため、生活排水など管理していく。はげっ子倶楽部では本年より、地元の高校と共にカワアイの生息調査をスタート。データを積み上げていき、ひとつの環境指標としていきたい。

空中散布は県への申し入れにより、地域が縮小された。ノリ養殖場などもある観光地なので、空中散布に替えて樹幹注入や伐倒処理を提案していく。

はげっ子倶楽部は、貴重な松川浦を市民に理解してもらおうよう、毎月1~2回、学習会を持ちながら、水質調査、清掃、植林などの活動を続けていきたい。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：渡良瀬遊水池	
位置：栃木県・群馬県・埼玉県・茨城県にまたがる	面積：33Km <sup>2</sup>
湿地タイプ：低層湿原・遊水池（日本最大）	湿地の特性：ヨシ群落、オギ群落、ウキヤガラ ーマコモ群落、アカメヤナギ林など ○植物：約1000種、絶滅危惧種46 ○昆虫類：約1600種、湿地特有の種が多い 絶滅危惧種10 ○鳥類：約230種、ワシ・タカ類が多い 絶滅危惧種25の記録あり 法的規制：禁漁区(2005年より一部鳥獣保護区)
法的規制：禁漁区 (2005年より一部鳥獣保護区)	
権利関係：国有地	

保護団体に関するデータ

団体名：渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	報告者：猿山弘子
住所：〒328-0053 栃木県栃木市片柳町4-16-1	
Tel：0282-23-1078	Fax：0282-23-1078

湿地の現状：

渡良瀬遊水池は、渡良瀬川上流の足尾銅山から流出する鉱毒を沈殿させ、鉱毒事件を沈静化させるため明治政府が、谷中村を廃村にして造りました。鉱毒を飲み込みながらも長い年月を経て、この地は本州・四国・九州で最大のヨシ原、鉤路湿原に次ぐヨシ原として甦りました。川沿いにはアカメヤナギなどの樹林もあり、この環境には姿を消しつつある湿地の生物たちの、豊かな生活が繰り広げられています。

植物約1000種の中にはチョウジソウ、ミズアオイなど日本で絶滅に瀕している種が46種。それらの中には、ヨシ焼きなどによって辛うじて生き残っている植物も多くあります。

昆虫類が多いのも特色で、1600種を超え、ワタラセハンミョウモドキなど地元の名が冠せられた種をはじめ、歩行性甲虫類やトンボ類で特徴的なものがみられます。

野鳥は約230種記録されていて、四季を通じて特色があります。春から夏にかけての繁殖期には、オオヨシキリやコヨシキリ、ヨシゴイ、ササゴイなどが観察されます。サシバやトラフズクの繁殖も確認されました。一方、冬期にはチュウヒ、ハイイロチュウヒ、ノスリ、その他のワシ・タカ類が13種も見られ、遊水池の特色となっています。

ヨシ原を中心とする生態系は、ヨシの利用(ヨシ産物)によって保たれてきましたが、近年利用は激減しています。また、遊水池内の工事によって乾燥化が進み、ヨシ原・湿地が減少する傾向にあります。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

1 治水を前提とした湿地再生事業 この広大な国有地に1990年第一貯水池が完成、次いでゴルフ場を中心とする計画が進められました。さらに「渡良瀬総合開発(Ⅱ期)事業」・第二貯水池建設計画がありましたが、2002年建設中止に追い込みました。

その後、国土交通省は「利根川上流環境整備事業(渡良瀬遊水池環境保全事業)」を決め、これを推進するための「渡良瀬遊水池湿地保全・再生検討委員会」を設置しました。湿地保全・再生に前向きな姿勢と期待しましたが、1年後の検討委員会で利根川上流工事事務所長(遊水池の管理者)から「湿地再生は治水容量確保が前提である」との発言があり、これまでの治水問題が再び表面化してきました。具体的には今、利根川の河川基本方針を策定中で、河川整備計画がこれから造られる状況ですから、問題はこれからです。

地元自治体(二市四町)も治水事業を優先させるべく声をそろえています。その必要性については、科学的説明がなされていません。「治水容量の不足」が根拠のあるものであれば私たちは反対しませんが、根拠が希薄で説明もされず、納得できません。

2 湿地再生事業後の評価がなされない 上記の湿地保全・再生検討委員会は、事業を推進するための計画には発言しますが、事業への評価はしません。事業を評価し、目標が達成できない場合は計画を見直すなど、長期にわたる湿地保全に誰が責任をもつか、不明確です。

3 鳥獣保護区の指定 現在、遊水池は禁漁区になっていますが、鳥獣保護区とすることが必要です。この地は4県にまたがるため、県によって対応が異なります。栃木県と埼玉県は2005年より鳥獣保護区とする、群馬県は2005年に栃木県とあわせて保護区にする方向で進めるとしていますが、茨城県は一部河川敷が猟区となっているため方針を決めかねています。4県にまたがるので、国設鳥獣保護区にできないか、検討しています。

4 ヨシ利用の激減 1945年頃よりヨシズ業者がヨシを刈り取り、またヨシ焼きをしてきました。これによって遊水池の生態系は保全されてきましたが近年、外国産ヨシズに押されて、ヨシズ製造が衰退したため、ヨシの利用量は激減し、ヨシ焼きも一時困難な状況になりました。現在、ヨシ焼きは国交省、自治体、住民の参加で継続しています。しかし、ヨシの利用量増加については、新たな方途を模索している状況です。

人がかかわり続けないと、遊水池のヨシ原は保全が困難なところに問題があります。

5 環境省の姿勢 遊水池は国土交通省の管轄下にあるためか、環境省の姿勢は極めて消極的とみられます。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

前述の主な問題点1, 2, 4について。

1 国には、治水容量の不足について、根拠を明示させ、周辺自治体とは遊水池の機能、構造について話し合いを重ねます。

2 湿地再生事業後も国が責任をもって保全するよう、渡良瀬遊水池を「ラムサール条約登録指定湿地」とするよう運動を進めます。あわせて、地元の活性化を含め「渡良瀬遊水池・エコミュージアム・プラン」が実現できるよう、地元自治体と話し合いを重ねていきます。

4 他のNPOやヨシ業者と協力して、ヨシを利用した新たな産業を生み出そうと取り組んでいます。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：(略称：あれば) ふじみ湖湿地	
位置：住所等茨城県笠間市福田地内	面積：約3ヘクタール
湿地タイプ：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁	湿地の特性：湧水の湖と隣接した湿地に多様なトンボが生息
法的規制：特になし	
権利関係：茨城県所有地	

保護団体に関するデータ

団体名：ふじみの輪	報告者：小西光夫
住所：茨城県笠間市福田2623-1	
Tel：0296-72-8443	Fax：

湿地の現状：

平成14年10月から公共処分場の建設工事が開始され、ふじみ湖の水は抜かれ、現在は碎石で埋め立てられてしまい、現在においてはふじみ湖の形跡はほとんど消滅した状況です。

公共処分場の建設計画では、ふじみ湖に隣接している湿地(約1ヘクタール)は保全することになり、深井戸を掘り地下水を供給して、湿地の形跡を形の上では保全している状態である。しかし、ここに生息していた多様な動植物(ハッチョウ)を果たして保全することが出来るかが問題であり、継続して見守っていく必要があると考えています。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

ごみ処理という、現在の日本において避けては通れない緊急性のある問題に対し、湧水の湖を埋め立ててまでして、ここに公共処分場を建設しなければならないかという、自然環境保護という観点からこの問題を考えなくてはならないと思います。

自然環境保護か、ごみ処理問題か、どちらを優先するかが、今後の日本における大きな課題ではないかと考えられます。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

現在の日本の状況を踏まえると、ごみの減量化や、リサイクルを促進することが大前提であると思いますが、まだまだごみ処理施設は必要なものであるとも考えられます。

このような日本の現状を踏まえると、ごみ処理施設を立地する場所についての、適地か不適地かの議論をもっと活発にすべきであるとは思いますが。

ごみ処理施設などの迷惑施設建設は、地方においてはあまり公にししないでこっそり建設を進める場合が多く、全国的にはかなりの数の処分場が建設されており、その場所の自然環境についての議論はされていないと感じます。

そのような意味においては、ふじみ湖の存在を広め、自然環境保護とごみ処理という問題点を議論することの、一つの契機になったのではないかとはいえます。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：(略称：あれば) 東京湾三番瀬	
位置：住所等、市川、船橋、地先	面積：1, 200 <sup>ヘクタール</sup> (1m以浅)
湿地タイプ：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、 ○干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁	湿地の特性：江戸川左岸デルタに発達した広い
法的規制：猟銃禁止区域	浅場を持つ干潟海域、有数の野鳥
権利関係：船橋、行徳、南行徳漁協の漁業権区域	飛来地

保護団体に関するデータ

団体名：千葉の干潟を守る会	報告者：大浜清、牛野くみ子
住所：習志野市津田沼3-3-5	
Tel：047-473-3402	Fax：047-473-3402

湿地の現状：

東京湾に流入する河川の流域に生活する人は、3,600万人で、日本の人口の1/4が、ここに集まっている、人口密集地である。そんなわけで、東京湾は恒に、富栄養化の状態にある。

三番瀬の干潟や浅瀬は、魚介類の生育場で、アサリやバカ貝漁が盛んで、秋からは、浅草のりの養殖が行われる。また干潟や浅瀬には、マハゼ、カレイ、スズキ、ボラ等の稚魚が集まっている。さらに、干潟はゴカイやカニ類などを食すシギ・チドリ類の採餌場、休息場で、特に冬場のスズガモの数は10万羽前後で、日本一の数を誇っている。

昨年から市民が中心となって始めた猫実川河口部の調査では、1m<sup>2</sup>にアナジャコ100匹以上、マガキ100以上、ウネナシトマヤガイ400個、レッドデータブックに危険種とされているエドガワミズゴマツボ等も数えている。

三番瀬の浸食を危ぶむ声もあるが、私たちの調査では堆積傾向にある。酸化還元電位での測定もプラスを記しているところが多い。

三番瀬はさほど広い海域ではないが、砂質、泥質、カキ礁と様々に生物が棲み分けして、まさに生物多様性に富んだところであり、安定した湿地であると、専門家からも認められている春の潮干狩り、秋のハゼ釣り人と人々を楽しませる様々な顔を持つ三番瀬です。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

堂本知事により発足した円卓会議は、二年間討議してきて、この一月検討結果をまとめた。先発事業として行われるのは、市川塩浜護岸の前面に、石積み護岸をし、土砂を入れることである。が、どこから土砂を持ってくるのか、どんな砂にするのか、粗いものか細かいものかといった議論はされなかった。

土砂を入れる目的が、干出域を増やすことなのか、地盤沈下しているからなのか、あいまいだからである。報告書には湿地復原の原則とガイドラインを尊重するなんて書いてあるが、書いてだけで終わっている。

土砂を入れれば、今いる生き物は死んでしまう。しかし、ある委員は「今いる生き物は犠牲になっても、新たなる生き物が生まれるからと」いった。がそんな保証はまったくない。

また、三番瀬はラムサール条約登録湿地の基準を十分に満たしていることから、環境省の登録湿地54カ所にもリストにあげられている。が漁業者がノリに羽毛が入るとか、水鳥が貝類を食す、さらに登録されると、構築物が造れないとか、覆砂が出来ないなどを理由に、登録に反対をしている。そんなことで地元の調整がとれていないことが理由になり、環境省も二の足をふんでいる。

三番瀬の埋立は沼田知事時代740<sup>ヘクタール</sup>から101<sup>ヘクタール</sup>になり、堂本知事の選挙公約、埋立白紙撤回で0になった。しかし、堂本知事は、第2湾岸道路は必要とことあるごとに発言している。自然再生という名を借りた開発事業がいま行われようとしている。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

生物豊かな三番瀬は、今のまま保全することが一番自然にかなっている。

再生をするというなら、既に損なわれてしまったところ、即ち埋立をしたが遊休地になっているところを海にもどすことである。

また、第二湾岸道路を新たに作る必要性はまったくありません。京葉線のもともとの目的は貨物線であった。それらをうまく利用すればよい。車に頼らない公共交通の見直しが先決。

また、江戸川左岸流域下水道も、関宿から延々60kも、管渠を使用して市川に持ってくると、江戸川の河川水が減少します。上流域、中流域で、休耕田等を利用して処理場を作り、処理水をもどすことが水循環の上から求められているのです。

2004国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

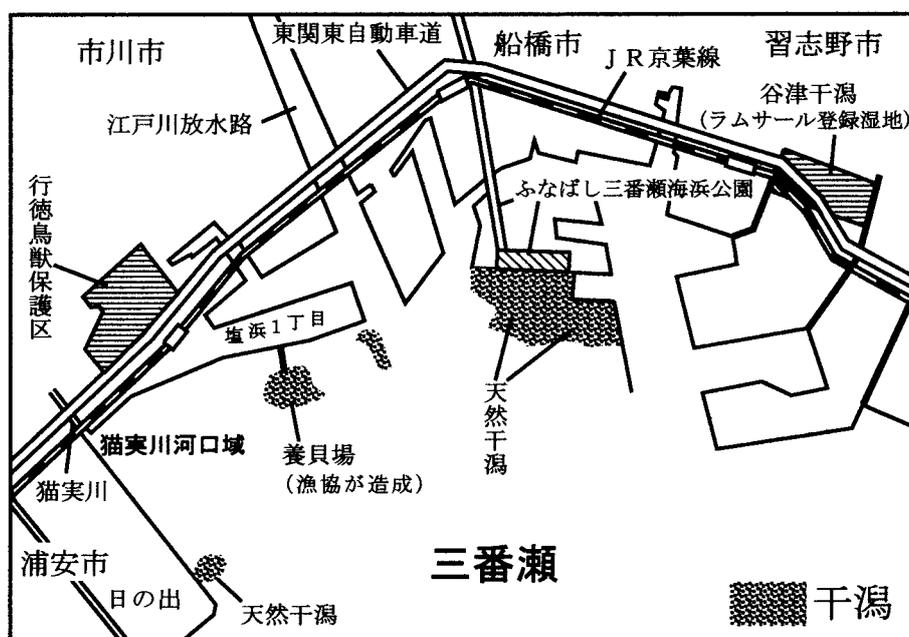
湿地の名称: 三番瀬	
位置: 千葉県船橋・市川両市の沖	面積: 1200ha
湿地タイプ: 干潟・浅瀬	湿地の特性:
法的規制: 銃猟禁止区域	
権利関係: 漁業権	

保護団体に関するデータ

団体名: 千葉県自然保護連合	報告者: 千葉県自然保護連合事務局
住所: 千葉県習志野市袖ヶ浦6-11-13 牛野くみ子方	
Tel: 047-453-4987	Fax: 047-453-4987
E-mail: boso@js8.so-net.ne.jp	URL: <a href="http://www005.upp.so-net.ne.jp/boso/">http://www005.upp.so-net.ne.jp/boso/</a>

湿地の現状:

三番瀬は、東京湾奥部の船橋・市川両市の前面に広がる約1200haの干潟と浅瀬である。日本有数のスズガモ、アジサシ、シギ・チドリ類などの飛来地で、170種の野鳥が記録されている(1974～98年)。ノリ、アサリなどの好漁場ともなっている。また、底生生物が多いので浄化能力がたいへん高く、東京湾全体の環境を維持する役割を担っている。



この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

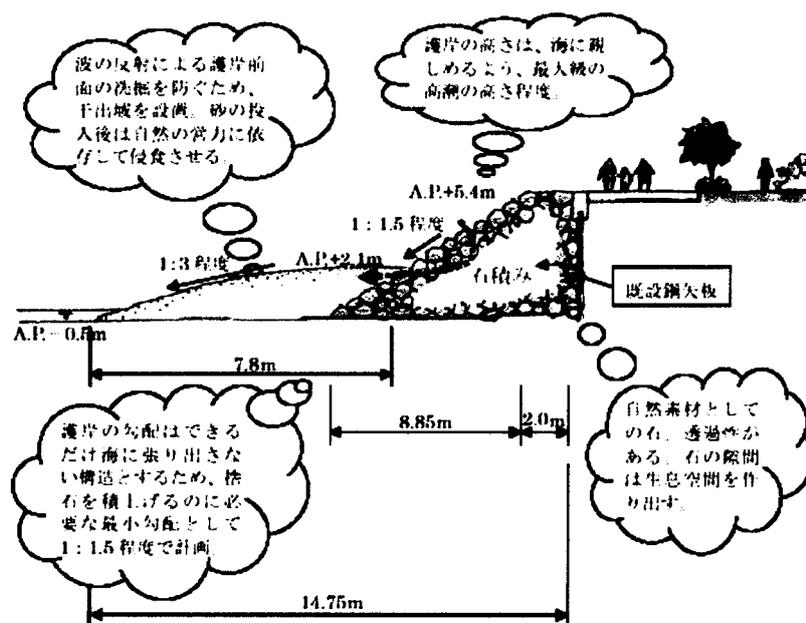
三番瀬埋め立て計画（101ha）の白紙撤回を掲げて当選した堂本暁子知事は、2001年9月に埋め立て計画を中止した。しかし、この埋め立て計画は第二東京湾岸道路（第二湾岸道）を三番瀬に通すためのものだった。堂本知事は、「第二湾岸道は絶対に必要」と言い続けていた。そこで、新しい三番瀬再生計画を策定するため、2002年1月に三番瀬円卓会議を発足させた。円卓会議は2004年1月、県（堂本知事）の目論見どおりに、三番瀬市川側海域の一部をつぶして石積み護岸をつくり、その前面に人工砂浜をつくることを決定した。これについては、三番瀬保全団体、全国的环境保護団体、市民などが強く反対した。パブリックコメントも、圧倒的多数が反対の意見だった。しかし、円卓会議はこれらの意見を無視し、強引に「石積み護岸＋人工砂浜」（「砂護岸」造成）を三番瀬再生計画案に盛り込んだ。この「砂護岸」造成は、目的が明確にされていない。それをつくることによって、ほんとうに三番瀬の自然がよくなるのかという議論も、円卓会議ではまったくされなかった。

千葉県は、「砂護岸」造成を「三番瀬再生事業」の「先発事業」（最優先課題）として位置づけ、「三番瀬再生会議」（円卓会議の後継組織）の発足前に大急ぎで進めるとしている。それも、環境アセスはきちんと行わないで、である。

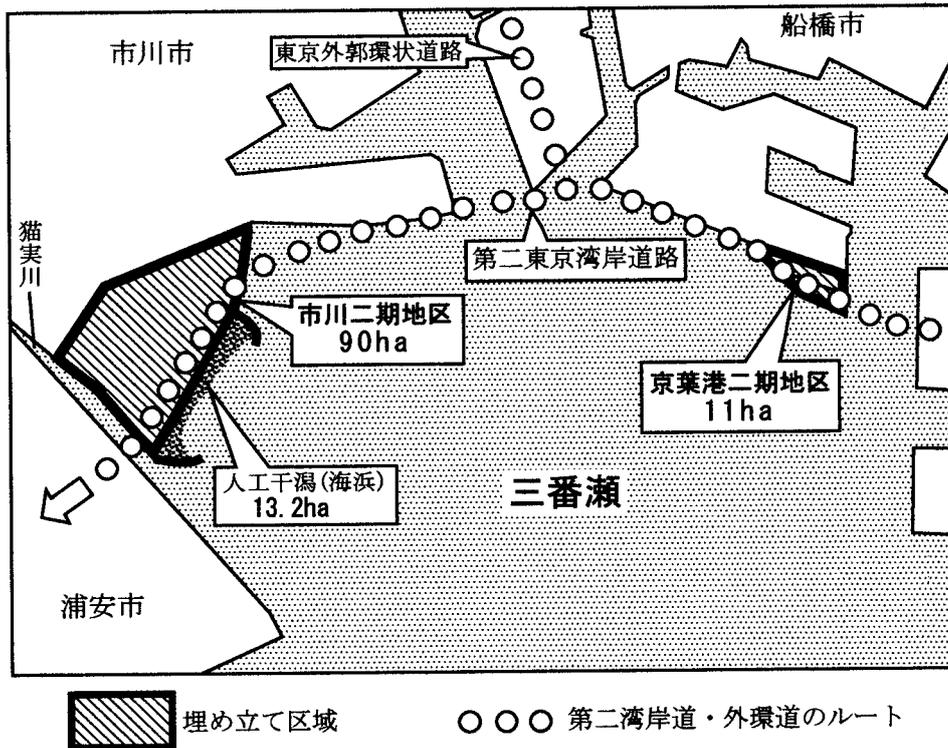
この「砂護岸」造成は、三番瀬に第二湾岸道を通すための布石とみられている。土砂を投入しつづけて猫実川河口域全域を人工砂浜化し、第二湾岸道をつくりやすくするということである。たとえば、地元市川市の幹部はそのように話している。

堂本知事は、三番瀬のラムサール条約早期登録にも否定的である。その理由は、「いま登録湿地になると第二湾岸道がつかれなくなるから」と言われている。

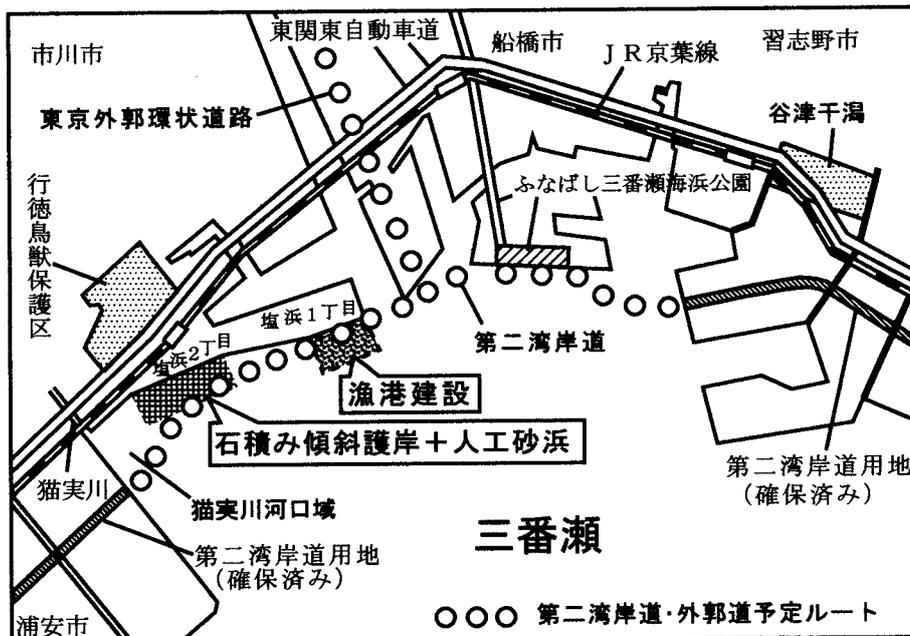
三番瀬再生事業の“売り”は「石積み傾斜護岸＋人工砂浜」  
～ これのどこが自然再生か！ ～



白紙撤回された三番瀬埋め立て計画 (101ha)



三番瀬再生事業の柱は「石積み傾斜護岸+人工砂浜」と漁港建設  
 ~そのウラに第二湾岸道あり~

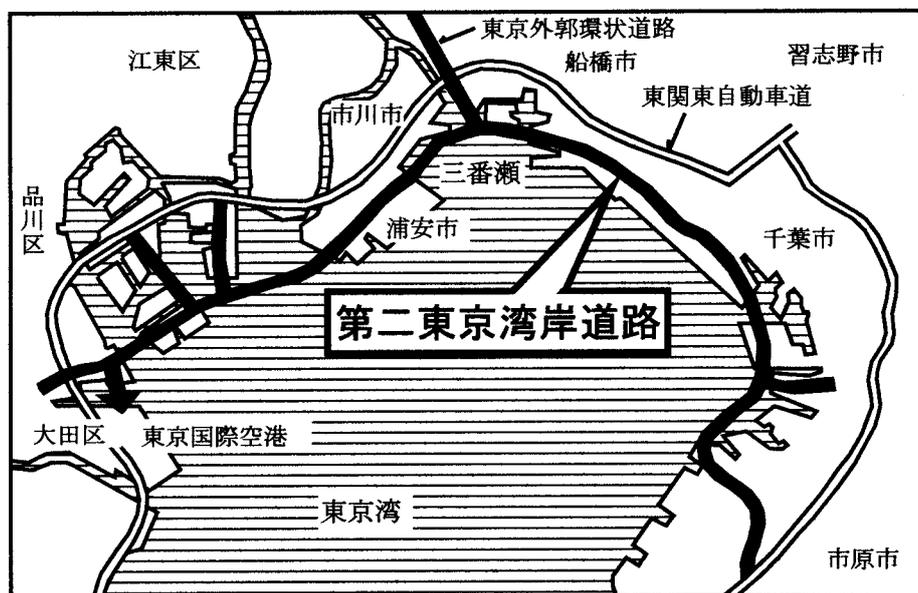


## 地域の現状を踏まえた提言、意見

猫実川河口域は、東京湾奥部で奇跡的に残された浅瀬である。ここにはドロクダムシ、ホトトギスカイ、エドガワミズゴマツボなど、三番瀬のほかの環境条件には存在しない底生生物が多く生息している。アナジャコもたくさんいる。ハゼなどの稚魚がたくさん泳ぎ回っており、“稚魚の楽園”ともなっている。それほど、ここは生命力豊かな浅瀬である。生物多様性の観点からも、ここを保存することは重要である。また、この海域では浄化作用も活発に行われているなど、三番瀬全体の環境の中で重要な役割を果たしている。こうしたことは、千葉県が実施した補足調査でも明らかにされている。

そんな大切な浅瀬をつぶして、石積み傾斜護岸をつくったり、土砂を投入することは、だれがみても自然破壊でしかない。千葉県自然保護連合、千葉の干潟を守る会、三番瀬を守る会、三番瀬を守る署名ネットワークなどの団体は、「わずかに残された干潟・浅瀬をこれ以上つぶすな」「事業計画の段階で環境アセスやモニタリングなどをきちんと行い、三番瀬の自然環境に悪影響を与えると判断された場合は、事業を中止すべき」「第二湾岸道は、市民参加で必要性などを検討し直せ」などの要求を掲げて、さまざまなくみをおこなうことにしている。また、2005年のラムサール登録を求めて署名活動を進めている。

### 第二湾岸道の予定ルート



〈注〉第二湾岸道用地の陸上部分は9割以上が確保済み

## 日本各地の湿地からの報告

### 湿地に関するデータ

湿地の名称：九十九里海岸	
位置：千葉県東部九十九里海岸汀線部	面積：約1,800ha
湿地タイプ：海洋沿岸域湿地	湿地の特性：砂質海岸
法的規制：県立九十九里自然公園、一部鳥獣保護区	
権利関係：国有地及び県有地	

### 保護団体に関するデータ

団体名：千葉県野鳥の会	報告者：富谷健三
住所：〒261-0011 千葉市美浜区真砂2-16-1-1006 沢田文夫方	
Tel：043-279-5748	Fax：043-279-5748
URL： <a href="http://www.lares.dti.ne.jp/~t-nzk/">www.lares.dti.ne.jp/~t-nzk/</a>	

### 湿地の現状

千葉県の太平洋岸に位置し、北は飯岡町、南は一宮町に至る日本最大級の砂質海岸で、海岸線の長さも約60kmと長く、約100mの幅に砂浜が広がり、遠浅の海であるため、干潮時には幅200m以上の干潟ないしは浅瀬が出現する。

北から、新川、栗山川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、一宮川など大小いくつもの河川が流入し、河口部の浅瀬や中洲などにも干潟が出現する。

春と秋の渡りの季節には、メダイチドリ、ムナグロなどのチドリ類や、キョウジョシギ、トウネン、ハマシギ、オバシギ、ミユビシギ、キアシシギ、ソリハシシギ、チュウシャクシギ、オオソリハシシギ、などのシギ類が多数飛来生息する。ときにはオオメダイチドリやヘラシギ、キリアイなどのシギチドリ類の他コクガン、ミヤコドリ、セイタカシギ、ヒレアシシギ類なども確認されている。

特にミユビシギは、春秋の渡り時期の他、冬期にも100羽以上の群れがいく群れも記録され、全国のミユビシギの半数以上が記録されている。冬期にはカモメ類やカモ類も多い。5月には沿岸を飛翔するミズナギドリ類の群れもみられる。

コアジサシも局地的に1000羽以上が繁殖しコロニーを形成している。特に、平成10年4月から、自然公園内のウミガメの産卵とコアジサシの繁殖、海浜植物の保護などのため、許可車以外海岸部への車輛の乗り入れが禁止になったことなどから、各地でコアジサシのコロニーが作られるようになった。

ハマグリやキサゴ（通称ナガラミ）などきれいな砂質海岸に生息する貝類も豊富で、盛んに漁が行われている。沿岸部ではアジやイワシなどの魚介類が豊かで、夏期には観光地曳き網が盛んに行われている。年間を通しイシモチやカレイ、キス、サバなどを目当てに釣り客も多く、また、サーフィンを楽しむ人や海岸を散歩する人も多数訪れている。



## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

特に目立った開発行為はないが、年々海岸の利用者が増え、海の家も季節に合わせて設置されるのではなく、恒久的な建物となり年間を通して利用されるようになった。こうしたことから年間を通して海岸部は利用者が占めるようになり、水鳥が安心して採餌休息をする場所がなくなっている。特にコアジサシにあっては海岸に乗り入れるオフロードカーやサンドバギー車などにより卵やヒナが踏みつけられる事故が頻繁に発生し、繁殖地が荒らされていた。海岸植物やウミガメの卵なども車に踏みつけられるなどして被害が出ている。

自然保護に対する関心の高まりから、各方面からこれらの保護のため、何らかの措置が講じられるよう要請が出された。その結果、平成10年4月から、許可車以外、自然公園内の海岸砂浜部への車輛の乗り入れが禁止され、進入路の閉鎖など、物理的に一般車の進入ができない措置が講じられた。また、本会や「九十九里の自然を守る会」など関連団体の働きかけにより、県、市町村が一体となり、コアジサシ繁殖地へ立ち入らないように標示した簡易柵を設置するなどして、その保護が経常的に行われるようになった。しかし、禁止を無視して進入する車や犬の散歩に訪れる人などにより、無意識のうちに被害が発生したり、カラス類による卵やヒナの捕食被害も発生している。

## 地域の現状を踏まえた提言・意見

九十九里海岸の河口部や内陸部には、かつて、潟湖状の湿地や、砂丘後背湿地と呼ばれる大小様々な湿地が点在し、シギ・チドリ類やカモ類、クイナ類、サギ類など、多くの水鳥の繁殖や採餌休息場所などとなっていたが、そのほとんどが埋め立てられ、広々と続いていた水田地帯も乾田化が進み、九十九里平野のどこでも見られていた水鳥の生息地が急速に失われてしまった。

これらの湿地は水源涵養や洪水緩和など、人間の生活にも重要な役割を果たしていたものである。

また、河川の中洲や河口部の干潟部も、流下水の流量確保から、浚渫や河川改修などにより急速に消滅してきているが、これらは水質浄化にも大きく貢献している。

これまでの一面的な人間中心の土地利用から脱却し、豊かな自然とともに永続的に生活できる環境作りや土地利用が行われることが望まれる。

幸い、自然環境に対する関心の高まりもあり、河川改修においては地域住民や有識者との検討会が開かれ、自然環境を重視した工法が取り入れられるよう考慮されるようになってきた。また、海岸線の保全もある程度進められてきている。

今後とも、関係団体や県市町村等関係機関とも連携を取り、コアジサシの繁殖地保全を中心に、自然状態の湿地の確保、水鳥生息地の保全に向け活動を続けていく予定である。

2004年国際湿地シンポジウムIn敦賀  
ラムサール登録—その役割と展望—  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於：福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：北方遊水池	
位置：市川市北方4丁目	面積：約16ヘクタール
湿地タイプ：湿地、浅池	湿地の特性：調節池
法的規制：河川区域、国土交通省水辺プラザ事業に指定	
権利関係：用地買収により公有地化	

保護団体に関するデータ

団体名：市川緑の市民フォーラム	
住所：〒272-0832 千葉県市川市曾谷7-24-3	
Tel：047-373-3219	FAX：同左

湿地の現状

<p>市川市内を流れる真間川水系は、流域の急速な開発と独特の地形特性（下総台地と市川砂州に挟まれた低地）により、昭和50年代に入ると頻りに都市型水害を繰り返すようになり、昭和54年、建設省（現国土交通省）により「総合治水対策事業特定河川」に指定された。総合治水とは、単に河川改修のみで治水対策を行ってきた従来型の治水事業ではなく、緑地の保全、浸透区域の確保、遊水池の確保、貯留施設・調節池の整備、河川改修などにより、総合的に水害の起こりにくいまちづくりを進めるもの。その結果、真間川水系大柏川の氾濫を防ぐために「大柏川調節池」を整備することとなり、用地買収が着々と進められていたが、買収により水田が休耕田やヨシ原に変化していく過程で100種を超える野鳥が観察される市川でも貴重な場所となっていく。</p> <p>一方、1960年代以降、市川市からは急速に水田と樹林地が失われ、里山的自然環境が狭められている状況であったので、1992年当フォーラムは真間川の桜並木を守る市民の会、都市鳥研究会、千葉県野鳥の会などとともに、事業主体である千葉県と地元自治体である市川市に対して要望書を提出した。その要望とは、今後整備される調節池を治水施設として十分に活用しながらも、ここに内陸低湿地の自然を復原し、多くの野生生物の生息場、稲作文化の継承の場、市民の憩いの場、ヒートアイランド化を防ぐ場など、重層的に活用しようというものであった。その後の経過には紆余曲折があったが、1994年末「全面を自然型で整備し、今後も市民と協議する」との合意に達した。</p> <p>現在、用地内では工事が進行中で、すでに東側部分については完成し、浅い水辺が広がっている。全体の工事は2年後の予定である。浅い水辺部分では、2月にはニホンアカガエルが産卵し、6月には千葉県では2例目のツツイトモの繁茂が確認された。</p> <p>完成後には、市民のボランティアが遊水池の維持管理をしていかなければならぬため、すでに約100名の市民からなる「北方遊水池の会」が発足し、試験的に今年から用地内の一部分で維持管理の作業がスタートするところである。</p>
---

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

- 1, 現状の整備は、時間 50mm の降雨に対応するもので、貯留量は約 25 万トンである。1994 年の合意ができた時点では、この 50mm 対応の調節池を基本として調節池をデザインしていくことになっていたが、最近行政側は「将来計画として 75mm 対応を検討していかなければならない可能性がある」と述べ、さらに大きく掘り込むことが懸念される。行政側がこのような言い方をするようになった背景には、「特定都市河川浸水被害対策法」において、真間川が著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川であるとして、さらに治水安全度の高い工事を緊急に進めるようになるのではないかと予想していることが上げられる。しかし、この法律は、今まで進めてきた総合治水対策が十分にまちづくりの隅々に浸透していないことを受けて、総合治水対策をさらに充実して実施できるように法的措置を講じたものであり、一部の治水施設だけを将来型に造り替えることは、この法の主旨をはき違えていると言わざるを得ない。今後、この点について千葉県都市河川担当部局との話し合いを考えている。
- 2, この広大な用地内を、ヨシ原、湿地、浅い池、深い池、水田、水路など多様な水辺環境として維持管理していくノウハウと市民ボランティアの確保等については、今年行われる試験的維持管理の結果を踏まえた検討が必要である。
- 3, 地元市川市の緑の基本計画におけるこの地に対する位置づけは、自然豊かな「水辺の拠点」であったが、財政的な問題からか、最近は「あくまでも治水施設」などと言いが変わってきている。野生生物の生息環境として、環境教育のフィールドとして、さらには市民が稲作を体験できる場など、この地を重層的に利用していくためには、それ相当の予算の投入が必要である。その点について、市川市とのコンセンサスが必要になってきている。
- 4, 浅い池部分は順調に自然環境が回復しているように見える。しかし、2年後、3年後遷移が進んでいったときに野生生物の種の多様性が維持されるかどうかは、維持管理の問題と絡んで非常に難しい問題である。先進地域に学ぶ必要がある。
- 5, 現在「北方遊水池の会」は任意団体であるが、今後 NPO 組織に改編する必要があるかどうか慎重に検討する必要がある。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

- 1, 何と云っても、地元市川市が全面自然型としたこの北方遊水池を、市川市の貴重な水辺の拠点となるであることを十分に認識する必要がある。市川市のように大都市に近接し都市化の進行した地域において、まとまった水辺空間を新たに確保するのは至難の業である。ところが調節池は治水上の問題から新たに確保される公有地であり、このような土地を利用して地域の自然を再生させることが、潤いのあるまちを生み出し、地域の生物多様性を確保していくことができる、これからのまちづくりの重要な手法であることを理解し、このような調節池を整備したことを誇りに思ってもらいたい。そして、この地を豊かな水辺環境とするために、市民との協働をしっかりと進めていきたい。
- 2, 同じ市川市内の真間川水系国分川沿いに、さらに大きな国分調節池計画がある。面積は 24 ヘクタールである。この調節池についても、基本的には水辺の自然環境を復元した自然型の調節池整備の基本計画案が完成している。したがって、この地も今後市川市の豊かな水辺として貴重な場所としていくために、早急に国分川調節池についても市民ボランティアの活動がスタートすることを望みたい。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：小櫃川河口・盤洲干潟	
位置：木更津市	面積：1400ヘクタール
湿地タイプ：湿原・塩性湿地 河川	湿地の特性：アシ原 43ha、砂質干潟
法的規制：なし	
権利関係：木更津市7漁協・アシ原は県	

保護団体に関するデータ

団体名：小櫃川河口・盤洲干潟を守る連絡会	報告者：御簾納照雄
住所：千葉県君津市向郷681	
Tel：0439-27-2245	Fax：

東京湾・盤洲干潟が危ない

御簾納照雄（小櫃川河口・盤洲干潟を守る連絡会）

干潟の概要

現在、東京湾に存在する干潟は、三番瀬、谷津、盤洲、富津などが挙げられますが、その中でも盤洲干潟は、1400haの広大な面積を持つ日本最大級の砂質干潟です。

干潮時には、目の前に広がる広大な砂浜（前浜）と自然海岸の後背地には約43haにおよぶ塩性湿地帯（後浜）があり、ここにはヨシが生い茂り、大昔から引き継がれた自然干潟を形成し、原風景をとどめています。

1988年、千葉県環境部の調査報告書によりますと、盤洲干潟、小櫃川河口域で確認された生物は、植物約350種、野鳥128種、魚類60種、底生動物約40種、特に今や地球上でこのアシ原のある局地的な場所にしか棲息しない昆虫も発見され、学術的にも貴重な財産といえます。

アクアライン開通後の周辺開発

しかし、東京湾アクアライン開通後、この地域に開発の目が向けられ、千葉県企業庁が埋め立て、地元金田漁協振興のために払い下げられた土地はホテル業者が1999年4月買収し、5階建温泉施設および11階建てホテル（高さ45m）の建設計画が発表されました。私たちは干潟環境に重大な影響を与えるとして建設見直しを求めて数回の話し合いをもちましたが、県が建設を許可、話し合いは一方的に拒否され、工事は進行し、2000年、温泉施設、翌2001年、ホテルも営業を開始し、現在に至っています。

この時点で、干潟について法的保護が皆無の状況であることから自然保護団体が大きな輪をつくらなければ干潟は守れないことに気づき、県内の14団体が結集して当連絡会が発足しました。

温泉施設、ホテルの排水は合計日量1000トンに達します。その影響と思われることが、アサリ、バカガイ、海苔、魚、底生植物などに現れ始めています。

アサリ、バカガイの収量は激減し、海苔も収量が減少しています。環境省が調査対象としているハマツナ群落は、既に群落ではなくなり、昨年段階ではほぼ3カ所に数平方メートル単位で散

見するまでになりました。特に昨年からの減少は著しく、本年 1 月からの追跡調査でも種は周辺に落ちて発芽はしてもそれから先が育たなくなっています。今年 5 月に入ってから 3 カ所のうち 1 カ所は 1 本もなくなってしまうました。全滅が近づいていると危惧します。同じことが底生植物のシオクグにも現れており、既に 30 パーセントは根腐れでなくなりました。現在、かろうじて生きているものも先端がほとんど枯れており元気がありません。弱いものから影響を受けていると考えられます。

#### 追い討ちをかける開発

さらに 2000 年末、干潟直近に子どもを対象とした広大な敷地（約 8ha）を持つ遊戯施設の計画があり、既に千葉県は開発を許可してしまいました。着工には至っていませんが建築確認申請がいつ出されるか分からない状況にあります。なお事業主は三番瀬円卓会議の委員であった方です。

本来であれば、盤洲干潟に隣接するこの計画地は、干潟を守るための緩衝地帯であるべき地域です。干潟への大きな影響として騒音（自動車、放送）、夜間照明、排水が予想されます。水はリサイクルして使用し、最後は敷地内の植物などに散水するとのことですが、いずれは干潟へ排出されます。

残念なことに、この遊戯施設建設に当たって、一部の自然保護団体（？）が事業主側の手に乗って「法的に止めることができないのならば条件を出そう」ということで早い段階で条件を出してしまい、開発許可まで進行してしまいました。事業主側との最後の話し合いの席で事業主代理人は「自然保護団体が結束して反対していたら出来なかった」と述べています。反対を貫いていれば最悪の場合でも業者側が逆に条件を出してくるのです。まだ建築確認申請が出ていませんのでこれからもねばり強い反対運動が必要です。

三番瀬を守る皆さんとも連帯しながら、東京湾に残された貴重な自然である浅瀬・干潟を、出来る限り開発負荷なく残すために、行政や関連団体に要請していくことを主眼に粘り強く活動していきます。

## 日本各地の湿地からの報告

### 湿地に関するデータ

湿地の名称：盤洲干潟（小櫃川河口干潟及び周辺地域）	
位置：千葉県木更津市	面積：約1,900ha
湿地タイプ：海洋沿岸域湿地（前浜干潟、河口干潟）及び人工湿地（水田）	湿地の特性：砂質干潟、浅海域、内陸の水田
法的規制：陸域部は銃猟禁止区域	
権利関係：ほとんどは公有水面で、内陸部はほとんどが私有地。	

### 保護団体に関するデータ

団体名：千葉県野鳥の会	報告者：富谷健三
住所：〒261-0011 千葉市美浜区真砂2-16-1-1006 沢田文夫方	
Tel：043-279-5748	Fax：043-279-5748
URL：www.lares.dti.ne.jp/~t-nzk/	

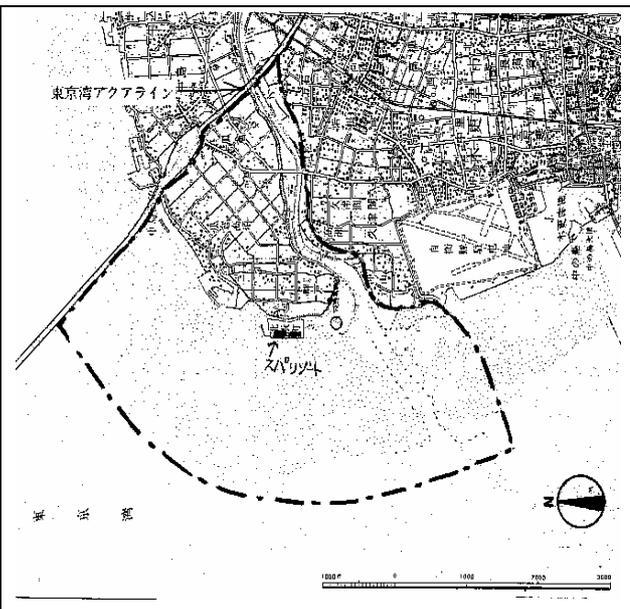
### 湿地の現状

小櫃川と旧流路であった浮戸川に挟まれた区域及び干潟部並びに浅海域である。干潟部は日本でも有数の自然状態が保たれた砂質干潟で、干潮時には汀線から沖合1～2kmに及ぶ広大な干潟や浅瀬が現れる。特に小櫃川河口部は三角州となり、泥質の干潟や潮溜まり、感潮クリークなどがあり、東京湾沿岸部の原風景を残した唯一の場所となっており、朝日新聞の21世紀に残したい日本の自然100選に選ばれている。

これまでの調査で、カラシラサギ、クロツラヘラサギ、オオハクチョウ、ヨシガモ、アメリカヒドリ、シマアジ、ミサゴ、クイナ、ミヤコドリ、ハジロコチドリ、オオメダイチドリ、ヒメハマシギ、アカアシシギ、オオソリハシシギ、ホウロクシギ、セイタカシギ、ツバメチドリ、ワシカモメ、オニアジサシ、ハシブトアジサシ、ヤツガシラ、アリスイ、ノビタキ、オオセッカ、メボソムシクイ、キビタキ、コジュリン、ミヤマホオジロ、ベニヒワ、コムクドリなど41科155種、未整理のものもあり、それ以上の鳥類の生息が確認されている。特に日本で繁殖する1万羽ほどのコアジサシが越冬地へ向かう前にここに集結し渡って行く。アジサシ、ハマシギなども数千羽に及ぶ大きな群れが渡りの中継地等として利用している。

ここ数年、区域内にある浸透実験池（海水から工業用水を採取するため1965年に試験的に造成された池）に於いて300羽程のカワウがコロニーを形成し繁殖している。昆虫層も豊かで、世界で唯一のキイロホソゴミムシの生息地となっている。

海浜植生、湿生植生も豊かで、ハママツナ、シオクグなどの塩生植物の群落もみられる。貝類や魚類、底生動物も豊かで、潮干狩りや潮の干満差を利用して魚を捕る「簾立て」などの名所ともなり、アサクサノリの養殖場としても日本屈指の場所となっている。



## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

東京湾アクアラインの開通とともに、周辺道路の整備やアクアライン利用者の増加に期待した観光関連施設の建設が進んでいる。干潟に接する埋立地に於いて、大型浴場（スパリゾート）施設と大型宿泊施設が建設され、営業している。さらに現在は計画が中断しているが、大型テーマパークの建設計画も浮上している。

アクアラインの利用効果を期待して、今後も各種の大型施設の建設が行われることが予想され、急速な都市化、観光地化に伴う環境の悪化により、貴重な干潟が消滅する危険性が懸念される。

干潟の保全について、「盤洲干潟をまもる会」がこれまでもクリーン作戦を展開したり、市や県に対して盤洲干潟の重要性と保全の必要性を訴えてきた。また、「日本野鳥の会千葉県支部」でも浴場施設開業に伴い、排水汚染の懸念から水質調査を実施している。この他、本会を含め、「千葉県自然保護連合」やそれに加盟している「千葉の干潟を守る会」、「小櫃川の水を守る会」、また「小櫃川河口盤洲干潟を守る連絡会」など、多くの自然保護団体等が保全へ向けての活動を行っている。

しかし、海上は全く何ら自然環境に関する指定を受けておらず、陸の部分も銃猟禁止区域に指定されているものの、それ以外は自然環境に関する法的規制を何ら受けていない区域であり、私有地でもあるため、次々に行われる施設建設や、これから起こりうる開発行為に対し、極めて規制しにくい状況にある。

千葉県では第9次鳥獣保護事業計画で、平成17年度に河口三角州の干潟部を中心に約390haを鳥獣保護区に指定するとしている。しかし、本会では、干潟部だけではなく、浅海域や内陸の水田、河川中洲の干潟も重要な湿地であるため、これらを含め、約1,900haを鳥獣保護区（特別保護地区を含む）に指定し、三番瀬とともに、早期にラムサール条約登録湿地へ指定するよう、県などに働きかけている。さらに、富津岬から江戸川河口部に至る干潟や浅海域を含む東京湾全域のラムサール条約登録湿地への指定が早期に実現されるよう、関係各団体とともに働きかけていく予定である。

## 地域の現状を踏まえた提言・意見

盤洲干潟はこれまで重要な干潟と認識されてきているものの、特に目立った開発行為などがなかったため、関心の程度も低かった。しかし、東京湾アクアラインの開通に伴い、急速に開発行為が進展し、このままの状態が続くと、東京湾最後の自然状態を保った干潟は消滅してしまう。

千葉県では三番瀬の保全が当面重要な課題となっているが、三番瀬とともにこの盤洲干潟の保全は急を要する課題となっている。

今後も地元「盤洲干潟をまもる会」などの活動を支援するとともに、県に対し、この地域の鳥獣保護区（特別保護地区を含む）の指定、及び東京湾全域のラムサール条約登録湿地への指定を早期に実現するよう働きかけていくことにしている。

かつて干潟を埋め立てて造成され、漁業組合の観光施設として使用されてきた埋立地が売却され、新たに大形浴場や宿泊施設が建設され営業をしている。テーマパークばかり、この他、商工業や流通関連施設誘致を目的とした大規模な土地区画整理が進められている（現在事業採算の目処が立たず頓挫している）など、次々に開発計画がわき上がっており、それに伴う環境の悪化が懸念されている。これからは経済中心の計画から、自然環境を重視した計画に改められる時期に来ていると思う。

さらに近年、魚釣りのブームが広がるに伴い、釣り餌用のカニ類（主にアシハラガニ）の乱獲がひどく、このままの状態では絶滅に瀕する状況となってきている。このことについても関連団体等と対策を協議していきたい。県や市等の関係各機関はじめ、自然保護、湿地保全、干潟保全に関心のある各団体の力強いご支援をお願いする。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：盤洲干潟、または小櫃川河口干潟	
位置：千葉県木更津市金田	面積：1400ha
湿地タイプ：干潟	湿地の特性：後浜の小櫃川河口三角洲のアシ原と前浜の広大な砂質干潟と東京湾干潟の原型を保つ
法的規制：なし	
権利関係：前浜の干潟は漁獲権	

保護団体に関するデータ

団体名：盤洲干潟をまもる会	報告者：藤平量郎
住所：千葉県君津市久留里市場 23	
Tel：0439-27-3002	Fax：0439-27-3002

湿地の現状：

河口三角洲のアシ原（後浜）と前浜の砂質干潟には、前浜にアクアラインが建設されて以来、開発行為は行われず、基本的には変わりはない。が細かく見ていくといくつかの変化が見られる。

1. 小櫃川に面して防風林として植えられた松林（約 50 年生）の西端が少しずつ浸食されている。これは上流にダムが出来た昭和 50 年代から始まっている。干潟前面の汀線も少しずつ後退してアシの根だけ残っている。やや内陸側の中洲の小櫃川に面した側も削られて来ている。一方砂の堆積する部分もある。
2. 生物相が貧弱になって来ている。
  - (1) 以前干潟観察会を行った時、ハマグリ、アカニシも見つかったが、最近 3～4 年は皆無である。また河口域アシ原のヘナタリ貝、フトヘナタリが全く見かけず、前浜ではウミニナを見かけなくなったが、今年見付きりほっとしている。
  - (2) コアマモが激減している。
  - (3) 鳥類の個体数も減少している。  
いつも夏に飛来してくるコアジサシは以前は 1 万～2 万の大群であったが、昨夏 2 千～3 千、今年は 1500～2000 羽程度、また冬のカモメも以前は川を埋めたが、今はせいぜい、2000 羽位である。一方カワウは一貫して増えつづけて浸透実験池のエノキやクズ、セイタカアワダチソウの草地を裸地化してしまった。魚を食べるので漁師と我々保護団体を離反させる原因ともなるので注意している。
  - (4) ハマツナも減少しているが、シオクグに代わられているので遷移の進行とも見られる。がコアマモの激減と関連があるとすると川の流域でもあり農業が疑われる。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

盤洲干潟の保全に関する課題は、この干潟が東京湾の原風景を残す貴重な自然でありながら法的には全く守られていないことにあります。即ち自然環境保全地域に未だ指定されておられません。千葉県、木更津市とも指定に賛成ですが地元の理解が得られないためです。一つには行政側に保全地域指定の熱意がなく、特に今年は県知事選の結果まちですが、一方地元では干潟で生活していない他所ものが、地元のことに口を出すことに対する拒否、嫌悪感があり厄介です。ですが最近漁民の中でも自らホームページを開設し、ここの干潟の魚、貝、海苔を宣伝するものが現れ、我々環境 NPO に対しても理解し、共に干潟をよくしていこうという姿勢が見られます。彼らとの環を広げ、地元漁師との理解を得ていこうと考えています。

周辺の開発につきましては以前金田漁業組合が保有しておりました三万坪埋立地（北浜町）にはスパ及びホテルが建設され繁盛しております。当然排水が流されます。私共はその排水の流入する水路の水質の COD 等を四季を通して調査しております。周辺の干潟よりも高濃度ですが基準以下です。今の所周辺の生物に顕著な影響は現れていません。またこのホテルの隣接陸地に「童話の里」計画がありましたが、このデフレで実現の可能性は殆ど消えています。私共は逆にこの土地が産廃業者に売却されることを逆に警戒しています。

### 問題点

湿地の現状で述べた通り、この干潟の生物相が貧弱になって来ています。この干潟にはかつては豊かな藻場があったと聞いています。藻場（アマモ場）の再生が必要です。そのためには漁師たちの理解、協力が必要になりますし、それはまたこの干潟で働く漁師のためでもあります。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

現状と課題、問題点であるこの干潟の自然環境保全地域指定と生物相の回復とも、この地域の漁師との理解、協力が欠かせません。私達は数年前からその方向で行動しております。ただ生物相の回復、藻場の再生はその技術がありません。その意味で三番瀬での実験に注目いたしております。

# ラムサール条約登録湿地 藤前干潟

NPO 法人 藤前干潟を守る会

辻 淳夫 文・写真



2002年11月、宮島沼とともに日本で12番目、世界で1200番目に登録された藤前干潟は、ゴミ埋め立てから守られ、それを契機に220万都市のゴミを大きく減らした湿地として世界に知られました。

自然破壊型開発と、大量生産・大量消費の「使い捨て」社会を見直し、持続的・循環型の社会をつくる出発点として、21世紀に希望をつなぐ象徴となったのです。

## ●春の生きものまつり

5月5日の藤前干潟は、200人を超す人々でにぎわっていた。1990年から続けられている「藤前干潟・春の生きものまつり」である。今年のテーマは「びっくり！とはてな？を見つけよう」。シギやチドリ、ゴカイにアナジャコ、フジツボにプランクトンなど、干潟の生きものたち(仮装)が総出演する寸劇と、歌でオーブニング。まずは、望遠鏡で渡り鳥を見る、潮溜まりでカニに触る、顕微鏡でプランクトンを見るなどのコーナーめぐりです。竹を切ってカニを作るクラフト教室も大人気でした。

11時を過ぎて干潟が現れると、



写真1 泥んこ探検隊、今年の生きものまつり。  
(撮影:古田 龍)

いよいよ子どもたちの待望する泥んこ探検隊です。今年は、生きものたちにかける迷惑をなるべく小さくしようと、干潟に入るエリアや時間や入り方を工夫しました。

まずは、みんなで「生きものたちのすみかにおじゃまする」気持ちを確かめ、ガタレンジャーの先導で、50人ずつに分かれて、そーっと干潟に入ります。素足で触れるぐにゅぐにゅの泥の感触は、やってみるとたまらないもの、ためらいの声ですぐに驚きと喜びの声に変わり、シジミがいた、カニを見つけた、捕まえた子どもたちの歓声があがります。

今年は、前にはいなかったところに、アナジャコが増えていることも分かりました。子どもたちは、巣穴を壊されて出てきてしまったアナジャコの赤ちゃんに「ごめんね」と言いながら、泥の中に戻していました。そうした思いやりも、小さな生きものたちが、泥の中で自分の力で生きていることを体で感じてこそ湧いてくるもの、干潟はまさに子どもたちの感性を育むところだと思えます。干潟から上がって、食べるご飯のおいしさ、模擬店や野外コンサートにもぎやかに、楽しい子どもの日集いになりました

(写真1)。

## ● 藤前干潟とは

伊勢湾奥部の、名古屋港臨海工業地帯の中に、奇跡的に残された渡り鳥の生息地です(写真2)。1960年代からの臨海工業用地造成で、8,000haの干潟・浅海域が、4,000haの埋め立て地と、深い航路に変えられました(図1)。幸運にも残された約300haの泥質干潟は、埋め立てで追われた渡り鳥たちの最後のエサ場となったのですが、そこに、燃えないゴミや燃やしたゴミの灰を埋める最終処分場が計画されたのです。そのことを私たちが知ったのは20年前の1984年、

以来15年間の市民活動によって、ゴミ埋め立て計画を実施直前の最終段階で断念させることができたのです。

## ● 守られた経緯

最後のエサ場を守りたい、自分の出すゴミでつぶすのはイヤ、この先が不安といった素朴な市民の思いから、干潟で出会い、共感を広げる活動が

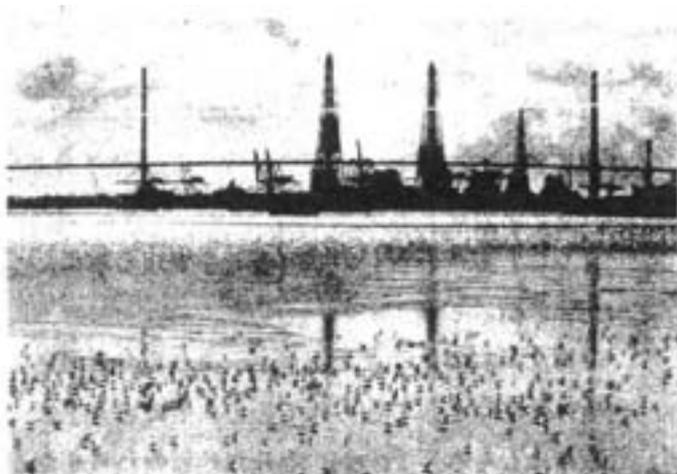


写真2 藤前干潟全景。港湾施設と工場群に取り囲まれた小さな水面が潮がひいて干潟が現れ、鳥たちがやってくると、すばらしく豊かな風景に一変する。

## 伊勢湾の干潟の喪失

1950年代に始まる名古屋港の臨海工業開発によって、8000haの干潟浅海域が、4000haの埋立地に変えられた。

Lost of tidal flat in Ise-bay, JAPAN

MARKED DECREASE OF KENTISH PLOVER  
シロチドリの大減

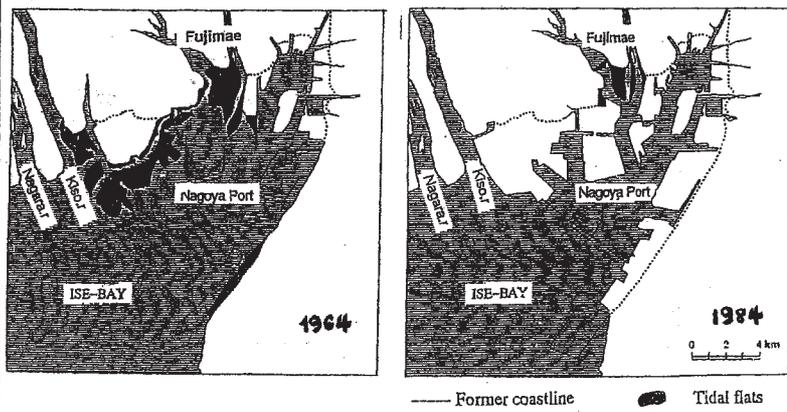
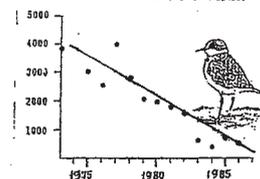


図1 伊勢湾の干潟の喪失

始まり、そこから、自分たちが出しているゴミと「使い捨て社会」のあり方に気づかされ、自らの代替案を育てました。

“チエデモ、ヒマでも、お金でも”と、しなやかに、広範に展開された活動は、研究者の協力を得て、現場を知る「市民の科学」として干潟の価値を実証し、環境アセスメントでは画期的な委員会答申：「影響は明らか」を引き出しました(写真3)。

1993年のラムサール条約釧路会議を契機に全国のNGOが連帯し、干潟を守る活動をひろげる中で強行された諫早湾の閉め切り：「ギロチン」の衝撃は、ムダで自然破壊の公共事業に対する国民の怒りを噴出させ、藤前干潟のゴミ埋め立てに対する全国的な世論の包囲網をつくられたのです。

## ● 名古屋市の英断から

諫早「ギロチン」と、「影響は明らか」答申が、環境庁(現・環境省)の決意を引き出し、

「人工干潟」による代償案をきっぱりと否定することで、名古屋市の英断を促しました。

処分場容量があと2年半、周辺自治体の四面楚歌(代替受け入れ拒否)の中での「苦渋の決断」でしたが、松原市長があとで語ったように「それは正しい選択だった」のです。

藤前干潟の保全を求めた7割の市民の責任感が、「守った以上、ゴミを減らさなきゃ」と、非常事態宣言に続く名古屋市の思いきった減量施策＝資源化分別収集に自発的な協力をはじめ、3年でゴミ総量を4分の3に、埋め立て量を半分にしたのです。

道理を通し、それを社会的に選択し、「ヤレバ、デキル」を見せたのは、名古屋市民の誇りです(図2)。



写真3 「鳥たちの大行進」干潟を埋めないで! 1987年5月3日。鳥たちの気持ちになって、栄町(名古屋の中心街)をデモ行進。

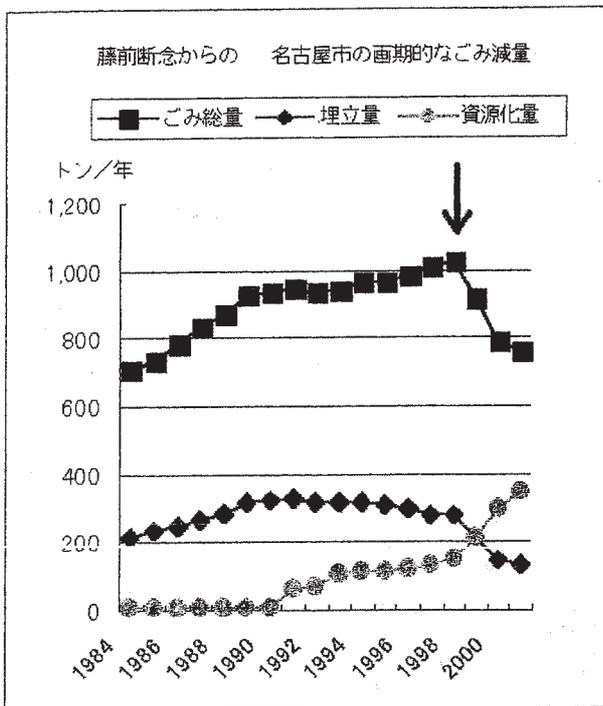


図2 藤前断念からの名古屋市の画期的なごみ減量。この結果は、2003年5月、220万名古屋市民と名古屋市が連名で、「自治体環境グランプリ」受賞として、評価された。

## ● これからめざすこと

### a. 藤前干潟からの発信

ラムサール登録湿地になって、恒久的保全の枠組ができ、市民の関心も高まっています。

環境省は、藤前地区と稲永地区にセンター施設の建設を進めており、来年3月の日本国際博覧会(愛知万博:「愛・地球博」)前にオープンさせる予定です。それは藤前干潟の魅力と本質的な意義を世界に発信する場になり、機会になるでしょう。

施設というハードウェアには、運用する人とプログラム:ソフトウェアがなくてはならず、もっと大切なのが、温かい市民のハードウェアだと思います。私たちは、その大切なソフトとハードを担う覚悟で、ボランティア・ガイドの主役:「ガタレンジャー」の養成を進めており、藤前干潟をNPOと行政の新しい「協働」を実現する場にしたいと願っています。

藤前干潟は、シギやチドリ、渡り鳥の全国最大級の渡来地として知られていて、その魅力を伝えるのはもちろんですが、それだけに終わらせたくはないと思います。大切なのは、渡り鳥だけでなく、私たちの暮らしも支えている生態系です。い

のちのつながりを見てもらいたいし、それを埋めようとした私たちの社会やくらしのあり方を見直す機会にもしてほしいのです(図3)。

### b. 「ゴミゼロ」への跳躍台

大きな成果があったゴミ減量も、3～4年目には横ばい状態になり、ゴミ量+資源化量では増加に転じています。見方を変えれば、市民が排出時にできる分別資源化は、ある程度までできたが、ゴミの発生源では以前と変わらない状況にあるのでしょうか。

容器リサイクルコストの負担が7割で「資源化貧乏」になると、名古屋市は回収費用を生産者に負担させる容器リサイクル法の改正を国に陳情しています。生産者には、回収費用の負担にとどまらず、生産から廃棄までの全過程を通して、ゴミ発生を抑える設計責任を自覚してもらう必要があると思います。

「ゴミゼロ」を社会設計の理念として、資源化可能なものの埋め立てや焼却を一切禁じた、カナダ・ノバスコシアのような決断をあらためて求めたいと思います。

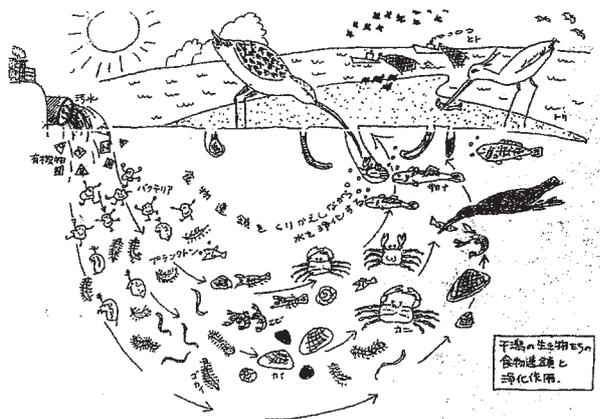


図3 バクテリアやプランクトンに始まる干潟のいのちのつながりが、海の生産力と健康を維持している。ここで育った小魚はやがて伊勢湾に出て、その一部を漁師が捕まえて街の市場に出し、私たちの食卓に並ぶ。つまり、干潟は人々の暮らしとつながっている。

### c. ゆたかな伊勢湾をとりもどすために

藤前干潟では、埋め立て断念後も(ラムサール登録後も)、シギ・チドリの減少傾向は続いており、底生生物にも、干潟中央部の浚渫窪地からの貧酸素水塊や、東海豪雨とその対策事業の影響も出ているようです。この秋には、愛知県による「窪地の埋め戻し」も行なわれる予定ですが、貧酸素水塊は名古屋港にも、伊勢湾にも、より深刻な形で発生しています(写真4)。

そうした現実を踏まえて、30年前にはあった、ゆたかな伊勢湾を取り戻していくために、流域の森・川・海に関わる市民の広域連携が必要です。まずは、だれにでもできるアサリ調査や、伊勢湾に注ぐ100河川河口部の貧酸素調査などによって、流域市民の思いと力をつなぎたいと考えています。それが、必ずや企業や行政とも「協働」し、制度割りや地域割り、年度割りの壁を超えて広がる力を生み出していくものと信じています。



写真4 深みの航空写真。干潟の中央部に、伊勢湾台風で壊れた堤防を直すために土砂を取った穴があり、夏場に貧酸素の水が溜まり、秋口の大風で引き出されて、周りの生きものを殺す。この秋に埋め戻される予定。

### 執筆者プロフィール

辻 淳夫(つじ・あつお)。1938年大阪市生まれ。1967年名城大学数学科卒。1970年渡り鳥にひかれて、鳥と干潟の世界へ。NPO法人藤前干潟を守る会理事長、日本湿地ネットワーク代表。2000年、守る会が第1回「明日への環境賞」を受賞。2003年、豊かな伊勢湾を取り戻す運動を始める。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：中池見湿地	
位置：福井県敦賀市樫曲	面積：80ヘクタール（うち湿地部分：25ヘクタール）
湿地タイプ：湿原	湿地の特性：泥炭湿地（袋状埋積谷）
法的規制：なし	
権利関係：大半は㈱大阪ガス所有地	2005.3.31に敦賀市へ寄付予定

保護団体に関するデータ

団体名：中池見湿地トラスト	報告者：笹木 進
住所：福井県敦賀市白銀町13-29 田代方	
Tel：0770-23-5003(笹木)	Fax：0770-23-5003

湿地の現状：

■経緯

1992年に当時の高木孝一・敦賀市長が中池見湿地への大阪ガスLNG（液化天然ガス）備蓄基地を誘致。環境アセス調査（93.10.1～94.10.5）と平行して土地買収交渉を開始。2000年までにはほぼ予定地の大半を買収完了。しかし、経済情勢から需要が低迷、99年9月29日に基地建設着工10年延期を発表、その後、経済が好転せず2002年4月9日には計画そのものの中止決定に至った。

この間、私たちは建設予定地の見直し、変更を求めて保存運動を展開、予定地内に2筆712平方メートルの土地を取得して共有地トラストを実施し、今日に至っている。

また、環境アセスメント知事意見で中池見の希少性保全のための方策を求められ環境保全エリア「中池見人と自然のふれあいの里」を湿地の一部に造成、設計者は農村ビオトープとして喧伝しているが、その手法は内外の専門家から疑問視されている。

■湿地の現状

環境アセスで建設にゴーサインが出て以来、土地買収の進行と共に私たちの活動も事業者により制限され、いっさい手を付けられない状況が続いた。造成した環境保全エリア（湿地部分3ヘクタール強）以外はLNGタンク建設予定エリアであり、いずれ埋め立てるとして自然の遷移にまかせ、保全エリアにおける人工的な管理との比較材料とした。買収後、数年間はこのような状態が続き、湿地の荒廃が心配されてきた。しかし、私たちは農道及び水路はいまだ公有地であることを確認、水環境保全と来訪者の観察路確保のための補修・保全作業を開始し、現在に至っている。

建設計画が中止となり、事業者が買収済みの所有地及び造成した保全エリア、施設の全てを敦賀市に04年度末日に寄付するとし、取り決めを締約した今日もその状況は変わらず、私たちは必要最小限の保全作業しか出来ない現状にある。

その結果、水環境が悪化し、一部に陸化の進行がみられ、見た目には荒廃したように見えるものの、生物の多様性は変わらず、いまだに未知の部分が多く、中池見湿地の全容解明に至らないほど奥の深い、生命力を感じさせるエリアとして現存している。

### ■保全、再生の課題

まず良好な水環境への再生が急がれる。中池見は、流入する河川はなく、周囲の山からの滲出水と天水に依存している。このため、陸化と水路の潰滅を防止するための作業、方策が最優先課題となっている。

そのために各方面から次の2点が指摘されている。

1. 事業者が保全エリア造成・管理のために湿地内に敷設した工事中仮設道路の撤去
2. 湿地西側の山裾を開削して走行している国道8号バイパス道路の存在

この2本の道路による湿地の水環境へのインパクトは計り知れず、ともに撤去が望ましいとされている。

特に1. の仮設道路は湿地内に敷設してあるために、表流水の遮断及び地下水脈の圧迫が顕著で、地下の希少な泥炭層への影響も懸念されており、以前から早急な撤去が指摘されている。

また、2. のバイパス道路については、山からの水路確保はされているものの、影響は大きく、特に雨水の路面表流水を湿地内へ放流する側溝の改良が急がれる。

その他、湿地内の水路の改修：水田耕作が出来なくなり、手入れがされなくなったため、泥の堆積やヨシ、ガマなどの繁茂による水路の潰滅や停滞の解消。イノシシの大群による土手や水路の破壊（餌となる物を求めての掘り返しによる）に対する対策、放置土砂の撤去、草刈りなどの管理方法、水位調節など水管理方法、帰化生物・狩猟対策など、長期放置にとまらぬ保全・再生への個別課題も山積している。

### ■障害・問題点

中池見が敦賀市へ寄付されるということから、市側は「中池見検討協議会」を設置し、保全・活用策を検討するとして、8月17日に第1回会議を開催した。しかし、私たちが要望した構成とかけ離れた従来型の当てる職による顔ぶれであった。委員20人のうち、中池見へ足すら運んだことのない人たちも多く、学識者として選任された7人中、3人は保全エリア造りの当事者であり、さらに「中池見にはラムサール条約に登録申請をする価値はない」との発言をするなど、座長をはじめ、前向きな検討結果が期待できないような人選でスタート。中池見の保護活動に関わってきた人は2人のみという状態。また、保全の対象を造成した部分のみに限ろうとするような発言も多く、全域保存のような大局的な視点がない。

このような協議会に中池見の将来設計が託されたことに危惧している。

### 地域の現状を踏まえた提言、意見

中池見は現在、環境省選定の「日本の重要湿地500」及び「生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域情報」地域となっているが、現在、私有地であることから、法的な網がかかっていない。（2005.3.31に敦賀市へ寄付されることになっている）

しかし、ラムサール条約登録基準のいくつかに該当するとともに、第8回締約国会議決議VIII.17（泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン）にいう泥炭地の最たるものと考えられる。また、河瀬敦賀市長も将来的にはラムサール条約登録を目指したいと意欲を表明している。

このことから、何らかの法的網掛け（例えば若狭湾国定公園の一部に編入など）の可能性を探り、できれば中池見が2005年の第9回締約国会議に向けての登録湿地候補となり、登録が実現するよう関係機関との連携を強め、早急に対策を講ずること。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：(略称：あれば) 大阪南港野鳥園	
位置： 大阪市住之江区南港北	面積：19.3ヘクタール
湿地タイプ：塩性湿地、干潟	湿地の特性：埋立地につくられた湿地
法的規制：銃猟禁止区域(公園)	
権利関係：大阪市港湾局が管理	

保護団体に関するデータ

団体名：南港グループ96	報告者：高田 博
住所：大阪市住之江区南港中3-4-14-804	
Tel：06-6614-0580	Fax：06-6614-0580

湿地の現状：

1983年に開園してから昨年で20周年を迎えた。20年あまりの間に、シギチドリ類の渡来地としての環境は少しずつ整備され、当初からの目標であった「シギチドリ類の楽園づくり」への長い道のりへの不安も少しずつ解消されてきた。大阪市という都会にあるわずかな広さの人工湿地でありながら、重要湿地500にも選ばれ、昨年には東アジアオーストラリア地域シギチドリ類重要生息地ネットワークの登録地となった。

開園から今まで、埋立地の中に湿地を再生し、シギチドリの渡来環境をつくるという難しい活動を続けてきた。大阪湾から富栄養な海水を取り入れ、その海水の干満によって干潟が出来る三つの池には、いつの間にか多くの生きものが棲むようになり、野鳥園特有の生物相となった。

開園してから20年以上経っても、この湿地が大阪湾の海水を浄化する働きをもち、渡り鳥の渡来環境として働き続けているということは大変なことだと思う。

◆ 湿地の環境について

1. 野鳥園19.3ヘクタールの約70%が湿地エリアとなっている。湿地エリアは、三つの池とその周辺の塩生湿地で構成されている。しかし、地盤沈下は年平均2センチ程度ある。
2. 今年になって、これまで淡水池(南池)であったところを、他の池と同様に干満のある海水池とした。但し、一部だけ淡水湿地を残した。この結果、干潮時にはシギチ類がこの池を以前よりも多く利用しはじめた。北池が夏場にアオサが繁茂するので、秋はどうしてもシギチ類の利用が少なくなるが、アオサの繁茂が少ない南池では秋の利用が期待できる。
3. 豊富なヨコエビ類： トングリドロクダムシとニホンドロソコエビの2種(体長1センチにも満たない小さな甲殻類)が園内の池に無数に生息していることが、野鳥園特有の生物相といえる。このヨコエビ類が小型シギチ類(トウネン、ハマシギ、シロチドリ)の重要な餌となっている。彼らは、干潟表層に数センチほどの巣穴を作り、その中から顔を出して巣穴周辺のデトライトを集めたり、水流を起こし懸濁物を濾過したりして生活している。
4. 特筆すべきは、アカテガニ、ウスコミミ、ナギサノシタタリの3種の希少生物が生息していることである(後者の2種はオカミミガイ科の巻貝)。これらの種は、干潟周辺部のヨシ原や転石地、さらにそれを囲む植栽部や淡水域までも含めた連続した多様な環境がなければ生息しない。野鳥園にはそういう環境が出来ていることを示している。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

◆埋立て地に湿地をつくる場合、1) 出発点において、地盤沈下を予測した地盤高での設計を行ない、その後毎年測量されている地盤高に応じて、適切な環境改善を加えていくこと、2) 干潮に向かう時の導水管付近の海水流出量と流速は、干潟の健康状態に影響する重大な指標なのでこの心臓部の保全を怠らないこと、3) 干潟とその周辺が分断されないように連続的な環境のつながりを維持すること、4) 湿地内に海水が滞留する箇所を少なくし、底質の還元化を防ぐように保全作業を実施することなどに留意してきた。このような点を踏まえ、バクテリアから野鳥までの深いつながりがある南港特有の湿地環境を、自然の力にある程度任せながら、ゆっくりとつくるのが重要であると思う。

### ◆誰が継続的に面倒をみていくのか

人工湿地の場合は、作りっぱなしで放置しておくと同様悪化する。従って、その環境を様々な角度（底質、ベントス、野鳥、植生など）から常にモニタリングして、微妙な変化を捉えるようにしてきた。ただし、それを継続するためには、私共 NGO だけでなく、様々な分野の研究者や行政の方々の協力も機会ある毎に得てきた。

また、モニタリングの結果は、年2回の行政（管理者の大阪市港湾局）との定例懇談会で報告し、改善策を提案するという仕組みを開園以来続けており、その場でモニタリングの結果を生かすようにしている。こういった仕組みをつくることも大切である。

さらに、私共 NGO は、調査や保全作業や普及啓発活動をするだけでなく、いろんな場面で、行政・研究者・市民をつなぐパイプ役となってきた。レンジャー不在の野鳥園では、NGO が舵取りをしながら、行政・研究者・市民がそれぞれの持ち場で協力し合うような体制がどうしても必要である。

今は、そういう役割を担う若い人材も育っているが、これからもいろんな人材の育成をしながら NGO 活動を継続し、野鳥園に愛着を抱いている人たちが面倒を見るんだという基本姿勢を維持していきたい。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

◆大阪湾岸には自然湿地というのは僅かしか残っていない。海の環境の悪化や海水面の上昇といった不可逆的な変化がある中で、大阪湾岸でどこにどのような湿地を再生し、海の生物や渡り鳥の生息地を広げていくかは、埋立て遊休地の多い大阪湾岸での大きな課題である。その一つのモデルとして南港野鳥園があるので、私共が野鳥園での湿地づくりで得た事すべてを機会あるごとに知らせていくことこそ、これからの私たちの重要な役割と感じている。

◆また、一方では残された自然湿地、とくに淀川流域や内陸の湿地（池島、府南部のため池群）の保全や修復活動は急務である。なけなしの湿地をこれ以上消滅させてはいけない。

◆さらに、生きものの視点からの湿地再生や湿地保全の活動に、もっと多くの地域住民が参加できるようにするとともに、どうすれば子供たちがかつてのように川や海で遊ぶことの中で、いろんな体験を重ねるようにできるのか。私たちとしては、少しでもそのきっかけづくりを南港野鳥園という場で実施しながら、将来に向けて人の輪をもっと広げるような活動を続けていきたい。

## 2004 国際湿地シンポジウム in 敦賀 ラムサール登録-その役割と展望 日本各地の湿地からの報告

2004 年 10 月 16 日～17 日 於・福井県敦賀市「福井県敦賀短期大学」

### 湿地に関するデータ

湿地の名称: 国設「浜甲子園」鳥獣保護区(略称: 浜甲/ハマコウ)	
湿地の位置: 兵庫県西宮市枝川町地先(大阪湾)	面積: 30ヘクタール 内特別地区12㊦
湿地タイプ: 磯干潟	湿地の特性: 大都市内のオアシス
法的規制: 国設鳥獣保護区及び特別地区	
権利関係: 無	

### 保護団体に関するデータ

団体名: 日本野鳥の会兵庫県支部	報告者: 浜甲プロジェクト/友竹 盛
住所: 神戸市中央区中町通 2-2-17 武田ビル2F	
Tel: 078-382-0489	Fax: 078-382-0489

### 湿地の現状

当保護区「浜甲/ハマコウ」は大阪、神戸の中間に位置し、後背地は大住宅団地である。「浜甲」一帯は、もとは海軍のテスト飛行場の跡地であったといわれている。戦後放置された跡地が台風によって陥没し、瓦礫上に、鳴尾川、枝川から吐き出された砂泥、海流によって流入した砂が堆積して、砂泥質の干潟が生じるようになった。干潟と隣接する砂浜とが同化して、阪神間に残る貴重な浜辺となっている。

「浜甲」周辺は1995年に発生した阪神淡路大震災後、遊戯、釣り、マリンスポーツなどを楽しむことが出来る、親水海浜公園となった。春や秋のシギ・チドリ類の渡来シーズンには、当保護区周辺はボートセーリング、ジェットスキー、釣りなどで賑わい、シギ・チドリのための休息地、採餌場の役割を果たせなくなっている。しかし、それ以上の問題は、阪神大震災による地盤沈下である。大潮の干潮時でも干潟形成が際立って悪くなっている。

#### 鳥類の利用状況

「浜甲」はシギ・チドリ類を保護対象とした唯一の国設鳥獣保護区及び特別地区であるが、冬季は県内有数のカモ類の越冬地でもある。1996年春、シロチドリ118、オオソリハシシギ28、チュウシャクシギ26、キアシシギ26、キョウジョシギ123、トウネン87、ハマシギ1050など14種がカウントされた。このうちキョウジョシギ、ハマシギの2種は国際湿地ネットワークへの参加基準を満たしていた。以降残念ながら環境はより悪化し、渡来数・個体数ともに減少傾向にある。

しかし環境整備が進めば多くのシギ・チドリが渡来するだろうことが推測される。事実1998年秋、「浜甲」沖の甲子園浜埋立地には、オグロシギ11、コアオアシシギ1、アオアシシギ2、カラフトアオアシシギ3、オバシギ3、コオバシギ6、エリマキシギ1、ヒバリシギ1など18種のシギ・チドリ類が観察された。これからみても環境整備が進めば甲子園浜一帯は大阪湾内でのシギ・チドリ類の絶好の中継地になるはずである。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

「浜甲」の現状を見る限り、国設「浜甲子園」鳥獣保護区はシギ・チドリ類のための保護区どころか、中継地・休息地としての機能が果たせなくなっている。

昔からの「浜甲」ファンはこの無惨な現状を嘆き、また初めて「浜甲」を訪れたビギナーの中には国設鳥獣保護区の実態はこんなものなのか、と呆れる人もいる。

### □機能喪失の原因□

★干潟形成の変化(面積の縮小)・震災による地盤沈下・河川改修による土砂供給の停止・埋立の進行に伴う潮流・波浪の変化 ★水深増加による生物相の変化 ★人的圧迫の増加・水上スポーツ・釣り・潮干狩りなど人利用の多様化による人的圧迫 ★周辺環境の変化・湾岸線鳴尾大橋の存在及光害圧力も影響 等々である。

この中で特に問題なのは★干潟形成の変化(面積の縮小)、★人的圧迫である。

### □環境省検討会設置するが□

「浜甲プロジェクト」では環境改善に向けて当保護区指定に尽力してきた地元の「甲子園地区埋立事業対策協議会」と一体となって環境省に働きかけてきた。結果、環境省は2000年(平成12年)度に浜甲子園保護区周辺の生息調査を基に環境整備事業に係わる保全・整備方策検討会を設置した。

検討会では生息環境の適切な保全と生態系を考慮した環境整備、潮干狩りやマリンスポーツ等による人的圧迫の防止(渡来期の立ち入り規制)、干潟を利用した環境学習などによる普及啓発等、国設保護区としての機能回復のための諸施策が必要である。等の見解をまとめた。

### □干潟の復元方法□

機能低下の最大要因は、阪神大震災による干潟形成域の地盤沈下・狭小化にあること、鳴尾川、枝川の河川改修、埋立地の拡大で、砂泥の流入も極端に減少したこと、の二点であることが、検討会による調査によっても裏付けされ、このまま放置しておけばますます機能は低下する一方で、干潟の自然再生は難しいことから、検討会では人工的干潟再生やむなしの結論となった。

復元方法としては地盤沈下した干潟形成域を砂泥、捨て石、コンクリートガラなどを投入して嵩上げする。投入した砂泥の流出を防ぐ土留めなど外郭施設を設置して、震災前と同様な面積を造成し、自然干潟に回復するように図る。モニタリングにより、事業の実効性を確認しながら、施工にフィードバックさせていく。飛来鳥類への影響を最小限とするなど、厳しく注視していくこととした。

## 湿地の現状を踏まえた提言、意見

### □環境省事業の見直し□

前述のように現在の「浜甲」の状況から、養浜の必要性和生態系を壊さない範囲での環境整備、シギ・チドリ飛来期の人立ち入り規制、保護区周辺の整備などを行い、名実共に国設保護区としての機能を付加させる諸施策を早急に講じる必要がある、と環境省は判断した。それにも拘わらず、自然環境整備対策の見直し、それとも国の自然再生推進法の政策を受けた方針転換なのか、「野生鳥獣との共生」のための環境整備事業は保留事項になった。このため折角進めてきた「浜甲」の環境整備事業は宙に浮いたままになっている。

1988年に開かれた公聴会を基軸に、「浜甲」は保護区更新と特別地区再指定を受けた。周辺一帯の環境悪化及び干潟形成の変化による問題点の解決、保護区機能の復活は織り込み済みのことである。しかし、環境省が常日頃から口にする「自然保護理念」を以てすれば、「自然再生事業」も、「野生鳥獣との共生のための環境整備事業」も何ら区別されるものではない筈である。

早急に「浜甲」の環境改善事業に取り組むよう切に願うものである。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日~17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：御津町・新舞子干潟	
位置：兵庫県揖保郡御津町黒崎	面積：150ha
湿地タイプ：干潟	湿地の特性：砂・泥混在 風潮による成形干潟 西部は岩磯による岬
法的規制：瀬戸内海国立公園	
権利関係：後背地は私有地、海の家・民宿等多数	

保護団体に関するデータ

団体名：播磨灘を守る会	報告者：青木敬介
住所：兵庫県揖保郡御津町岩見 1431	
Tel：07932-2-0224	Fax：07932-2-8855

湿地の現状：

◎豊かな生物相が今もかろうじて保たれている。

- 底生生物・・・ゴカイ、イトミミズ、ギボウシムシ、コメツキガニ（多数）
- 藻類・・・アジモ、アナアオサ（多数）、ホンダワラ、ウミトラノオ、他
- 貝類・・・アサリ、マテガイ、岩ガキ、タマビキ、他
- 魚類・・・ヒラメ、カレイ、ワタリガニ等の稚魚
- 鳥類・・・シギ各種、チドリ、アオサギ、コサギ、ミサゴ、カモメ他

工場地帯の片すみでただ一つ残った新舞子の干潟



## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

隣接する姫路西部工業港、御津町苅屋地先の干拓地の拡張により、新舞子干潟の潮流、波浪の当たり方が変化し、干潟の砂が徐々に西より東へ移動。30年かかって西部の浜がヤせてしまった。

また、過去（1960年代まで）に生息していたハマグリが絶滅し、岩場のムラサキウニも姿を消し、60年代以降海の汚濁が急速に進んだ。相つぐ油汚染と赤潮禍で、生物相が大幅に変わったが、その後残ったものたちで、生態は大体維持されている。

だが、干潟周辺の岩場に生息するイボニシ等が有機スズ、ノニル・フェノール、ダイオキシン等による性攪乱の被害にさらされており、沖合の貧酸素の進行も気になる。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

兵庫県と御津町による「新舞子浜整備委員会」で東に移動した浜を西に返し、再び砂が移動しないよう、沖合に石積潜堤を点線状に築くなどの提言を行い、その方向で計画が進められていたが、近隣漁協のクレームで計画が頓挫している。

播磨灘を守る会では、この干潟をラムサール条約指定地にすべく、生物調査を行い、御津町と兵庫県に働きかけている。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：瀬戸内海	
位置 大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、香川県、徳島県、広島県、愛媛県、山口県、福岡県、大分県	面積：約2万平方km 平均水深37.3m
湿地タイプ：内海	湿地の特性：多くの浅瀬、藻場、干潟、塩性湿地を有する
法的規制：瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）など	

保護団体に関するデータ

団体名：環瀬戸内海会議（など）	事務局長：松本宣崇・会員：青木智弘
住所（環瀬戸内海会議事務局）〒700-0973 岡山県岡山市下中野318-114 松本方	
Tel：086-2423-2927	Fax：086-2423-2927
ホームページ：http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/	

湿地の現状

瀬戸内海は11府県に海岸線を持つ、面積約2万平方kmの内海である。2833の島々を有し、うち150余の島に人が住み、区域人口は約3000万人である。現在、島嶼部を除くと自然海岸は約2割に減っている。現在、大阪南港野鳥園（大阪市）が、東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク（<http://www.chidori.jp/education/begin/network/>）の登録湿地である。高度経済成長期の汚染の垂れ流しに対する緊急措置としてつくられた瀬戸内法は、産業排水に関するCOD負荷量を1972年当時の半分に減らすこととし、また埋立ては厳に抑制することをうたっている。この結果、流入COD負荷量は1973年から5年間に半減したが、1990年代に入ってから増加の傾向を示している。

瀬戸内法施行後も、埋立ては、ほぼ瀬戸内海全域各地で行われて続けて来た。1975～2000年の25年間の埋立て面積は13,000haを超えている。また、公有水面埋立て免許を必要としない小規模事業も盛んに行なわれている。埋立ての多くは、水深15～16m以下の浅海域で行なわれ、多くの干潟や藻場が犠牲となった。ここ10年程の間には、1・神戸空港建設、2・米軍岩国基地沖合移転、3・広島港ポートルネッサンス21事業 などにより大規模な埋立てが行われている。閉鎖性海域である瀬戸内海にとって、これら浅海浄化能力の喪失による悪影響は、決して小さくはないだろう。ちなみに漁獲高は、1985年をピークに下降の一途をたどっている。また2006年3月以降は11府県すべてで全面禁止される予定だが、これまでは海砂採取が各地で行われてきた。海砂採取による地形の変化のため、多くの藻場が喪失すると同時に、著名な海水浴場の殆どに毎年、盛砂を行わざるを得ないなどの深刻な悪影響が出ている。

環瀬戸内海会議は2003年6月に「脱埋立て」を宣言したが、それ以後も1・大分県佐伯市大入島の埋立て問題（<http://www.jawan.jp/rept/rp2004/rp040421yamashita-j77.html>）、2・山口県上関町の原子力発電所建設問題（<http://www2.ocn.ne.jp/~haguman/nagasima.htm>）、3・香川県小豆島寒霞溪の内海ダム再開発計画（<http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/page010.html>）、4・広島県福山市横島沖でのアサリ漁場創出事業（自然再生事業）の環境破壊、5・広島県豊栄町の廃棄物分別処理施設の建設問題、6・広島県沖美町の産業廃棄物問題、7・山口県下関市の北浦沖合人工島建設計画、8・山口県由宇町の総合運動公園建設計画、などなど、沿岸や流域各地で環境破壊の問題が深刻化している。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

瀬戸内海的环境保全・再生のネックとしては、おもに

- 1・1940—73年に19,000ha、74—2000年に13,600ha超もの埋立てが行われ、干潟と浅海の減少が著しい
- 2・域外から産業廃棄物が大量に移動し、山間部や島嶼で処分が行われている。産業廃棄物処分により山間過疎地（流入河川上流部）や島嶼部の環境破壊が進行している  
ちなみに国土交通省は現在、これから排出される全国の産業廃棄物の二割以上を埋立処分する方針である
- 3・現行の瀬戸内法が、1）海面埋立て 2）域内への産業廃棄物持ち込み 3）海砂採取を全面禁止していない
- 4・広島県福山市横島沖でのアサリ漁場創出などで、航路浚渫土砂や産業廃棄物の処分に、自然再生事業が悪用されている。さらに、航路浚渫土砂や産業廃棄物処分のための人工島建設計画などが各地で盛んに立案されている
- 5・公有水面埋立てには漁業権放棄しか留意されず、環境アセスメントなどにおいても、真摯に環境への悪影響が考慮されていない  
ことなどが挙げられます。

これらの問題に対して環瀬戸内海会議は、立木トラスト運動などによって沿岸・流域各地の環境破壊に抗しています。また、環瀬戸内海会議では毎年夏に、沿岸100カ所以上で生物一斉調査を行い、海健康度を市民がチェックしています。瀬戸関連（瀬戸内の環境を守る連絡会 <http://www.hm.h555.net/~setokan/index.html>）も、調査研究活動を継続しています。さらに環瀬戸内海会議では、内外の団体・個人にひろく呼びかけ、瀬戸内法改正を目指した署名活動に取り組んでいます。

なお、自然海浜の再生には、自然再生事業を航路浚渫の土砂や産業廃棄物処分に悪用せず、遊休埋立て地を緩傾斜に戻し、磯浜を復元することが望まれます。「磯浜復元」に関して詳しくは、瀬戸内法改正パンフレット『今なぜ「瀬戸内法」改正か』（環瀬戸内海会議）などをお読みいただければ幸いです。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

私たち沿岸・流域住民は豊島の問題への取り組みのなかで、産業廃棄物処分とセットされた瀬戸内海の埋立ての実体と、埋立てを全面禁止していない瀬戸内法の無力さを痛感しました（豊島問題について詳しくは、<http://www.teshima.ne.jp/>・<http://www4.ocn.ne.jp/~t-das/index.html>）。環瀬戸内海会議は2003年6月に「脱埋立て」を宣言しました。脱埋立ては、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からの脱却への一歩であり、持続可能な社会、地域循環型社会形成への行動の指針なのです。

環瀬戸内海会議加入の団体・個人は、私たちの手で、私たちの「瀬戸内法」をつくろうではないかと、瀬戸内法の改正に取り組んでいます。渚を破壊した最大要因の埋立ては沖の護岸堤であり、人と海の、山と川と海の循環を断っています。そして、そこに生息する生物の生命循環をも断ち続けているのです。

- 1・埋立ての全面禁止
- 2・域内への、産業廃棄物移動の全面禁止
- 3・海砂採取の全面禁止

を盛り込んだ、瀬戸内海法の全面改正が切に望まれます。

瀬戸内法改正を求める国際署名の取り組みに、何卒ご協力をお願い申し上げます。お手数で恐縮ですが、<http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/page003.html> よりダウンロードした署名用紙（和文・英文）をご活用いただければ幸いです。

## 寒霞溪トラスト宣言

巨大ダム構想はまさに晴天の霹靂でした。

「名勝寒霞溪を後世に残したい」それが私たちの願いです。

およそ1万年前に現在の姿をあらわした瀬戸内海。その瀬戸内海に浮かぶ小豆島。小豆島の象徴寒霞溪は21世紀への大地の遺産として多くの人々に愛されています。

1300万年ほど前、寒霞溪付近で火山活動が活発化し、2回の大噴火は大地を揺さぶり、50立方kmもの噴出物が降りそそぎました。冷えて固まった噴出物は、数百万年の歴史とともに海底と陸地を繰り返し、浸食によって現在の景勝に至ったまさに大地の芸術です。

表12景、裏8景として親しまれる寒霞溪は江戸時代から景勝地として全国に知られ、日本三大渓谷の一つに数えられます。

1898年(明治31年)には、地元有志らによる神懸山(寒霞溪)保勝会が設立され、景観保全運動が始まりました。1912年(明治45年)外国人により別荘地化されようとなりましたが、地元長西英三郎氏らが私財を投じて開発から守り、保勝会所有としました。

これは、わが国のナショナルトラスト運動の草分けといわれる知床100平方メートル運動(1977年)の65年も前のことです。

寒霞溪は、まぎれもなくわが国トラストの発祥の地なのです。

1964年に設立されたボランティアグループ「一九六四会(いくむし会)」は現在もモミジの植樹を続けています。こうして守られた寒霞溪は、およそ2万年前から独自の進化をとげたショウドシマレンギョウやヤハタマイマイ(カンカケマイマイ)など希少な生物、ヒメヒカゲ、ウラミスジジミなどの絶滅危惧種の宝庫ともなっています。

そして、昭和9年寒霞溪は、自然公園法制定と同時に国立公園第1号として指定を受けました。

この寒霞溪を源流とする全長およそ4kmの別当川流域は、享保の猪谷水利、元禄の落矢水利整備と水田ごとのため池が語るように私たちの生活文化そのものでした。

人間の営みとは桁違いの大地の芸術は、幾多の試練を経て、多くの人々の知恵と汗と涙で今日まで継承されてきました。そして私たちはこの寒霞溪流域の自然とともに生きてきたのです。

寒霞溪は、先祖が守ってくれた財産であり、私たちには、寒霞溪を子孫に継承していく義務と責任があると信じて疑いません。

今、この別当川に堰堤長447メートル、堰堤高42メートルのダム建設計画が進められようとしています。永きにわたり寒霞溪及び別当川水系の自然と共に暮らしてきた先人の知恵や文化を捨てて巨大ダムを建設するのであれば「無駄な公共事業」と言わざるを得ません。

子々孫々にまで思いをいたし、私たちが残すべきは、自然環境と同時に、自然と共に生きていく文化であると確信します。

2003年3月8日、私たち「自然(寒霞溪)と共に生きる会」と「環瀬戸内海会議」は寒霞溪の麓にて手をつなぎ、トラストを通して広く国民にこの問題のあり方を問いかけるため、ここに寒霞溪トラストの募集を始めます。

1 環瀬戸内海会議は、内海ダム再開発事業を広く国民に問い、立木トラスト参加を呼びかけることによって一人でも多くの人と現地の人をつなぎ、共に公共事業の在り方、地域社会の在り方を考えます。

2 自然(寒霞溪)と共に生きる会は、トラストにより出会うであろう多くの人々とともに、子々孫々と寒霞溪を共有するため、内海ダム再開発事業中止に理解が得られるまでねばり強く説得を続けていきます。

2003年3月8日

自然(寒霞溪)と共に生きる会

会長 井本 二六

環瀬戸内海会議

代表 阿部 悦子

香川県知事へ、ダム建設中止を求めてハガキを送っています。

ご協力いただける方は、環瀬戸内海会議までご連絡下さい。

## 大分県佐伯市大入島石間浦の埋立事業の問題点

山下博由（貝類保全研究会）

大入島（おおにゅうじま）は、豊後水道に面した佐伯湾に浮かぶ周囲 23.2km の離島である。佐伯市の佐伯港からは約 700m の距離（フェリーで 7 分）である。人口は 1300 人弱。漁業を中心とした集落であり、大入島の漁業生産は、佐伯市全体の 7 割を占めている。フェリーの着く島の表玄関であり中心地である石間浦（いしまうら）は、島の南端にある。石間浦の東海岸に、大分県土木建築部（国土交通省国庫補助事業）による大入島東地区港湾環境整備（廃棄物埋立護岸）事業（事業期間、平成 9 年～22 年）があり、6.1ha の埋め立てが計画されている。公有水面埋立免許願書は平成 14 年 7 月に提出され、15 年 1 月に認可された。

石間浦の埋立計画地は非常に豊かな磯・海辺環境である。海藻や貝類（アワビ、サザエ）などの地先漁業の豊かな漁場になっていることが、何よりもそのことを証明している。環境省の全国藻場調査によっても 2ha の藻場が確認されている。バンドウイルカの回遊域であることも、磯環境の豊かさを示している。山下及び福田宏博士（岡山大学助教授）らは、2003 年 8 月のわずか 2 日間の調査で、埋立計画地周辺から 150 種以上の貝類を確認した。その中にはミヤコドリガイなど 6 種の重要な絶滅危惧種と 20 種以上の大分県新記録種が含まれており、この海域の生態系の豊かさ・貴重性が示されている。その他、ウミシダ・タツノオトシゴなど多くの海洋生物が生息している。

石間区（＝石間浦）では、古くから、地先の海藻や貝などを地区民が採取し、その権利を地区として所有・保護してきた。これが「磯草の権利」と呼ばれる慣習的漁業権であり、いわゆる入会権や地先権の一種である。地区住民全員が自由に採貝・採草する権利を有する他、入札によって権利を独占することもできる。入札によって得られた収入は区の運営費にあてられてきた。現在では、海藻の採捕は住民が主に自家消費として行ない、経済価値の高いアワビ・サザエの採捕について入札が行なわれている。入札額は 30～60 万円であると言われる。現在、埋立事業との関連において「磯草の権利」訴訟が大分地裁で行なわれている。熊本一規氏はその著書の中で「磯草の権利は地区の持つ財産権には間違いありませんから、それを無視して埋立はできません」と述べている。また、石間浦の埋め立てを、石間区以外の組合員の多数決で決めたことについて、漁業権放棄無効の訴訟も行なわれている。

埋立必要理由書には、埋立の動機として、(1) 市民が水辺と親しむための緑地の整備、(2) 住宅用地の確保、(3) 港湾整備及び道路整備に伴う土砂処分場の確保、が挙げられている。しかし豊かな自然を破壊しての公園化は疑問であるし、緑地も宅地も大入島の既存の陸地に十分に存在している。埋め立ての実質的な最大理由と考えられる土砂処分においては、佐伯港内の浚渫土砂も持ち込まれるが、これは興国人絹パルプなどの排水によって長年の汚染にさらされてきたもので、現在も住民達がヘドロと呼ぶ汚染の疑いの強いものである。しかもこの埋立地は大入島小学校の正面に位置している。子供たちがダイオキシンなどの被害にあう可能性もある。

大分県は山下らの貝類調査結果を受けて、2003 年 11 月 14 日から数日間、追加調査を行なったが、その分析結果を待たずに 11 月 18 日に着工の指示を出した。これは環境保全措置を含む事業の手続きとしては極めて非常識なものであり、大分県には環境 NGO、研究者から多くの抗議が集中した。石間浦の住民は 11 月 18 日から、現地に 3 つのテントを張り、着工に対する監視・実力阻止を始めた。このため大分県は現在も着工していない。

さて、この大入島の埋立問題には、日本の環境運動史上、いくつか注目される点が存在する。第一に、この海域の存在そのものに対する石間住民の強い愛着がこの運動を支えているという点である。石間浦で行なわれている漁業活動は、自家消費の海藻採取、数人の老漁師による刺し網漁・採貝とそれに伴う入札があって、地区全体にとっての経済性は決して高くない。根本的には非常に利害要素の薄いものであり、また生態系保全やいわゆる自然保護という視点でもなく、場所そのものへの愛によって、この運動が支えられているのが明らかである。すなわち最も単純明快な動機の、環境運動の原点に近い運動が、ごく普通の住民達によって展開されている。第二に漁業権・地先権・入会権の問題と、さらにはそれらを含む地域の自治とは何かという問題が、現在の日本に問われる大きな事件であることである。環境運動とは、すなわち住民運動であるが、住民とは何か、日本における民主主義がこの島で今まさに問われようとしているのである。「磯草の権利」の剥奪は、住民が地域の自然と関わる権利を否定するものに他ならない。

小学校の眼前にあり、イルカが泳ぎ、地域の人が生活の糧を得、限りなく愛している、この海を埋め立てようとしているのは何者なのか？（JAWAN 通信 No. 77 2004 年 2 月 20 日発行から転載）

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日~17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：(略称：あれば) なし	
位置：住所等山口県熊毛郡上関町長島	面積：
湿地タイプ：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁	湿地の特性：
法的規制：瀬戸内海国立公園普通指定地域	
権利関係：	

保護団体に関するデータ

団体名：長島の自然を守る会	報告者：高島美登里
住所：山口県防府市仁井町20-11-B-201	
Tel：090(9464)6353	Fax：0835(23)1891

湿地の現状：

上関原発予定地長島は研究者をして「瀬戸内の究極の楽園」と言わしめる素晴らしい自然環境・生態系を有している。

- ① スナメリ(ワシントン条約保護動物)・ハヤブサ(環境庁絶滅危惧種)・ナメクジウオ(水産庁危急種)・ヤシマイシン近似種・ナガシマツボ(世界的に希少な貝類)など貴重な生物の宝庫である。



ヤシマイシン近似種

ナガシマツボ

ハヤブサ

ナメクジウオ

- ② 1960年代以降の人工的改変により失われた瀬戸内海の内海原風景ともいえる健全な環境が今なお保存され、カサヤマシセン・イソコハクガイなどが健在である。
- ③ また、豊後水道より流入した黒潮支流の影響でアマクサウミコチョウ・ヒラドサンゴヤドリなど外洋性暖流系の生物が生息し「瀬戸内の小さな太平洋」的様相を呈している。
- ④ 照葉樹林が二次林として絶妙なバランスを保っている。また、ビヤクシンの数少ない自生地である。

- ⑤ 生物調査により確認された主な生物(2000年9月~2003年11月)

(生態学会中国四国地区会報No. 59に発表)

- ★ 確認された生物—(脊索動物) ナメクジウオ(軟体動物) リュウグウウミウシ属の1種・サクラミノウミウシ・アマクサウミコチョウ・イソコハクガイ・(腕足動物) カサヤマシセン(植物) キンラン・ギンラン・ビヤクシン群落・タブ・カクレミノなど天然記念物に相当する巨木(哺乳動物) テン・コウベモグラの穴・タヌキのため糞(鳥類) ハヤブサ(つがい)・ミサゴ・サンコウチョウ etc



サクラミノウミウシ リュウグウウミウシ属の一種

テン

キンラン

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

### I. 上関原発計画の概要

1. 上関原発計画は、出力137.3万kW改良沸騰水型（ABWR）2基を建設する計画で1号機2008年度着工、2013年運転開始、2号機2011年着工、2016年運転開始予定である。用地面積約30万平米のうち約15万平米は前面海域を埋め立て、炉心直下が埋め立ての境界線にあたるという前代未聞の計画である。2001年6月、国の電源開発基本計画に組み入れられた。
2. 上関原発をめぐる情勢—課題山積なのに「ゴリ押し」
  - ① 地元意見は二分—計画浮上（1982年）以来、23年にわたり賛否両論で地元は二分されてきた。過去7回の町長選では推進派約57%、反対派約43%という構図は変わっていない。
  - ② 未取得の用地問題—用地問題では炉心部分の神社地10万平米、地区共有地9,000平米のいずれも未取得のままで、地区共有地については推進派一部住民が中国電力と交わした代替契約をめぐる係争中であり、一審判決では入会権が認められ事業者は立ち木の伐採等を一切禁じられた。
  - ③ 逼迫する神社地売却—2003年3月に売却を拒否していた宮司が解任され、2003年12月に四代正八幡宮責任役員会が売却を決議した。2004年8月19日、神社本庁は売却を承認した。これに対抗し、解任された宮司は地位保全仮処分申し立て・有印私文書偽造同行使告訴、氏子も売却承認を不服として提訴している。
  - ④ 漁業権も係争中—予定地海域の共同漁業権についても、8漁協のうち7漁協は漁業補償に同意したが、祝島漁協は契約無効で訴訟中である。

### II. 詳細調査による自然環境・生態系破壊の危機

- ① 先日（8月20日）、神社本庁が神社地売却を承認したことで、長島の生態系・自然環境が危機に瀕している。中国電力は神社地取得後、原子炉設置許可申請のための手続きに必要な安全審査のための詳細調査に出来るだけ早く着手したい意向を明らかにしている。
- ② また、山口県知事は2003年4月15日の記者会見で「安全審査のための詳細調査なら断る理由はない」と容認の姿勢を示しており、予断を許さない。
- ③ 詳細調査は、炉心部から周囲30キロの範囲で、約100ヶ所をボーリング掘削し、特に原子炉予定地の真下は直径2m、深さ10数mの穴を掘る。調査のための森林伐採やボーリング掘削による騒音、海水汚濁など長島の自然環境・生態系が甚大なダメージを蒙ることは明白である。

1. 上関原発計画に対する環境面からのアプローチの主要な成果は以下のとおりである。(i) 長島の自然環境生態系の保全を求める署名(12万余名)(ii) 山口県R. D. B. に汽水域貝類登載を求める署名(1万9000余名)(iii) 神社本庁に四代正八幡宮の自然環境・生態系保護を求める申し入れ(賛同者200名)(iv) 上関原発計画に関わる訴訟案件の科学的立証—炉心部分にかかる共有地の代替契約無効を求める裁判の一審で入会権が認められた。事業者側は二審において「入会の実態がなかった」と主張する証言を提出したが、生態学会の研究者と共同植生調査を行い、同地の利用実態を立証した。
2. . 当面する課題—詳細調査ストップが鍵!!
  - ①現在、詳細調査をめぐる攻防が焦点である。詳細調査による環境へのダメージは壊滅的であり、生態学会中国四国地区会も2003年5月決議の中で警鐘を鳴らしている。
  - ②今後、上記1の成果を背景に、署名活動を展開し、中国電力の申請手続き・県の許認可をさせないことが焦眉の課題である。湿地ネットワークのご支援を是非、お願いする。
4. 日常活動の強化—研究者・市民・地元の緊密な連携が必要である。(i) 自然の学校・観察会★研究者の指導を受けながら、①課題別講習会②スナメリウォッチングツアー③シーカヤック教室④海藻おしば室など定期的に学習の場を設けている。(ii) 普及・啓発活動—★「生態学会中国四国地区会報 No. 59」★「のんたとスナメリの海」(絵本) 発刊 (iii) 特に★ビデオ「瀬戸内スナメリものがたり」の販売に力を入れている。①スナメリの生態の解明②日本で唯一のスナメリ網代漁の経験談(竹原市) スナメリ油利用(祝島) など文化史収録③スナメリに原発計画が与える影響などさまざまな角度から、瀬戸内海産スナメリの保護を訴える目的で作成した。(iv) シンポジウム開催①「長島の自然」(2000. 1月) ②周防灘讃(2000. 7月) ③周防灘讃パート2(2002. 11月) ④瀬戸内法改正フォーラム in 長島(2003. 7月) (V) 地元住民と連携したエコツアー(スナメリウォッチング)
5. 今後も上関原発計画を中止させ、長島のすばらしい自然環境・生態系を守り、自然と共生できる町作り・世界遺産登録を実現させ、次世代の子どもたちへ貴重な遺産を伝えていく所存である。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：中津干潟（豊前海干潟・周防灘西干潟）	
位置：大分県中津市沿岸（周防灘西：北九州市～豊後高田市）	面積：中津市沿岸部のみで 1347ha（周防灘西：3323ha）
湿地タイプ：塩性湿地・河川・干潟	湿地の特性：山国川河口干潟 砂泥質
法的規制：特になし	
権利関係：漁業権・一部港湾海岸	

保護団体に関するデータ

団体名：水辺に遊ぶ会	報告者：足利由紀子
住所：大分県中津市中央町 2-8-35（足利方）〒871-0024	
Tel：0979-23-5320	Fax：0979-23-5320

湿地の現状：

<p>湿地の現状</p> <p>①地理的・地勢的特徴 周防灘に面する北九州から国東半島の付け根まで、断続的ではあるが有明海に次ぐ大規模な干潟が広がる。そのほぼ中心部、大分県と福岡県の県境に位置する中津市の沿岸の干潟を総称して中津干潟と呼ぶ。沿岸延長約 10Km、奥行き約 3km、干潟面積約 1,350ha、日田・耶馬溪より流れる山国川が形成した河口干潟である。砂質、砂泥質、泥質、礫質の干潟をはじめ広大な塩性湿地、砂浜など、多様な環境が比較的良好な状態で維持されている。</p> <p>②生物相の概況 多様な環境が現存する中津干潟では、生物相も豊富である。残念なことに大分県における研究機関が少ないことや県境という地理的問題により、この中津干潟の生物に関する調査が過去行われていないため、中津干潟の生物および自然環境に関する情報は著しく乏しいのが現状である。水辺に遊ぶ会では 2001 年度より市民ボランティアの手で生物調査を開始、2003 年末に「中津干潟レポート 2003」を発表した。 調査ではカブトガニ、アオギス、ナメクジウオ、ハマグリなど、日本各地の干潟で絶滅しつつある生物が多数生息していることを確認した。2003、2004 年にはシギ・チドリ類の調査も実施している。正式に同定した生物種は 500 種にのぼり、その内のほぼ 4 割が絶滅危惧種という驚くべき状況もわかりつつある。</p> <p>③水辺に遊ぶ会の活動 1999 年に設立。自分たちのくらす町の自然を再発見し、多くの人に素晴らしさや希少性を伝えることを通じて、中津の海と浜の保全を行うことを目的に活動を続けている。おもな活動は 1、自然観察会などの主催 2、干潟生物の調査・研究 3、海岸清掃・漂着物調査 4、総合的学習の時間のサポートや環境学習の普及 5、海と浜の郷土史の聞き取り調査・記録 6、建物のない博物館水辺に遊ぶ会 MUSEUM の管理 7 行政機関との合意形成 8、情報発信 など。県内、市内より当会の活動に多くのご支援をいただき、中津干潟の認知度はこの 6 年間で飛躍的に高まったと言える。</p>
--

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

数十年前までは中津干潟では多くの人々が夕飯のおかずを採り、浜や松林の下で焚き付けを拾うのが日課であったと聞く。子どもたちは学校行事で浜遠足に訪れ、浜はいつも賑やかだったというが、人々の足が浜や海から遠のいて久しい。遠くなってしまった人と海の「心の距離」を縮めることが中津干潟の保全と将来につながると考える。水辺に遊ぶ会では、観察会や学習会などを通じて、多くの人に中津干潟の素晴らしさをアピールすることを活動の柱とするが、以下のような課題についても積極的に取り組む必要があると考える。

### ◎保全、再生の課題・障害・問題点

#### 1. 中津の沿岸漁業が抱える問題に対する取り組み

沿岸域での操業が中心となる中津の漁業は家族経営の零細企業である。高齢化や後継者不足も深刻である。これらの要因から組織的な管理型漁業ができにくい状況にあり、漁場としての環境の保全や管理への理解や対策が急務とされる。

#### 2. 中津干潟の自然環境に関する調査研究

市民ボランティアにより中津干潟の概要はわかりつつあるが、水域全体での自然状況の把握という意味では不十分であり、研究機関など公的な調査の必要がある。

#### 3. 沿岸域における開発行為（埋め立て・浚渫・護岸建設・港湾施設など）の抑制

中津港の航路浚渫の問題や、地域からの埋め立て要望など、沿岸域の開発に対し、抑制するための手段が必要である。

#### 4. 山国川流域全体での総合的な土砂管理

航路浚渫や海砂採集、ダムの建設などにより、中津干潟の土砂は確実に減少傾向にある。上流域までの広範囲での土砂管理を各行政期間を含めて検討する。

#### 5. 様々な立場の人々による合意形成の場づくり

中津では中津港に関連して 2000 年より様々な立場の人々による合意形成会議が継続して行われている。カブトガニの産卵地である「舞手川河口域」の護岸をセットバックし、河口一帯を大分県が買い取るという画期的な方針もこの会議から生まれた。この過去の蓄積を活かして、中津の海域の環境保全や開発、さらには沿岸域の漁業など、様々な意見交換ができる場づくりを継続して行うことが必要である。

※1～5をふまえて、中津市沿岸水域の自然環境の保全と賢い利用に関するガイドラインを市民が主体となって地域住民、漁民、利害関係者、関係行政機関、研究者などと協力しながら作り上げることを今後の大きな課題として考えている。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

社会が豊かで便利になるにつれて、古くから私たちの暮らしに根付いてきた自然への感謝や畏怖の気持ちが薄れていることを、日々の活動を通じて感じます。豊かといわれる中津の海でもここ数年アサリが一粒も捕れないという異変が続いています。海に思いを寄せる多くの人々が、様々な立場を超えてお互いを理解し、故郷の豊かな自然を次の世代に伝えるために自分たちがどうあるべきかを考えること、行動することが大切なのではないかと思えます。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日~17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：(略称：あれば) 吉野川河口干潟	
位置：住所等 徳島市	面積：河口域 500ha・干潟部約 150ha
湿地タイプ：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、 ○干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁	湿地の特性：河口干潟 温帯域の塩生湿地
法的規制：	
権利関係：	

保護団体に関するデータ

団体名：とくしま自然観察の会	報告者：井口利枝子
住所：徳島市南昭和町4丁目70-3-301	
Tel：088-623-6783	Fax：088-623-6783
吉野川の干潟 <a href="http://www.shiomaneki.net/">http://www.shiomaneki.net/</a>	

湿地の現状：

日本で奇跡的に残された河口干潟と広大な汽水域、空、風、水。  
わたしたちは、このあたりまえの凄さの見直し、守ることの意味を問われている。



吉野川河口から第十堰の 14.5 kmまで広がる汽水域は、吉野川の多様な生命や暮らしをつないでおり、ここには、今日、失いつつある日本の河口本来の姿があり、広大な河口干潟が残されている。レッド・データブック記載種である、シオマネキやルイスハンミョウなどたくさんの貴重種が豊富に生息している。また、ウモレベンケイガニ、クシテガニ、ヒロクチカノコ、カワアイガイ、ハマグリ・・・今や各地の干潟から姿を消しつつある生き物がごく当たり前に見られる場所でもある。

この河口干潟にはダイゼン、メダイチドリ、ハマシギなど渡り鳥の飛来数が多く、これまでに160種以上の野鳥が観察され、なかでも、絶滅危惧種のカラシラサギ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ、ヘラシギ、カラフトアオアシシギ、セイタカシギ、ズグロカモメ、ホウロクシギ、コアジサシなどの飛来が記録されている。

県庁から10分ほどの距離にあつて、大きなヨシ原をとまなう広大な河口干潟は、市街地のすぐそばにあるにもかかわらず、今だ良質な海苔やシジミを産出しており、第一級の健全な干潟生態系が保持されており、バードウォッチングや散歩、子どもたちにとっては、豊富な生きものと戯れる天然のあそび場として、人々に大きな安らぎをもたらしている。

このように、人の暮らしと生き物たちが折り合いをつけ、隣り合わせで暮らしていることこそ、吉野川河口の自慢できる魅力であり、この当たり前の凄さと吉野川の空と風と水を世界に誇りたいと思っている。

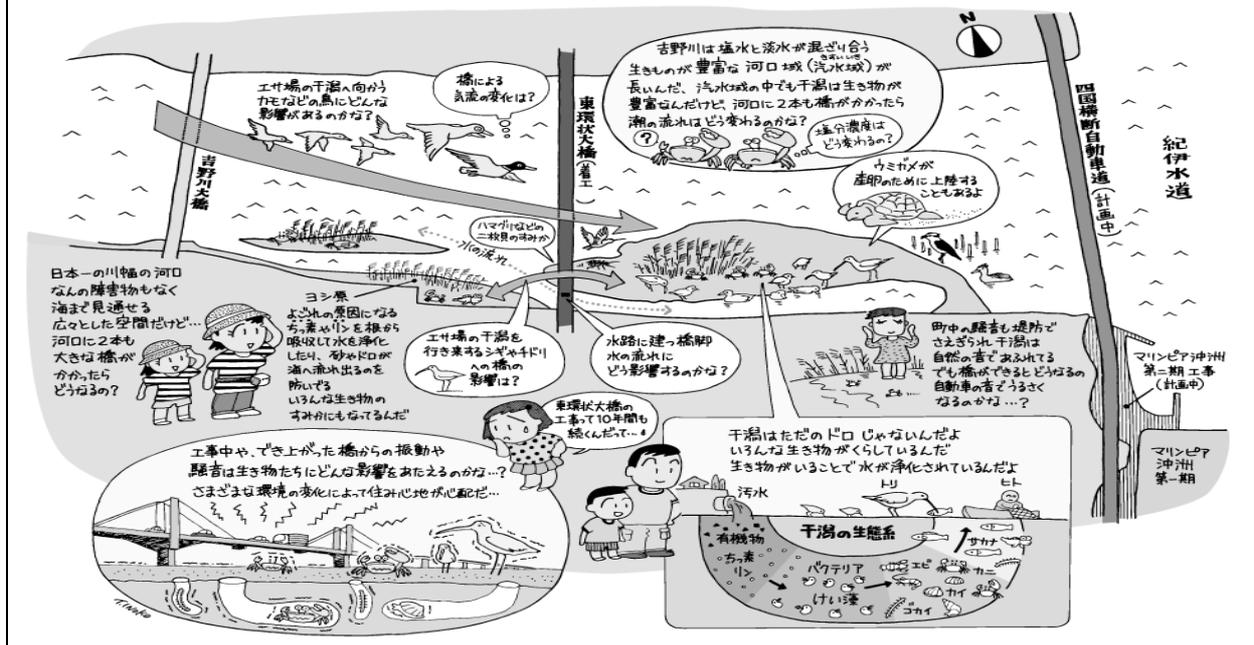
ところが、その吉野川の生命をつなぐ、河口干潟が開発の危機に瀕している。河口に集中している、複数の大型公共事業（東環状大橋・四国横断自動車道路橋・マリンピア沖洲第2期工事）によって、吉野川の河口干潟の環境への影響が心配され、自然が追い詰められていく状況です。

この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

現在吉野川河口干潟は主に3件の大型公共事業による攪乱の危機に曝されている。この内の1件である東環状線大橋（仮称）は昨年12月に着工されている。さらにマリンピア沖州第2期事業は、すでに公有水面埋め立て免許の申請後、本年度中に人工海浜埋め立てが開始される状況にある。また、この工事と密接な関係を有する四国横断高速道路橋の河口における架橋工事も政治的状況の変化により、着工を視野に入れた段階にある。これら、河口干潟に係わる公共事業については、隣接したところで同時進行する大型の開発工事であるにもかかわらず、複合的な環境影響評価もなしに粛々と進んでおり、環境への影響の検討は勿論のこと、市民や環境団体への情報公開、意見交換、合意形成が不十分なままに、計画および工事が進められているところが大きな問題である。このような状況のもとで、干潟環境を保全する上での課題は以下の通りである。

1. 景気は回復基調にあるとはいえ、地方経済は逼迫の度を強めており、大型公共工事による経済刺激効果を求める声は地元経済界をはじめとして一般住民の中に根強いものがある。このような河口干潟の開発による短期的利益を求める声の強い中で、河口干潟の長期的な視野に立った賢明な利用の重要性、とくに、その価値（教育や憩いの場、景観、生物的多様性保全におけるその広い意味での資源的価値及び干潟生態系固有の価値など）の社会的認知をどのように住民に訴え、実質的な保全活動に結び付けてゆけばよいのかという点で苦慮している。

2. 1において述べた干潟の保全活動を担うグループ間には、活動戦略等に関して意識のズレが大きい。また、吉野川では全国的にも有名になった第十堰可動堰化問題において、住民投票によって計画を阻止した経緯があるにもかかわらず、こういった活動のノウハウが蓄積も継承もされていないのが現状である。今後進められるであろう干潟周辺の複数の公共工事について干潟環境の保全という面から懸念を抱いている人々は予想以上に多いと思われるが、それらの人々の思いを実質的に干潟環境の保全へとどのようにつなげ、結集していくかが今後の課題である。



地域の現状を踏まえた提言、意見

お願い

ご承知のとおり、吉野川の河口域約500haは、1996年ブリスベンの第6回ラムサール条約締約国会議で立ち上げられた「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に日本で最初に参加した干潟ですが、残念ながら今後、複数の工事がどんどん進んで、河口の風景や自然が切り刻まれていきます。まだまだ、間に合ううちに、吉野川河口干潟に直接訪れて、風に吹かれ、実際の河口の干潟をどうか見に来てください。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称： 和 白 干 潟	
位置：住所等 福岡県福岡市東区（博多湾東部）	面積：80ha（和白海域全体では約300ha）
湿地タイプ：干潟，浅海域	湿地の特性： 砂質干潟（一部，砂泥質及び泥質），前浜干潟
法的規制：国指定鳥獣保護区	
権利関係：	

保護団体に関するデータ

団体名： 和白干潟を守る会	報告者： 山本 廣子
住所： 福岡市東区和白1-14-37	
Tel： 092-606-0012	Fax： 092-606-0012
<a href="http://www.bekkoame.ne.jp/~miyakodori/">http://www.bekkoame.ne.jp/~miyakodori/</a>	

湿地の現状

和白干潟は博多湾東奥部にあり，ロシア・中国から朝鮮半島を経てニュージーランドへ至る経路と，日本列島を南北に縦断して東南アジアへ至る経路の二つの渡りのルートが交差する地点に位置し，渡り鳥の数と種類が多いことで知られている。1980年以降235種の野鳥が観察されており，国際的にも貴重なクロツラヘラサギやズグロカモメなども定期的に飛来している。また，日本の主だった干潟は太平洋側に位置するのに対して，和白干潟は日本海側に位置していることも特徴である。

博多湾は，その中央部から開発が進み，港湾・流通施設・工場・住宅・レジャー施設などを建設するため，ほとんどの海岸部が埋め立てられており，自然の海岸線は20%以下となっている。その中で，和白干潟には自然の海岸線が残り，しかも干潟・アシ原・クロマツ林が連なるという干潟の原風景を小規模ながらも残している点で極めて貴重な場所である。福岡都心部に近く，鉄道の駅からすぐに干潟に出られるので，市民のアクセスのしやすさも抜群である。

干潟はほとんどが砂質干潟であり，河口部の一部が砂泥質及び泥質である。したがって，干潟表面は比較的硬く，ふつうの靴でも低潮帯まで歩いていくことができる。そのため特別な装備は必要なく，底生動物の観察はきわめて容易である。周辺は宅地が広がり，近くにあった農地も失われつつある。また，干潟の沖の浅海域を大規模に埋め立てる人工島建設工事が進行中のため，豊かな生態系の維持には不利な状況が続いている。

人工島の建設以前には和白海域全面を埋め立てる計画があり，その時に漁業権が消滅したため和白干潟周辺での漁業は成立していない。しかし，潮干狩りに訪れる人は多い。ほかに干潟の利用としては，バードウォッチングなどの自然観察（日本野鳥の会福岡支部による月例探鳥会や和白干潟を守る会の指導による自然観察会など）や磯遊びや散策する人が多く訪れている。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

### 問題となる開発計画と保全運動の経緯：

1994年7月から10年計画で和白干潟沖約400haを埋め立てる人工島建設工事が進行中である。浚渫を含む工事海域は1000ha。開発主体は、国・福岡市・博多港開発（第3セクター）で、当初の目的は港湾施設・工場・研究施設・住宅・道路の建設であった。総事業費約4600億円で、約1000億円が公共事業、残りが埋立地売却収入と港湾施設使用料による独立採算の事業であるとしていた。しかし10年目となる今年もまだ埋立工事が続いており、不況のため埋立地が売れる見込みは薄く、必要性・採算性に疑問の声が挙がっている。赤字を出している博多港開発の埋立工区を、当初の約束を覆して福岡市は直轄事業にするように国に申請中である。

事業者による環境アセスメントやアセスレビューでは、人工島を建設しても「すべての項目で環境保全目標を満足する」とのことだが、実際にはすでに干潟底質の悪化（ヘドロ化）、アオサの異常発生、野鳥の激減など目に見える変化が進行中である。人工島建設に対しては、着工前から反対運動があり、1992年3月には人工島計画見直しを求める12万人分の署名が衆参両院議長、福岡市議会・福岡県議会両議長に提出された。人工島着工以後もいくつかの市民団体が人工島計画の見直しを求めて活動してきた。94年には工事への公金支出差し止めを求める住民訴訟が提起され、98年3月に福岡地裁判決が出され、確定している。公金支出差し止めは棄却されたものの、環境アセスメントがずさんであるとの原告の主張は認められた。

和白干潟は2003年11月に県指定から国指定和白干潟鳥獣保護区となった。このための基礎調査を環境省の委託によりWWF Jが行ない、和白干潟を守る会も協力した。保護区の範囲が狭いことや特別保護区が無いことなどまだまだ課題はあるが、これからラムサール条約登録湿地に指定されるまでの第一歩だと思っている。2004年9月2日現在、和白干潟はラムサール条約登録の候補地に上がっている。

### 地域の現状を踏まえた提言、意見

和白干潟沖の人工島埋立により、和白海域の潮流が妨げられて海水交換が悪くなったり、海域が静穏化して底質が悪化したりしており、結果的に富栄養化を促進させアオサの異常発生を招いている。和白干潟を守る会では2003年1月に「博多湾・和白干潟保全のための提案」を福岡市長に提出した。「博多湾への流入負荷の削減」や「自然の復元」として、潮流や波浪の復活、遊休埋立地を海に戻すことなどと、アオサの除去ほかを提案した。

現在、有明海と同じように和白干潟でも「干潟再生」として福岡市港湾局有志による干潟の耕運実験が行なわれている。干潟耕運は悪化の対処療法であり、根本的解決にはならない。しかし干潟耕運が再生の決め手のように宣伝され、干潟悪化の原因である「人工島」から市民の目をそらそうとしているのではないか。有明海と同じように、和白干潟の海水の循環と交換を回復することが再生の目標である。

和白干潟を守る会では、以下のような環境保全活動を行なっている。

▽和白干潟クリーン作戦と自然観察（毎月第4土曜日15時～17時）和白干潟「海の広場」集合。長靴持参  
▽定例会議（毎月第4土曜日10時半～13時）和白干潟を守る会事務所にて。  
▽第16回和白干潟まつり（11月28日（日）＝予定＝）和白干潟「海の広場」にて。観察会主体のお祭り  
▽鳥類調査  
▽観察会  
▽パンフレットや和白干潟通信の作成・配布 等々。

## 【各地からの報告】 博多湾・和白干潟、人工島疑似湿地

### 〔湿地に関するデータ〕

湿地の名称：和白干潟、及び人工島埋立地(疑似湿地環境) 位置・地名：博多湾東部/福岡市東区和白、香椎  
 面積：和白干潟/約80ha 人工島疑似湿地/埋立中 湿地タイプ：干潟(前浜干潟)  
 湿地の特性：砂質～砂泥質 法的規制：和白干潟/国指定鳥獣保護区 権利関係：和白干潟/一部民有地を含む

### 〔保護団体に関するデータ〕

団体名：ウエットランドフォーラム 報告者：松本 悟  
 住所：福岡市南区塩原3-17-12-205 TEL 092-542-5515 FAX 092-542-5514  
 HP: <http://homepage3.nifty.com/wetlandforum/>

### 〔湿地の現状〕

#### 《和白干潟及び周辺環境の価値》

博多湾東部の和白干潟は、シギ・チドリ類の種類数が多い渡り鳥の渡来地として知られています。

また、干潟、アシ原、松林が残る、日本の干潟の原風景を留めている場所で、自然海岸が多く残っているため、陸域から堤防を越えずに干潟に入れます(これって意外と大切なことなんです)。

1994年、博多湾人工島の環境アセスメントの意見書において、環境庁(当時)長官意見書で、「本埋立地周辺の和白干潟とその前面海域は、希少な鳥類を含む多くの渡り鳥が飛来し、また、多様な生物が生息する国際的に重要な湿地となっている」と評価しています。



人工島によって前面海域を塞がれた和白干潟

#### 《人口増加と都市開発》

福岡市の人口は約130万人。急激な人口増加と開発によって、博多湾の汚染は進んでいきました。また相継ぐ埋立ては博多湾内の潮流を変えてしまい、特に湾奥部にある和白干潟はその影響を大きく受けて来ました。40年ほど前までは白砂青松で遠浅の子供海水浴場だった和白干潟も、現在はその面影すら残っていません。

写真でもわかるとおり、和白干潟の前面海域は閉鎖水域になっています。和白干潟は危機的状況にあります。



アオサによって被われた和白干潟。アオサ堆積は30～40cmにもなります。

#### 《和白干潟の悪化》

和白干潟悪化の最大の原因は、夏から初冬にかけて「アオサ」が大量に堆積することです。アオサの堆積は潮流の停滞化と大きく関係しているようです。

3～4ヶ月間、アオサに被われた干潟は酸素不足になり生物が激減します。その影響は渡り鳥の利用に現れます。ここ数年、春と秋のシギ・チドリ類の利用は急激に少なくなっています。

1993年と2002年の鳥類数の比較(福岡市モニタリング)			
埋立地周辺の総数			
	70115羽	37777羽	
陸ガモ類	17544羽	15787羽	
海ガモ類	27282羽	10197羽	
シギ・チドリ類	13038羽	5983羽	

#### 《和白干潟の改善にむけて》

和白干潟の改善を目指して、03年5月から福岡市の職員ボランティアや市民参加でスコップ掘りによる「干潟ほりほり作業」が行われています。また福岡市の小型耕運機による事業も行われています(約1.8ha)。従来の対立を乗り越えて小さな試みが始まっています。根本的な解決にはなりません、和白干潟は「新しい何か」を求め始めてるのかも知れません。

#### 《和白干潟のラムサール条約登録にむけて》

和白干潟は03年11月に国指定鳥獣保護区に指定されました。今後は特別保護区、ラムサール条約登録が望まれるところです。今回公表されたラムサール登録候補地に、和白干潟も野鳥の渡来地として挙げられています。

今後は行政(環境省と福岡市)と市民(地域住民、農業者、環境NGOなど)の協議と合意、目標の共有化が求められます。特にNGOと行政の間では、過去の対立を如何に乗り越えるかが大きな課題になります。しかし、ラムサール条約の登録湿地になっても和白干潟がよくなることはありません。最大の課題は、私たち環境NGOがラムサール条約の意義をどのように捉え、周辺住民の理解を得て、和白干潟や人工島の保全目標の実現につなげていけるか問われるのだと思います。

#### 《人工島埋立て事業は?》

人工島埋立て事業は完全に破綻してしまった。総事業費も、竣工予定もまったく見通しが立たない。次頁写真真東側半分の事業を行っている3セクの博多港開発(株)は土地の売却が予定どおり進まず、銀行団からの融資、及び返済が不可能になり、ついに事業継続すらできない

状態になっている。17年度からは、福岡市が3セクに代わって残りの事業を行うことになりそうです。事業費を土地売却によって賄うという「独立採算事業」が破綻し、その「尻拭い」を市民の税金を背景に進められる「公共事業」に切り替えるということです。また、西側半分の福岡市の事業も国の指導を受け、5～10年の事業延長が発表されました。

果たして福岡市民はこの人工島と如何に向き合うのでしょうか？

**人工島整備事業**

事業費 / 4588億円(浚渫や埋立などの基盤整備費用のみ)  
 面積 / 約401ha 1994年7月着工 工期 / 10年(大幅に遅れる)  
 《目的》 航路浚渫土砂処分場 港湾整備 / 土地売却、利用収入  
 企業誘致 / 土地売却 住宅地 / 土地売却 東部交通網整備  
 《事業体》 福岡市 3セク / 博多港開発株(福岡市が51%を出資)  
 国 / 国土交通省



福岡市・国の事業 3セクの事業部分 上部: 和白干潟

**《人工島の渡り鳥たち》**

人工島内に出来た疑似湿地は、後背地が乏しい和白干潟に渡来する鳥たちにとって、羽根を休める良好な環境となっています。世界中で約1200羽しか確認されていない絶滅危惧Ⅰ類のクロツラヘラサギ(最大30羽)や、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ(最大559羽)が飛来しており、絶滅危惧Ⅰ類のコアジサシ、ズグロカモメ、ホウロクシギの他、ハマシギ(最大2348羽)など、多くの鳥が人工島と和白干潟を往来しています。特にシギ・チドリ類などは後背地としても貴重なスペースとなっています。またシロチドリの繁殖も確認されています。最近では、シギ・チドリ類に関して和白干潟よりも人工島内の方が主要な生息域となっています。

もともと海ガモ類など追い出して埋め立てた「環境破壊の島」と呼ばれている埋立地に、それまで博多湾東部にほとんど渡来しなかった絶滅を心配されている鳥がやって来るといふ皮肉なことが起きました。この疑似湿地は二次的に発生した環境ですが、悪化しつつある和白干潟の生態系を補完する重要な役割を果たしています。

( )の数字はモニタリングデータ / 2002年度迄

**《人工島に疑似湿地について、国際的な湿地再生の専門家の声》**

ビル・ストリーバ氏 米国 湿地再生研究者協会

これ以上の開発が必要かどうか、考える必要がある。

人工島は、将来、生物がたくさん住む美しい湿地ができる可能性がある。

再生計画を作るときは市民が参加しなければならない。ラムサール条約では、住民の発意を大切にするのが当然である。

堤防を開削して、海水を入れれば、現在の堤防部分がそのまま「島」となって渡り鳥の休息地になるだろう。

フィル・ストロー氏 豪州 シギ・チドリ類の研究者 / 湿地再生の技術者

早急に野鳥公園整備の検討委員会を立ち上げるべきだ。

野鳥公園のイメージ、目標をつくるべきだ(どのような鳥を保全の目標にするのか、どのような湿地にするのか)。

いったん、埋め立てて(竣工後)から野鳥公園をつくるのはナンセンス。環境は設計どおり、目標どおりに完全につくられることはない。埋め立てた後に本当に鳥が戻ってくるかどうかは判らない。事業費も無駄になる。広さの決定が重要。それによって、工法、生態システムも変わってくる。

地盤沈下させた後に表土を除去して、ネットも除去する。さらに部分的に掘削すれば、海水を入れることも可能になる。表土については、浚渫土砂(シルト)を少し入れれば生物が定着しやすくなり、生物が攪拌するだろう。



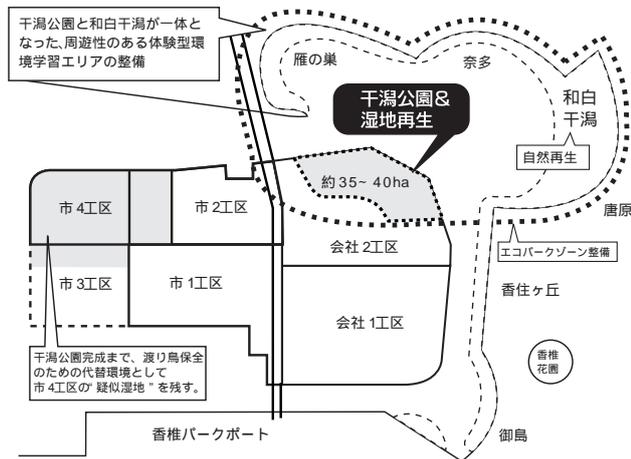
人工島のハマシギの群れ(部分) 03年10月



人工島のクロツラヘラサギ 04年7月

**《湿地再生と干潟公園整備を求める市民提案》**

これらの状況を基に、人工島の野鳥公園(干潟公園)のあり方について市民提案をまとめました。大きな課題は右の4点です。



**1/ 現在、渡来している渡り鳥の保全**

過去、現在において、アイランドシティを利用している渡り鳥の保全を最優先に検討しなければなりません。野鳥公園が完成するまで、7～10年かかると思われま。しかし埋立工事がそのまま続けば、野鳥公園が完成した時に「渡り鳥がさらに激減している」ということになります。

**2/ 現状の湿地を利用した経済的な整備**

過去、現在において、渡り鳥が利用している湿地環境を生かした整備を行えば、環境的にも、経済的にも、維持管理する上でリスクの少ない野鳥公園干潟公園ができます。

**3/ 根拠のない面積(8.3ha)の再検討**

野鳥公園としての根拠が何もない(8.3ha)の広さで、検討委員会やワークショップを拘束してはいけません。渡り鳥の保全のために必要な広さを再検討しなければなりません。

**4/ 絶滅危惧種の保全**

クロツラヘラサギやツクシガモ(共に国内最高ランク)など、絶滅危惧種の保全は福岡市民に課せられた国際的な責務です。

「人工島の湿地保全」と「和白干潟の環境改善」にむけて活動を続けて行きます。JAWANの知恵とところを貸して下さい。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：博多湾・今津（和白干潟と前面の浅海域）	
位置：和白干潟：福岡市東区和白・奈多・雁ノ 巣周辺	面積：約80ha。人工島による消失海面積401ha を含めて1000haの浅海域
湿地タイプ：砂干潟、一部砂泥干潟。周辺に塩生湿地	
法的規制：周辺は福岡県鳥獣保護区、一部国設鳥獣保護区（ラムサール条約登録に向けて）	
権利関係：	

保護団体に関するデータ

団体名：博多湾会議	報告者：脇 義重
住所：福岡市東区奈多1-6-13	
Tel：090-3011-9375	Fax：092-608-0788

湿地の現状：

1) 本来の姿

博多湾は渡り鳥の朝鮮半島ルートと日本列島沿いのルートのふたつの飛行路が交差する場所に位置しているため、日本の鳥555種（日本野鳥の会編「日本の野鳥」増補版）のうち6割にあたる320種が見受けられました。そのうち150種が和白干潟周辺で発見されたといわれています。また、渡り鳥の餌となる多毛類や甲殻類などの底生生物も豊かであり、また後背地もあって渡り鳥にとっては安定した越冬地であり中継地でした。

また、バードウォッチングや潮干狩りなど人々が自然に親しむ場であり、子どもたちの教育の場でした。

2) 1994年人工島着工と現状

1994年の人工島着工以来、博多湾の自然環境は悪化の一途を辿ってきています。

①潮流の緩慢化

博多湾は地勢的には西北風によって能古島を中心にして反時計周りに潮流が勢いよく流れていましたが、人工島工事で外壁が出来始めると、只でさえ博多湾に出来た人工突起物によって潮流のルートが移動・減速し、和白干潟のある東北の湾奥部ではその勢いが緩慢となっていたところに、流速は急減しました。

②渡り鳥の減少

渡り鳥は種と数において減少してきています。特に底質の変化によって干潟の機能が低下したことにより、干潟を採餌場とするシギ・チドリが往時に比して飛来しなくなってきました。人工島埋立地になった浅海域で潜水して採餌していたカンムリカイツブリの飛来数は激減しています。

③和白干潟の水・底質の変化と底生生物の減少

前面に潮流を遮断する形で人工島の外壁が現存しています。その結果、水質が悪化し底質が変化し、還元層が形成され嫌気性生物が繁茂していると言われていています。水質の富栄養化によるアオサの発生、浮遊、沈殿も底生生物の減少に繋がっています。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

和白干潟の保全、再生の方法は人工島事業の中止とその撤去において他にはない。人工島埋め立ては和白干潟の保全と再生にとって回復困難な大きい被害と損害を与えている。被害を受けているのは渡り鳥、底生生物そしてそれらを育んできた干潟そのものである。また私たち人間も損害を蒙っている。干潟が博多湾の漁業に多大に寄与してきたことは周知の事実である。ボラなど幼稚魚の育成の場となり、アサリなどは食卓を賑わした。ヨコエビやゴカイは魚釣りの餌となる。コノシロなど「高級魚」も博多湾から水揚げされ料亭に運ばれた。これらの楽しみが奪われるのだから、損害は大きい。湿地の現状でも述べたように、この課題については潮流の勢い回復が最大の課題である。この潮流の勢いが回復されれば、富栄養化の問題、水質・底質悪化の問題は多くは解決される。

次の問題点は人工島の社会的側面だ。1994年に人工島のための公有水面埋め立てが国（運輸大臣）によって認可された。しかし、当時から埋め立てには理由がないと指摘されてきた。その理由のうち、博多湾に港湾施設を増設する必要性は元々なかった。仮令取り扱い貨物量が計画どおり伸長しても既存の設備で十分可能だった。現に国受け持ちの岸壁工事の10年凍結が計画されている。サイエンスパーク構想は九大が福岡市西区に移転計画を固めたことによって頓挫していた。住宅用地も既成の土地で充分であり、逆に住宅は余っているが現状だ。福岡市が51%出資している博多港開発㈱は埋め立て事業主体だが、造成した土地は販売できない。地価が大幅に低下して、販売できても埋め立て原価を下回る価格でしか販売できない。このようにして銀行団への融資返済が滞り、福岡市は救援策を打ち出し増資や200億円の緊急融資枠を新設し、既に87億円を融資した。本来開発業者が負担すべき住宅地の道路や公園を福岡市が博多港開発㈱から購入するという事まで起こり、第3セクター博多港開発㈱事業部分の公共事業化が進行した。そして、博多港開発㈱2工区分を福岡市の直轄事業化しその買い取り費用を400億円と見積もり全て市債が賄うという案まで出てきた。この案件は2004年12月市議会に補正予算として提出される予定だ。当初から計画になかったケヤキ・庭石を購入し（特別）背任という汚職の温床となった博多港開発㈱は、前期初めて50億円の赤字決算を発表し、経営者の責任を明らかにした上で、株主や銀行団などが応分の負担をする会社清算をするしか方法がない経営状態になっている。元々の福岡市の受け持ち部分も購入希望社がない状態が続いている。人工島に偏った市予算は老人パスの一部廃止や保育園・幼稚園の民営化など市民生活を圧迫している。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

国（環境省）は現在和白干潟をラムサール条約登録湿地にしようと計画している。遅い対応であるがこの動きを歓迎したい。和白干潟は国際的に重要な湿地として認知されているが、人工島着工前の渡り鳥の越冬地・中継地として十分に機能していた時の状態を取り戻さないと国際的な責務を果たせないのではないかと。10年前の状態に戻すということを目指し掲げ、将来5年後にカモ類が、10年後にはミヤコドリがそして20年後には多くのシギ・チドリ類がアサリとコメツキガニと一緒に帰ってくるというビジョンを掲げて進むしかない。福岡市が最初にすべきことは人工島事業を中止し、来年開催予定の「花ドンタク」など博多湾の自然に相応しくない人工島事業を助長する行事を取りやめることだ。**海を返せ、干潟を返せ！！人間性を返せ！！**

2004 国際湿地シンポジウム in 敦賀  
ラムサール登録—その役割と展望—  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於：福井県敦賀市「敦賀短期大学」  
湿地に関するデータ

湿地の名称：（略称：あれば） 球磨川河口干潟	
位置：熊本県八代市大鼠蔵町	面積：約1,000ha（180haが登録）
湿地のタイプ： 干潟	湿地の特性：砂泥質の干潟
法的規制：東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークに登録	
権利関係：	

保護団体に関するデータ

団体名：八代野鳥愛好会	報告者：高野 茂樹
住所：〒866-0073 熊本県八代市本野町16の1	
Tel： 0965-33-5447	Fax： 0965-33-5447

湿地の現状

**球磨川河口干潟はこんな干潟です。**

球磨川河口干潟は、九州山脈に端を発した球磨川が川辺川などの水を集めて八代海（不知火海）に注ぐ河口に発達した干潟です。球磨川によって多量の土砂が運ばれ、昔は砂質の干潟でしたが、現在ではやや砂泥質の干潟となっています。球磨川河口には周辺部を含めると1000羽を越す干潟があります。干潟にはヤマトオサガニ、コメツキガニ、ハクセンシオマネキなどのカニ類やニホンスナモグリ、アナジャコなどが生息しています。

干潟には一年を通してたくさんの野鳥が飛来し、その種類は90種以上になります。特に、シギ・チドリ類の重要な飛来地となっています。春と秋にはシロチドリ、ダイゼン、ハマシギ、キアシシギ、ソリハシギ、オオソリハシギ、アオアシシギ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギなど約40種類が飛来し、シロチドリ、ダイゼン、ハマシギが越冬し、ハマシギは1000羽を超える数が越冬します。そして、ソリハシギ、キアシシギ、チュウシャクシギの3種類が東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークの登録基準を越えており、昨年10月24日、八代市は環境省を通じてシギ・チドリ類ネットワークに登録を申請しました。そして、この夏、2004年8月1日に登録が承認されました。シギ・チドリ類の渡来を通して八代海（不知火海）の干潟はもちろん海域全体の生態系の保全につながればと思います。

冬には、セグロカモメ、ユリカモメ、ウミネコなどのカモメ類が5000羽以上飛来します。ズクロカモメやオオズグロカモメの飛来も見られます。オオズグロカモメは国内で定期的に飛来する唯一の場所であることは全国に知られ、遠くからたくさんの方が訪れます。ズグロカモメも世界の生息数が約5000羽と言われている貴重な種類です。また、昨冬とこの冬、前川河口干拓地で6～10羽のクロツラヘラサギが越冬し、干潮時には球磨川河口や前川河口の干潟に飛来するようになりました（※球磨川は八代市内に入って前川、南川そして球磨川の3つに分かれて八代海に注ぎます）。さらに、後背地の水田には数羽～10数羽のマナヅルやナベヅルの飛来も見られます。近年は、この海域の生態系の食物連鎖の頂点に位置する種の一つであるミサゴの数も増えてきています。野鳥の飛来数が多く、多様性が維持されている干潟です。

### よみがえれ「魚湧く海」八代海（不知火海）！

八代海は不知火海とも言われますが、これは8月の大潮の夜、海上に不思議な火が浮かぶ事から名づけられました。その現象は現在でも見ることはできますが、以前ほどはつきりしない年が多いようです。また、球磨川河口から天草諸島を望むと干潟の向こうに島々が浮かび、そこに夕日が沈む光景は日本一の”ふるさとの自然美”であると誇りを持っています。この風景と環境を子ども達に伝えなければなりません。

昭和30年頃から球磨川には市房ダム、瀬戸石ダム、荒瀬ダムが作られ、干潟や八代海（不知火海）の生態系にも影響が見られ、漁獲量が以前の1/3に減ったり、海苔養殖をされる方が減ったりしています。アサリやクルマエビが採れなくなり、赤潮が頻繁に発生し、貧酸素状態になる青潮も起こるようになったと漁師さんは言っておられます。現在、支流の川辺川では大形のダム建設事業が進められております。是非を問う討論集会が何度も開かれています。工事が進められると球磨川河口干潟にも深刻な影響が考えられます。私たちは、これ以上八代海（不知火海）の生態系が変化しないよう建設が中止されることを訴えています。

また、八代海（不知火海）のほぼ中央に浮かぶ大築島周辺では、大型船の航路を確保するために浚渫した泥を捨てる「八代港公有水面埋立事業」が進められています。周辺には藻場がありコノシロ、ボラ、イワシ、スズキ、カレイなどの産卵・生育の場所で、八代海（不知火海）漁業生産において重要な地域です。この工事がこのまま進行すると八代海（不知火海）の生態系の再生に大きな打撃となることは間違いありません。工事に反対する漁民の皆さんの行動も始まっています。

今度のシギ・チドリ類ネットワークの登録を機会に、もっと多くの方が八代海（不知火海）の干潟・環境に関心を持っていただくよう期待しています。そして、八代海（不知火海）と九州山脈がダムのない川でつながった健全な「海・山・川流域生態系」が回復し、「魚湧く海」がよみがえることを目指して、野鳥観察を通して干潟や海域生態系の大切さを訴えながら、できることを一つ一つ実行していこうと思います。

### 地域の現状を踏まえた提言、意見

#### 「有明海及び八代海特別措置法」改正を！

八代海（不知火海）はクルマエビ、アサリなど多様な漁業が営まれる「魚湧く海」でした。しかし、近年は赤潮が頻発し、魚類養殖業被害もたらされるようになりました。沿岸は延々と堤防で仕切られ、満潮になると露出した自然海岸はほとんどなく、海辺で休むシギ・チドリ類の姿はほとんど見ることはできなくなってしまいました。

八代海（不知火海）を本来の漁獲量豊かな海に再生し、将来にわたって持続的に利用し、野鳥と共生していくためには、この海域の自然環境の再生と保全が第一に行われなければなりません。平成14年、漁業振興と海域環境の保全を柱とした「有明海及び八代海特別措置法」が制定され、翌年には「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」が策定され、取り組みが行われています。下水道など生活排水処理施設の整備促進、工場などの排水規制の見直し、川と海づくり県民運動、漁民の森植林活動など様々な取り組みがなされていますが、「干潟・浅瀬等の保全のための抜本的対策」が示されていません。「有明海及び八代海特別措置法」改正の機会に干拓と海砂採取を規制する条項が盛り込まれるようにして欲しいと思います。

干潟・浅瀬・藻場の保全こそ八代海（不知火海）再生の要であると思いますし、八代海（不知火海）を利用する水鳥にとっても干潟がこれ以上失われてはなりません。干潟を失うことない施策に加え、積極的に埋立地を湿地に回復するなど自然再生の施策も望まれます。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称：(略称：あれば) 諫早湾干潟	
位置：住所等 有明海諫早湾	面積：約 3,550ha (湾内締め切り面積)
湿地タイプ：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁	湿地の特性：有明海の湾奥部、泥質干潟
法的規制：なし	
権利関係：1986年9月 諫早湾内12漁協が漁業補償協定に調印(総額243億5千万円)し漁業権を放棄	

保護団体に関するデータ

団体名：諫早干潟緊急救済本部	報告者：時津良治
住所：諫早市小野町 1100-13	
Tel：0957-23-3740	Fax：0957-23-3927

湿地の現状：

- 1988. 3 環境庁が建設、運輸大臣の諮問に対し、干潟再生策などを条件に事業着手に同意
- 1989. 11 干拓工事始まる
- 1997. 4 潮受堤防締め切り

干拓工事は地域の防災と優良農地造成を目的に計画され、総事業費は2460億円。03年3月末で総事業費94%が執行済、06年度の完成予定。

潮受け堤防の内側はマイナス1mに管理され、淡水化されて干潟に生息する貴重な生物は絶滅した。

現在は農地造成のための前面堤防の築堤工事と土壌改良、除塩等の工事を残すのみになっている。干陸地ではヨシが繁殖し、一部は県農林試験場が野菜、牧草などの試験栽培をしている。また、県は農業者、農事法人に入植のアンケートをとり、700haの予定地に3倍の希望があったと公表した。

干潟の消滅により浄化作用を失った調整池の水質悪化対策として、周辺自治体は公共下水道の普及、排水規制等、新たな環境対策に追われている。

04年8月、佐賀地裁の工事差し止めの仮処分決定により、工事は1審の判決まで中止となった。この決定に対し、農水省は異議申立てを申請した。

野鳥の宝庫であった諫早干潟は堤防締め切りにより失われてしまった。北部排水門周辺の小長井町に現出する礫地混じりの干潟にわずかにシギやチドリなどの野鳥は集まる。消失した小野島海岸ではハマシギ1万羽以上がカウントされていた。以前と現在では比べようもなく種類数個体数も少ない。

7月23日ソリハシシギ1羽、キアシシギ13羽

8月20日 " 2羽 " 33羽

9月17日アオアシシギ2羽、オオソリハシシギ7羽、キョウジョシギ1羽

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

1996年7月 干拓事業差し止めを求める「ムツゴロウ訴訟」を提訴、以後漁民を主体に工事の差し止め、損害賠償を求める訴訟、原因究明の調停などが提起されている。

今回の佐賀地裁の決定により、当分の間干拓工事は中止という新たな展開を迎えた。

この間、工事が始まって以来すでに15年を数え、7年前のギロチンが決定的なダメージを有明海にもたらした。

タイラギをはじめアサリなどの二枚貝、ノリの不作、漁船漁業の不漁など有明海の漁業は今や瀕死の状態である。沿岸市町村では倒産、自殺などの深刻な社会不安が相次いでいる。

政府による当面の対策としての海底耕運や覆砂など、有明海特別措置法がらみの小手先の対応ではとても追いつかない状況に追い込まれている。

潮受け堤防がもたらした潮流、潮汐への影響、調整池からの排水問題など現在の計画のままでは根本的解決は望めない。

持続可能な農業・漁業をめざして、地元住民が願う排水対策、農業用水確保などと共に、漁業再生、豊かな本来の生態系再生の両立をめざした解決策へと繋げて行きたい。

利権とカネで固めた政官財の鉄の三角形を突き崩すのは容易ではない。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

1. 地元長崎県、諫早市のトップは工事推進の旗を振り続けている。我々の申し入れにも、セレモニーとしてのお付き合いをするだけで、工事完成にひた走っている。
2. 地域のしがらみで住民は黙っている。我々は、地元市民にごく当たり前の、常識的な主張を呼びかけて、声なき声を引き出すことが当面の課題である。
3. 有識者、研究者、漁民、市民とのネットワークを広め、それぞれの得意分野での活動とお互いの情報交換による共闘体勢を強める必要がある。
4. 農水省、長崎県との交渉あるいは、地域住民への啓発のためには、将来に向けた明確なビジョンが求められる。NGO サイドからの対案を早急に作成する作業に取り組まなくてはならない。

# 2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀 ラムサール登録-その役割と展望-

## 日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

### 湿地に関するデータ

湿地の名称：有明海	
位置：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	面積：約1700平方km 平均水深20m
湿地タイプ：内海	湿地の特性：多くの浅瀬、藻場、干潟、塩性湿地を有する
法的規制：有明海・八代海再生特別措置法（有明海特措法）など	

### 保護団体に関するデータ

団体名：諫早干潟緊急東京事務所（など）	（記入者：青木智弘）
住所（諫早干潟緊急救済東京事務所）〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-11-4 パレドール目白205	
Tel：03-3986-6490	Fax：03-3986-6490
ホームページ：http://www2s.biglobe.ne.jp/~isahaya/	

### 湿地の現状

1986年に着手され、1989年に着工された国営諫早湾干拓事業によって、1997年4月14日に諫早湾が締め切られました。以来、約3000haと言われる諫早干潟が、干拓事業による堤防内水位の-1m管理によって、今でも人為的に一時的に失われています。これにより諫早干潟の生物多様性だけでなく、干潟の浄化能力が喪失する事態が続いています。

有明海の干潟面積は1989年当時、約20,700haだったと言われており、諫早湾外でもその後、約1000haの干潟が喪失したと言われています。あわせて約4000ha、有明海の約2割程度の干潟が消失したと考えられており、干潟の浄化能力喪失によって有明海の富栄養化に甚大な影響を与え続けていると思われます。また、諫早湾締め切りによって有明海の面積は35.5ha、約2%減少しました。これにより月と有明海の潮の共振が失われ、特有のダイナミックな潮が急速に失われていると考えられます。

諫早干潟の浄化能力が喪失したことや、有明海全体で異変と言われる潮の激変が起きたことなどにより、2000/01年のシーズンにはノリ養殖の大凶作が起き、2001年夏に事業を再評価した第三者委員会は、環境に配慮した事業の見直しを答申しました。しかし農林水産省は小規模な見直しにとどめています。別途、ノリ不作対策のために設けられた第三者委員会が、事業の環境への影響を真摯に調査するように求めましたが、農水省は今年2004年の5月に中長期調査の実施を見送っています。

一方、今年2004年8月26日、佐賀地方裁判所は国営諫早湾干拓事業（長崎県）の工事差し止めを求めていた、有明海沿岸4県漁民の仮処分申し立てを認める決定を下しました。しかし農水省は佐賀地裁に異議を申し立てています。

仮処分を受け、環境に対する影響の調査や、農作物の試験栽培といった例外を除いて、事業に関する工事は停止しています。だが長崎県は近日、諫早湾を締め切っている潮受堤防上の道路工事を再開する意向です。有明海の潮の復元のためには、潮受堤防の撤去あるいは部分開削が必要とされていて、事態は予断を許しません。

農水省・長崎県は、あくまでも2007年3月末までの事業完成を目指していますが、有明海沿岸4県漁民らはこの仮処分の他に、佐賀地方裁判所では本訴訟を争い、公害等調停委員会には「有明海異変の原因が諫早湾干拓事業にあること」の原因裁定を求めています（よみがえれ！有明海 <http://www.h5.dion.ne.jp/~n-ariake/>）。さらに事業が2007年3月末までに完成しない場合、政府は第三者委員会の事業再評価を、再び受けなければなりません。

なお、鹿島新籠（佐賀県鹿島市）が、東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークの登録湿地です（<http://www.chidori.jp/education/begin/network/>）。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

有明海は富栄養化が進行し、熊本新港や筑後大堰、炭坑あとの海底陥没などといった人為的な環境改変もおきていますが、有明海特有の 1・生物多様性、2・広大な干潟と浅瀬、3・月との共振による激しい潮流潮汐 4・海水に含まれる多くの富泥 などの浄化作用が、環境の悪化を深刻にしなかったと考えられています。

これらの作用を一気に失われたのが、諫早湾締め切りで、以来、有明海は異変と呼ばれる環境の激変に苦しんできました。以来、潮は激変し、海底や海水の貧酸素化や赤潮の問題が深刻化、生物多様性だけでなく漁業にも深刻な悪影響を及ぼし続けています。

堤裕昭（熊本県立大学教授）先生ら多くの学術研究者や、有明海漁民・市民ネットワーク (<http://gyominet.hp.infoseek.co.jp/>) などが真摯に調査研究を続けていますが、中長期開闢調査の実施による真相究明が待望されています。

農水省は中長期開闢調査実施の代替として、海底の耕耘、覆砂、作濡、湧昇流施設の設置、流入負荷削減などの環境保全対策の実施を検討していますが、これらの環境再生効果には科学的な裏付けがありません。

諫早干潟復元による生物多様性の回復や、干潟浄化能力の回復、潮受堤防の部分開削などによる潮の復元などが、有明海の環境再生のために必要不可欠な措置であると考えられています。有明海の環境は大きく変化し、自殺や心中など漁業者への被害も深刻を極めており、もはや一刻の猶予も許されない状況なのです。

なお、諫早湾沿岸低平地の防災対策については、干拓事業とは別途、諫早市内ではさまざまな事業が行われており、事業の防災効果については農水省や長崎県が誇大宣伝を行っていると思われる。森山町などでは、十分な対策が未だ行われておらず、さらに農業用水確保の問題もありますが、防災や農業用水の問題を大規模複式干拓の副産物として、強引に無理な解決をしている現状は、決して好ましいものではありません。

防災や農業用水については、あらためて適正な対策を行うべきでしょう。

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

干拓はもともとは、環境共生的・適地適作的な土木技術でしたが、20世紀の後半に大規模複式化したことで環境破壊を招くようになりました（参考：「海面干拓における単式干拓から複式干潟への展開過程と干潟の環境」（五十嵐 勉 / 『人間環境と環境変化』（古今書院 2001年）所収）。

21世紀となった今、諫早湾干拓事業を真摯に再見直しし、有明海の環境回復の為に必要な処置を取ることが待望されています。そのためにはまず、ノリ第三者委員会の提言した中長期開闢調査の実施が必要不可欠でしょう。

また、ほぼすべての国管轄工事が止まっている現状で、長崎県は潮受堤防上の道路建設を再開すべきではありません。

2004 国際湿地シンポジウム In 敦賀  
ラムサール登録-その役割と展望-  
日本各地の湿地からの報告

2004年10月16日～17日 於・福井県敦賀市「敦賀短期大学」

湿地に関するデータ

湿地の名称： <b>泡瀬干潟</b>	
位置：沖縄県沖縄市泡瀬地先	面積：最大干出面積 290ha、海草藻場(海草+海藻) 350ha (一部干出するため干潟部分と重複)
湿地タイプ：塩性湿地・マングローブ林・干潟・海草(うみくさ)場	湿地の特性：①海岸から干潟域、さらにその沖合までの環境が連続的に存在すること。②泥・砂・サンゴ礫質などの多様な底質環境を有し、さらに複数種の海草からなる海草場がパッチ状に存在すること。③種多様性が極めて高いこと。
法的規制：一部海域が米軍の通信施設と隣接するため、「制限水域」となっている。	
権利関係：埋め立てにかかる海域の漁業権は消滅。	

保護団体に関するデータ

団体名：泡瀬の干潟で遊ぶ会	報告者：水間八重
住所：沖縄県沖縄市大里 1-3-10 砂川かおり方	
泡瀬の干潟ホームページ	<a href="http://www.ne.jp/asahi/awase/save/">http://www.ne.jp/asahi/awase/save/</a>
※報告団体のほか、「泡瀬干潟を守る連絡会」が活動している。 ホームページ <a href="http://save-awasehigata.hp.infoseek.co.jp/index.htm">http://save-awasehigata.hp.infoseek.co.jp/index.htm</a>	

湿地の現状：

**【沖縄の海辺の現状】**

かつては沖縄島にも多くの干潟や海草場の広がる浅海域が存在したが、本土復帰以降、埋立事業で多くが消失した。わずかに残された海域も、地上部の様々な開発にともなう赤土流出や排水によって環境が悪化している。このうえまだ埋立事業や「海岸整備事業」などの開発計画が目白押しだ。現存する中では最大・最良の環境を保有している泡瀬干潟海域でも埋立事業が進行中で、このまま各地で計画されている事業が進めば、沖縄の海辺は壊滅的な状態となるだろう。

**【泡瀬干潟の自然環境】**

泡瀬干潟は、琉球列島最大規模の干潟である。広大な海草場をはじめ、泥・砂・礫などの干潟やサンゴ礁域など一連の環境が残されているため、底生生物は貝類だけでも 300 種以上(うち絶滅の恐れのあるものは約 50 種)が確認されているなど、種多様性が極めて高い。また、鳥の渡りにとっても重要な位置にあり、渡り性水鳥の飛来種数は全国一だ。飛来数から見ても、ラムサール登録湿地の漫湖をしのぎ沖縄島では最も多く、特にムナグロについては、国内最大の越冬地となっている。

このように自然度の高い泡瀬干潟は、沖縄県の『自然環境の保全に関する指針(沖縄島編)』(平成 10(1998)年度策定)で、評価ランク I [自然環境の厳正な保護を図る区域]に指定されている。また、環境省の重要湿地 500 にも中城湾に位置する重要な干潟としてその名が記されている。

**【人々との関わり】**

この干潟の豊かさは人々をもひきつけ、休日には多くの市民が潮干狩りや釣りを楽しんでいる。レジャーの他にも、この海には、昔から貝や海藻を採り生計の足しにしてきた人々がいて、10 種以上の貝類や 5 種以上の海藻がその対象となっている。先人達が観察した生態は方名に現れ、それぞれ違った採り方や食べ方に知恵がのぞくなど、干潟を背景に育った文化も現存している。

**【泡瀬干潟における埋立事業(中城湾港泡瀬地区埋立事業)】**

事業主体は国(内閣府沖縄総合事務局)と沖縄県。「干潟部分を残してほしい」との地元からの要望と、「環境への配慮」により、陸から 150~200m 離れた「出島方式」の埋め立てとなったが、面積は 187ha と大規模なことにはかわりはない。

## この湿地に関する保全、再生の課題・障害・問題点

泡瀬海域の埋立計画は、隣接する「新港地区」の整備に伴う浚渫土砂の処分場として具体化した。リゾート開発中心の土地利用計画はバブル全盛期に地元沖縄市によって策定されたが、土地需要の見通しの甘さから、すでに計画の見直しに迫られている。環境アセスや土地利用計画・環境保全策など、様々な点でずさんさが目立つ埋立計画だが、2002年10月、ついに本格的な海上工事がはじまった。市民グループらのがんばりもあって事業は当初予定よりかなり遅れているものの、陸から沖へ資材を運ぶための仮設橋梁は、じわりじわりとのぼされている。

### 【埋立に伴う環境保全措置（代償措置）の問題点】

「回避」「低減」などの代替案の検討はなされなかった。そして、事業を進める免罪符として以下の環境影響保全措置が検討・実施されつつあるが、全体として「生態系」という視点が欠落しており、科学的根拠に乏しく効果が期待できないばかりか、周辺環境への影響が懸念される。

#### 1. 海草場の移植

生態系の保全を目的に、埋立により消失する海草場のうち被度の高い部分を移植する計画。重機を使った大規模な移植実験が行われたが定着率が低く、移植塊からの流出土砂は周辺環境にまで影響をおよぼしている。事業者が設置した専門委員会でも、移植以外の方法による海草場保全の検討を始めた。

#### 2. 絶滅危惧種の保全策

2-1 クビレミドロ（沖縄島のみ分布する緑藻）は、一時他の生息地に移植した後、埋立地周辺に造成予定の人工干潟に再移植する計画。

2-2 トカゲハゼは、①繁殖期に工事をしない、②現在の生息地である泥質干潟（約200㎡）を残す、③人工干潟にも生息地を確保する、という三本柱で保全する計画。

しかし、他地域への移植による遺伝的攪乱や人工干潟が抱える根本的な問題、さらに砂質を好むクビレミドロと泥質を好むトカゲハゼのための人工干潟を狭い領域にどのように整備するのかなどが全く考慮されていない。

#### 4. その他の環境保全策

市民グループや専門家によって、次々と「絶滅危惧種相当」の生物が発見されている。事業者は「モニタリングを行い異常が見つかれば即時事業を中断する」としているが、いつ誰がどのような基準で異常を判断するのかは示されていない。なかには移植による保全が検討されている種もあるが、生活史すら未解明なままだ。



泡瀬干潟は、奥に見える新港地区の航路を浚渫した土砂捨て場として埋め立てられる。（『中城湾泡瀬地区開発事業の概要』より一部改変）

## 地域の現状を踏まえた提言、意見

この埋め立てが必要だと思っている地域住民はたいへん少ない。土地利用計画も需要のなさから見直しを迫られている。当初から予定されていた環境保全措置も順調でなく、そのうえ新たに保全策を検討すべき生物が次々と見つかっている。対応に迫られる事業者は、埋立そのものを進められずに苛立ち気味だ。しかし、環境影響調査のずさんさを認めて、評価をやり直すような動きは見られない。そんな中でも埋立後のまちづくりについて話し合う懇談会（沖縄市が設置）や環境学習のあり方などを検討する委員会（事業者が設置）は運営されている。

水路と化した干潟に貝は棲むだろうか、鳥はわたってくるだろうか。そしてなにより、人は集うだろうか。地域の活性化や環境学習を謳うなら、このすばらしい沖縄の宝、世界に誇れる泡瀬干潟を活かす道をまず考えるべきである。

# ラムサール条約湿地の新規登録について

環境省自然環境局野生生物課

## I ラムサール条約湿地に関する短期目標

1. ラムサール条約第7回締約国会議（1999年）において、2005年の第9回締約国会議までに、世界のラムサール条約湿地を2,000カ所以上に増加（概ね倍増）させることを目標とすることが決定。

*決議VII. 11 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」*

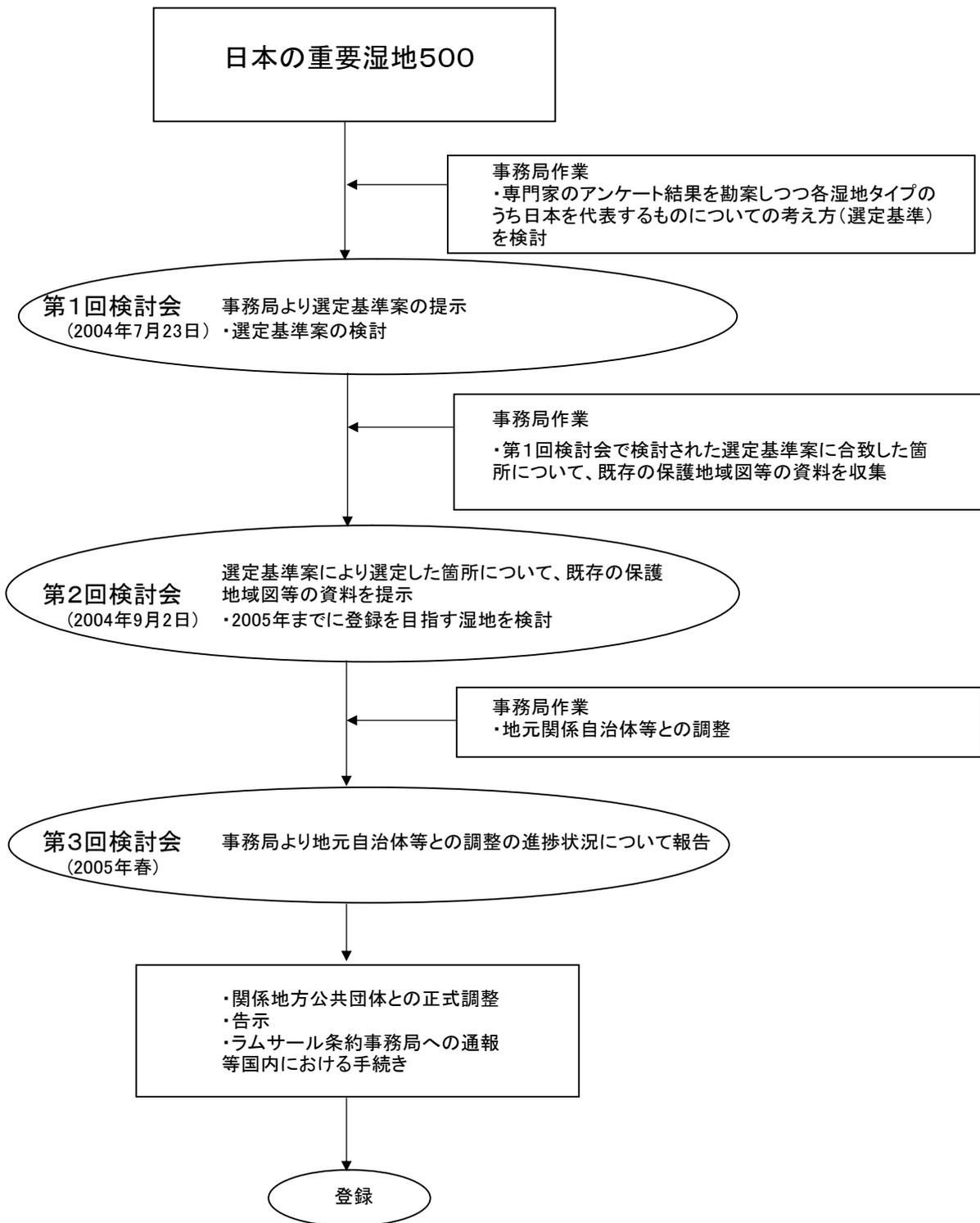
*2005年までに開催される第9回ラムサール条約締約国会議までに、少なくとも2,000カ所の湿地を「国際的に重要な湿地のリスト」に掲げるよう確保すること。*

2. この目標値は、全世界の条約湿地数を第7回締約国会議時点（982カ所）のほぼ2倍に拡充するもの。
3. これを受けて、我が国では、2005年11月の第9回締約国会議までに、国内の条約湿地数を22カ所（1999年当時の11カ所の2倍）以上に増加させることを国内目標として表明。なお、現在の国内条約湿地数は13カ所。

## II 2005年に向けたラムサール条約湿地候補湿地の検討

1. 2005年に登録を目指す候補湿地について、我が国における保全上重要な湿地として選定された「日本の重要湿地500」にの中から、国際的な基準を満たすと考えられ、かつ予定を含む国指定鳥獣保護区特別保護地区等として保全が担保されている湿地について、専門家による検討会を開催して検討を行う。
2. 候補湿地の中から、地元自治体から賛意を得られたものについて、条約事務局への登録申請手続きを行う。

## 2005年までにラムサール条約湿地への登録を目指す候補湿地検討作業スケジュール



# ラムサール条約

# 締約国会議

## ラムサール条約締約国会議の歩み ～ラムサール条約釧路会議からの10年～

小林聡史(釧路公立大学)

### 1. 2つの地球サミットとラムサール条約

今回の翻訳作業を行った2003年は、ラムサール条約第5回締約国会議(1993年釧路会議)を行って10年目に当たる。会議の開催地となった釧路市では、地元釧路市や環境省等が10周年記念行事を行った。釧路会議以降、第6回(1996年、オーストラリアのプリズベン市)、第7回(1999年、中米コスタリカの首都サンホセ市)、そして21世紀最初の会議が第8回(2002年、スペインのバレンシア市)と合わせて4回の締約国会議が行われてきた。

単に10年を一区切りと考えるだけでなく、この10年は実はラムサール条約にとっても湿地生態系や水鳥を中心とした生物多様性といった概念にとどまらず、地球レベルでの環境問題と密接に結びついた重要な期間となった。

釧路会議とバレンシア会議の2つの会議における最大の共通項は、それぞれが国連主催の環境と開発を考える国際会議である「地球サミット」に対して、ラムサール条約の対応を明らかにした点である。釧路会議の前年である1992年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて「地球サミット」が開催され、そのために生物多様性条約と気候変動枠組み条約が誕生した。この地球サミットに対応するためラムサール条約では検討チームを作り、ラムサール条約としての対応を声明文としてまとめ、釧路会議の決議1において『釧路声明』が採択された。また、この釧路会議は地球サミット以降、全世界を対象とした環境関連条約の締約国会議としては初めてのものだったため、日本国内だけでなく世界的にもメディアの注目を集めた会議となった。この地球サミットから10年後、2002年8月には南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて「リオ+10」と銘打った第2回目の地球サミットが開催された。それからわずか3ヵ月後に開催されたラムサール条約バレンシア会議では、釧路会議同様に地球サミットへの対応を迫られたが、決議1として「湿地と水」に関するラムサール条約の今後の貢献を誓った決議が採択された。

### 2. 釧路会議とワイズユース

では次に、ラムサール条約締約国会議の内容が

らこの10年間の進展として重要なポイントはなんだろうか。それはラムサール条約のフラッグシップと呼ばれる「ワイズユース」すなわち湿地の賢明な利用概念の展開である。

1971年に全世界レベルの自然環境保全条約としては初めての政府間条約として誕生したラムサール条約には、はるか昔から人々を引きつけてきた様々な人間活動の舞台となってきた湿地を保全するために人間活動の排斥を試みることは不可能であり、現実的なアプローチではないとして、「ワイズユース」を考慮することを加盟国に求めることにした(条約第3条)。しかし、当然の事ながら当初は加盟国及び登録湿地の増加を図ることが関係者の活動の中心であった。

1987年の第3回締約国会議(カナダのレジャイナ)でようやく「ワイズユース」の定義が採択され、1990年の第4回締約国会議(スイスのモントルー)では「ワイズユース概念を実施するための指針(ガイドライン)」が採択された。しかし、これらの定義や指針ではまだ具体的にワイズユースとは何かを世界各国の湿地管理関係者が判断する材料としては十分ではないとして、1993年に日本で締約国会議を開催することが決定されてから、第5回締約国会議の中心テーマはワイズユースとなることが確認されていた。

ワイズユース研究のための特別プロジェクトチームが結成され、世界各地からワイズユース(と思われる)具体例を収集し、その企画検討が行われた。その結果、国家レベルで湿地政策を作成したカナダの例やウガンダ、ギニア=ビサウの国家としての取組、国境を越えて協力を行った地中海とドイツ、オランダ、デンマークにまたがるワッデン海、そして個別の湿地に関して12ヶ国12箇所(例、合計17例)がワイズユースを知るための参考例として選ばれた。分析の結果としては、6つの要素が湿地のワイズユースを成功するための要素として抽出された。すなわち 社会経済的要因への考慮、地域住民の関与、他の公共機関・民間企業との連携(パートナーシップ)

(法体制を整えたり担当者を配備するなどの)制度上の改善、集水域や沿岸域全体での考慮、予防原則、といった考え方である。もちろんこれらをすべて兼ね備えないとワイズユースにな

らないとか、どれかひとつでもカバーすれば即ワイズユースになるというものではなく、これらのいくつかが合わさった場合に湿地のワイズユースがうまくいくようだ、という判断基準である。また、これらの要素以外にもワイズユースを成功させるアプローチが見つければ順次追加してゆけばよい。

釧路会議でこういった結果が報告されていた際に、「集水域で考える！そんなことは現実問題として不可能だ！」と日本政府代表団の一人が叫んでいたのを記憶している。現在、釧路湿原で進められている自然再生事業では「集水域での取組」がキーワードのひとつになっており、この10年で日本国内での取組も大きく進展してきている。

条約関係者の話し合いの中で出された釧路会議の意義をまとめてみると、これまでに挙げた(1)『釧路声明』、(2)ワイズユースの検討、の他にも(3)普及啓発・環境教育・研修、(4)干潟の保全、(5)湿地の管理計画が挙げられる。地球サミットの影響もあり、ラムサール条約釧路会議はメディアの注目を浴び、当時の IWRB 代表が「メディアの力」を強調していたように、情報発信/提供にラムサール条約も積極的に取り組む必要性が確認され、その後の様々なプログラムに結びついていく。また、公式プログラムにあらかじめ予定されていた発表の中で、環境庁(当時)の日本国内の湿地に関する調査の報告、そして NGO 代表の発言共に、日本国内で湿地タイプの中でも特に干潟が危機にあることが報告された。この両者の報告を踏まえて急遽新しく東アジアの潮間帯湿地(干潟等)の保全を呼びかける勧告が採択されるに至った。また、ワイズユースと並んで分科会の大きなテーマの一つだったのが、湿地を管理するための計画策定ガイドライン作りであった。これは現在日本でもようやく導入され始めている「順応的管理」を取り入れたもので、『釧路ガイドライン』と呼ばれ、オランダ政府による世界各国の湿地管理者を対象とした研修の教科書として使われ続けてきた。

さらに地域レベルでの成果を上げれば、釧路会議はイランのラムサールで条約が採択されて以来、アジアで初めて開催される締約国会議としてアジア諸国にラムサール条約の意義を強く訴えかける役割を果たした。

### 3. ブリスベン会議とサンホセ会議

釧路会議でワイズユースの成功要素が確認されたわけだが、これでワイズユースを推進するための努力がとりあえず終了したというわけではなかった。釧路会議で抽出されたワイズユースの要素のいくつかはブリスベン会議(1996年)でも、さらに検討が加えられることとなる。ブリスベン

会議における重要な決定としては、(1)魚類資源、(2)生態学的な特徴とその変化、(3)湿地の経済的価値、(4)地域住民参加、に関するものが挙げられる。魚類資源に注目して登録湿地(リストに挙げられる「国際的に重要な湿地」)を選定するための基準が新しく採択され、条文にある「生態学的特徴とその変化」が意味するものの吟味が行われた。そして湿地の経済的価値と地域住民参加とは、すなわち釧路会議においてワイズユースの要素として考えられたものをさらに深めたものに他ならない。湿地の経済的価値の問題に関しては世界的な環境経済学者達の協力を得て、条約事務局から『湿地の経済評価』に関するテキストが出版された(KIWC から日本語版発行、他にも条約の公式言語である英仏スペイン語以外にも中国語版やドイツ語版等がある)。湿地の価値を貨幣に換算しようという試みには当然限界もあり、湿地の価値はそれだけではないという批判ももちろんある。しかし現在の地球上の人間活動で、経済活動を否定するような環境保全の考え方は理想論のみで終わる一方、環境保全を考慮に入れない経済活動はこれからは否定されていくだろうという理解が必要だ。

湿地管理における住民参加のあり方に関しては、さらに検討をして欲しいという要望が強く、ワイズユースに関してプロジェクトチームが作られたように、住民参加に関する国際的なプロジェクトチームが立ち上げられることがブリスベン会議で決定された。条約のパートナー国際 NGO である IUCN と WWF (インターナショナル)そして、地域の取組代表として米国カドー湖研究所、日本の KIWC の 4 者というドリームチームが結成され、次回締約国会議で成果が発表されることとなった。

また、上記 4 つ以外にも地域的には、第 5 回締約国会議の主催国日本政府と第 6 回締約国会議の主催国オーストラリア政府とが中心的役割を果たし、(5)東アジア～オーストラリア地域の水鳥ネットワークが立ち上げられた。

さらに付け加えるなら、日本国内向けに(6)『ラムサール条約第 6 回締約国会議の記録』を日本政府の担当省庁である環境庁と湿地を抱える各地の自治体関係者、そして NGO / 研究者とが協力して翻訳出版することが決まった。関係者の努力によるところが大きいですが、これは日本の自然保護史上画期的な作業となった。釧路会議では上記干潟の問題や千歳川放水路計画等、NGO による政府批判もあり、それを国内の報道機関がことさらに「対立」として強調している傾向もあった。これは何も湿地分野に限ったことではなく、戦後の日本国内における自然保護活動ではすべからく対立姿勢が貫かれてきた傾向は否めない。しかし、世界中から関係者が訪れている最中、日本人同士

がいがみ合っただけで、それに時間がとられてしまえば、日本人は日本の問題にしか興味がないのかと批判を受けてしまう。アジアの途上国における湿地保全等に官民共同で支援を行う体制が求められていた。釧路会議の後半には、政府側と NGO 代表達との会話の機会も設けられ、ようやく「対立」から「協力」への足がかりが出来た。

ラムサール条約は道具であり、それを生かすも殺すも各国の対応次第である。釧路会議を契機に日本国内で醸成された湿地保全への動きを促進するためには、ラムサール条約が提供する様々なガイドラインや知見を使いこなすことが求められ、そのためにはまず日本語で決議や勧告を提供する作業は最初のステップとなる。自分達の勉強のためもあるとは言え、環境庁、自治体職員、NGO 関係者、研究者や学生が分担し翻訳作業を進め、最後に内容について意見を交わす機会は単に翻訳作業にとどまらず、今後の国内外の湿地保全促進に貢献するものとなった。環境省が関与する様々な国際条約のうち、このような取組が行われてきたのはラムサール条約だけである。

1999 年、戦争と環境破壊の世紀ともいわれた 20 世紀最後の締約国会議は中米のエコツーリズムのメッカ、コスタリカで開催された。途上国で開催される初めての締約国会議であると共に、締約国会議が首都で開催されたのも初めてのことであった。ここでは中南米から多くの先住民代表の参加者もあり、議論が紛糾し合意形成が難しいかと思われたが、何とか住民参加（より正確には、先住民と地域住民による湿地管理への参加）に関するガイドラインを採択することが出来た。ガイドライン案をプロジェクトチームで作成するに先立っては、釧路会議の際のワイズユースプロジェクトと同じような手法がとられた。すなわち世界各国から住民参加による湿地管理の好例（もしくは失敗例）を収集し、そこからエッセンスを抽出するというものだ。世界 23 ヶ国からの 23 箇所の湿地管理と住民参加の試みが選択されて分析が行われた。紙面の関係で詳細は述べられないが、ワイズユースの場合と同様、住民参加による湿地保全が成功するための要素として挙げれば、奨励策、信頼関係、柔軟性、情報交換と関係者研修の実施、継続性、が考えられた。

また、サンホセ会議ではイスラエルの参加形態をめぐる、イスラエル政府とアラブ諸国との間の外交上の対立が表面化するなど、他の国際条約や国連の舞台同様、湿地の問題を話し合おうとする前で政治の問題が障害となる場合もあることが明らかになった。

#### 4. バレンシア会議

コスタリカ会議に続いて 2002 年の第 8 回締約国会議（バレンシア会議）はスペイン語圏での会

議となった。第 1 回締約国会議からバレンシア会議までに採択された決議（及び勧告）のリストを概観すると奇妙なことに気づくだろう。

第 1 回締約国会議（1980 年、イタリアのカリアリで開催）及び第 2 回締約国会議（1984 年、オランダのフローニンゲンで開催）では採択されたものはすべて勧告となっていた。第 3 回締約国会議以降決議も採択されるようになり、釧路会議ではまだ決議よりも勧告の数が多かったが、ブリスベン会議ではその数は逆転する。そしてバレンシア会議では勧告案はなく、すべてが決議として採択されることになった。

基本的には勧告よりも決議の方が「強い」決定と捉えられる。もともと罰則規定のないラムサール条約のような環境条約では最終的な強制力は弱く、各加盟国の努力に委ねられるところが大きい。そこでこういった取組を期待するという趣旨の勧告から始まったわけだが、締約国数も増えてくると、例えば条約運営のための各国負担金の支払い要請が勧告では具合が悪い。そこで、条約改正案を議論した 1987 年以降、決議と勧告とが並べられることになった。条約の構成要素である、各「締約国」、その地域代表国から構成される「常設委員会」、そして「条約事務局」の取組に関しては『決議』、これら条約の構成機関以外、例えば他の国際条約や国連に対する要請、そして特定の締約国に名指しで湿地管理上の改善を求める場合には『勧告』が用いられることになった。しかし、これもブリスベン会議で決議として採択された『戦略計画』（決議 14）の中で、入れ子式に各機関の取り組むべき目標や活動がリスト化されてくると複雑化し決議と勧告の区別が明確ではなくなってきた。また、ラムサール条約と密接な関わりを持つ生物多様性条約でこのような区分をしていないこともあり、バレンシア会議からはすべて決議として採択されることとなった。

では次にバレンシア会議の重要な決議を見てみよう。

前述したように、第 2 回地球サミット（もしくは開発と環境に関するヨハネスブルグサミット）に対応する形で採択された決議 1 は、これからますます貴重な資源となり紛争の原因にもなりかねない淡水（特に途上国の多くの人々にとっては、飲むことの出来る清潔な水）の確保がますます重要な人類の課題となってくることに對し、ラムサール条約として、水を蓄える場所、そして浄化機能を提供してくれる場所としての湿地の確保を通じて貢献していこうとするものだ。

決議 2 は、「世界ダム委員会」の報告を受けて「ダムと湿地」に関してまとめられたものだ。バレンシア会議の開催国であるスペイン政府が進めている巨大な水利用開発事業が、ラムサール条約登録湿地ははじめ多くの水系に悪影響を及ぼす

懸念があるとして、スペイン国内だけでなくヨーロッパ各地の NGO が集結して懸念を表明していたことが記憶に新しい。スペイン政府は苦しい答弁のあと、今後も様々な情報を提供し影響の有無についてはオープンに議論していくことを約束していた。

ラムサール条約と他の環境条約との関係では、特に生物多様性条約との協力が常に過大となってきたが、決議 .3 は「気候変動と湿地」すなわち地球温暖化と湿地の関係についてまとめられたものだ。地球が温暖化していく中で、湿地は被害者か？救世主か？が問われる。すなわち海水面が上昇したり氷河が溶けたりすることによって湿地は甚大な影響を受けてしまう恐れがあると共に、湿地は森林と共に多量の二酸化炭素の吸収源であり、気候変動を緩和する役割を果たしていると考えられる。故に気候変動の観点からも湿地保全は極めて重要になってくる。

決議 .16 は 2003 年 1 月に施行された「自然再生推進法」との関連で日本国内の NGO も度々取り上げてきたが、「湿地復元（もしくは再生）の原則とガイドライン」である。湿地復元は、釧路会

議で採択された『釧路声明』の中ですでに唱われているように、特に先進国では世界の趨勢であった。プリズベン会議の勧告 6.15「湿地の復元」、サンホセ会議の決議 .17「湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元」を踏まえて、今回ガイドラインが誕生した。

ガイドラインと言え、これまで世界各国で高い評価を得てきた「湿地の管理計画策定のためのガイドライン（『釧路ガイドライン』）」がほぼ 10 年間の役割を終え、新たに改訂版として新ガイドラインが採択された（決議 .14）。まことに残念なことに、日本国内の湿地、中でも登録湿地の保全を考える上で、管理計画策定のガイドラインが「釧路ガイドライン」と呼ばれていたこれまでの期間に、ガイドラインが十分に検討活用されることはなかった。欧米先進国と違い、日本人の性格なのかも知れないが、どうも将来的な目標を定め、計画を作り、実施しながら計画に変更を加えていくという作業は苦手なようで、ラムサール条約の管理計画策定ガイドラインや『戦略計画』に対する対応は遅れてしまっている。

## ラムサール条約

## バレンシア会議

### ラムサール条約第 8 回締約国会議（バレンシア会議）について

小林聡史（釧路公立大学）

#### 1. 会議の成果

ラムサール条約は、国際協力が必要なことが最もわかりやすい水鳥と、その生息地としての湿地の保全を出発点としている。しかし条約はその後、湿地生態系構成要素全体の保全のための国際条約に発展してきた。1996 年の第 6 回締約国会議（プリズベン会議、オーストラリア）では魚類資源にも注目して新たな登録湿地選定基準も設定された。

今回の締約国会議の大きなテーマは、水資源とラムサール条約の役割であった。すなわち、21 世紀には貴重な資源として絶対的な不足が生じると予測され、その確保が人類全体にとって大きな課題となりつつある「淡水」を対象とし、その確保のためにも湿地を保全するという観点から、条約をさらに発展させていこうというものだ。[決議 1]

これは南アフリカ共和国のヨハネスブルクにおいて今年 8 月に行われた「（持続的開発のための）地球サミット（WSSD: World Summit for

Sustainable Development）」で確認された課題に対し、ラムサール条約で積極的に対応していこうというものだ。

また、「世界ダム委員会」の報告をもとに世界的な規模でダムのあり方が検討される中、これまでにダムが多く湿地に悪影響を与えてきたことを鑑み、湿地の保全の中でダムのあり方を見直そうという点が強調された。[決議 2]

しかしながら、会議開催地スペインで大きな問題となっていたのは「国家水利用計画（SNHP: Spanish National Hydrological Plan）」で、国内に 100 以上のダムを建設する計画が進められている。スペインのいくつかのラムサール条約登録湿地に影響を及ぼすことが会議中も内外の NGO から指摘され、スペイン政府も会議主催国として苦しい答弁が続いた。

さらに文化的重要性から湿地を考える決議、農業と湿地の関係を考える決議などでは、いくつかの政府代表団からそのような決議案採択には反対であるとの意見が表明され、議論が長引いたり、

水面下の調整が必要となった課題があった。農業と湿地に関していえば、農業利用を肯定することによって湿地破壊が促進されては元も子もないし、その意義をどのようにわかりやすく伝えるかが課題だ。また、文化的重要性に関しては、特に先住民との関係が強調され、生物がそれほど多様でなくても、伝統的に先住民が利用してきた場所を将来的に登録湿地にすることができる可能性が出てきた。逆に、生物多様性が高い湿地を政府が保護区にしようとした場合でも、そのために先住民の生活権を奪うことを否定することにもなる。条約のワイズユースの概念を考慮すれば、本来地域住民の生活をも考慮しなければならないはずだが、間違った保護のあり方に一層の歯止めがかかることになる。

## 2. 日本との関連

締約国会議の主催国は締約国会議開催前と開催後の期間、自動的に常設委員会のメンバーとなる。そのため日本政府は第5回締約国会議の開催国として、1990年から1993年までと、その後の1993年から1996年まで常設委員会のメンバーであった。その後、アジア地域におけるリーダーシップを期待され、再び1999年から2002年まで常設委員会のメンバーとして、インドとともにアジア地域の代表をやってきた。そのためもあってか、日本政府の会議に挑む態度は真摯なもので、条約運営上の諸問題から専門的な内容まで多くの問題に関して意見を述べる努力を行った。さらに今回の締約国会議では、引き続いて2003年から2005年まで常設委員会のメンバーに再選された。

日本政府の発言を考慮すると、どうやら日本政府としてはラムサール条約の枠組みが拡大しすぎて各国政府が対応しきれなくなったり、条約運営上の困難が生じる可能性を懸念していると考えられる。これはある意味では正しい考えだろう。概念ばかりが先行して、せっかく世界で唯一の個別生態系を守る仕組みが損なわれては、ラムサール条約の存在意義が薄れる危険性があることは確かだ。しかし、これを主張して条約の方向性の舵取りに貢献するためには、足元の湿地保全で条約本来の精神を世界に誇れるように促進していかなければならない。残念ながら国内の対応をみると、個別の湿地政策はないし条約に対応するための法整備も行われていない。登録湿地の数も十分ではないし、わずかな湿地が登録される一方で、重要な湿地、広大な湿地が失われ続けている。

個別の「国家湿地政策」については、湿地のワイズユースのためには最も重要な取組ととらえられてきたのだが、日本では総合的な「生物多様性政策」があるからよい、湿地の問題はカバーされているという対応を繰り返している。登録湿地

の指定については、釧路会議以降、3年に一度の締約国会議の度に、かろうじて1カ所ずつ指定するだけにとどまってきた。幸いにも今回は、ようやく藤前干潟と北海道宮島沼の2カ所が指定され、さらに今後一気に国内の指定湿地を倍増する意図が環境省によって表明されているが、諫早湾や沖縄県泡瀬干潟など国内の重要湿地の損失に歯止めがかかってはいない。

ラムサール条約事務局からはこれまでに、諫早湾の問題、そして今年は泡瀬の問題に関して日本政府の説明を求める書簡が外交文書として送られてきている。締約国会議の準備に忙しいはずの時期にこのような書簡が送られることは異例のことと考えてよいだろうし、このような書簡を何度も送られるようでは国内の対応が懸念されていることの現れだ。

様々な見地から国際的に重要な湿地の選定基準が提唱されてきているが、日本政府がこれまで特に重要視してきたのが、具体的な数値基準が提供されている「水鳥2万羽」もしくは「(水鳥)世界推定個体数の1%」という基準であった。これは逆説的に言えば、湿地の破壊が進行すればするほど、行き場のなくなった水鳥が残された湿地に集中し、結果として選定基準を遙かに上回る場合があることになる。諫早湾が失われ藤前に国内最大数シギ・チドリが集中するようになったり、沖縄県で漫湖を登録湿地に指定したものの他の重要湿地を次々に埋め立てているようでは、日本政府の対応はとて常設委員会の重要メンバーであり、米国に次いで最も資金提供をしている国としての責任を果たしているとは胸をはって言えないであろう。

## 3. 次回締約国会議の開催国

今回はこれまでに締約国会議が開催されたことのなかったアフリカ大陸で行われることになり、東アフリカのウガンダで開催されることが決定された。

ウガンダは1987年の締約国会議開催国カナダに次いで、ラムサール条約締約国としては2番目に、途上国加盟国としては初めて「国家湿地政策」を採択した国である。

登録湿地はクイーン・エリザベス国立公園内にあるジョージ湖ひとつのみであるが、鉱山からの廃液・農業利用に伴う化学薬品の流入等から生態学的特徴に変化が生じているとしてモントルレコードに記載されている。首都カンパラからは400kmくらい離れており、陸路で日帰りは難しい。会議場とエクスカージョンのアレンジが思案のしどころだろうか。

[2002/12/02 21:25]

註：ウガンダは最近2箇所目の登録湿地を指定した。

ラムサール条約第8回締約国会議(COP8)において  
採択された決議のリストおよび簡単な解説

小林聡史(釧路公立大学)

**決議1.(湿地の生態学的機能を維持するための)  
「水資源」の配分と管理に関するガイドライン**

今世紀において国際紛争の火種となりかねない「淡水」資源確保とその利用が、第2回地球サミットやその後の国連会議等一連の国際行動における重要課題となってきている。ラムサール条約がこの問題、そして第2回地球サミットへの対応としてかねてより準備していた決議。ラムサール条約をメカニズムとして利用し、内陸湿地を保全することにより淡水資源の確保につながることを謳っている。また逆に、水の利用に際しても湿地の持つ他の機能にも留意しなければならない。

**2.「世界ダム委員会」報告及びラムサール条約との関係**

前回の締約国会議で要請された報告書を高く評価。世界各地で湿地の多面的機能を十分配慮しないダム建設が進められ、その結果湿地の破壊が進行している。尚、2番目という重要な位置づけの決議にもかかわらず、スペイン政府が国家政策として進めている計画によって、新たに100ヶ所ものダム建設が予定されており、ラムサール登録湿地にも影響が懸念されると、ヨーロッパ各地からのNGOが会議の主催国政府を迫り、会議議長であるスペイン政府環境大臣等が今後の検討課題について言明する場面があった。

**3.気候変動と湿地：影響、適応、影響緩和**

STRPメンバーであり、WI会長を務める世界的な湿地学者マックス・フィンレイソン博士らが中心となって作成した報告書(会議資料として配付された)は、高い評価を得た。また、2001年9月に国立環境研究所が主催し、釧路で「地球温暖化と湿地保全に関する国際ワークショップ」が開催されている。

**4.総合沿岸域管理に湿地の問題を組み込むための原則及びガイドライン**

沿岸域関連の学会等で世界的に議論されてきたICZM(総合沿岸域管理)に対して、沿岸湿地との関連を議論したもの。

**5.国際環境条約及び他の組織とのパートナーシップと協働**

他の国際環境条約や国際機関との協働を唱えたもの。釧路会議以降ほぼ毎回、関連決議が採択されてきている。他の環境条約事務局や組織との間で、個別に多くの「覚え書き(MoU)」が交わされている。

**6.湿地目録の枠組み**

登録湿地を選定する助けとなる、国別の湿地目録を作成する際の枠組みを提供するもの。

**7.湿地の生態学的特徴、目録、評価及びモニタリングに係るラムサール条約の手引きの不足部分と整合性**

ラムサール条約条文に登場する湿地の「生態学的特徴」とは何か、どうやって把握するのか、決議6とも関連する湿地目録作り(の促進、影響評価や経済評価、そして湿地の状態のモニタリング、これらは重要な課題であり、これまでも多くの決議勧告やガイドラインが提供されてきた。しかし、たくさんあるため、整理が必要との声もあり、一方でこれらの決議勧告やガイドラインを組み合わせれば、十分かと問われれば、まだカバーし切れていない課題もある、という視点からまとめられた決議。

**8.湿地の現状と傾向の評価と報告、及びラムサール条約3条2項の履行**

第3条1項は湿地の賢明な利用について述べているが、2項は湿地の生態学的特徴の変化について条約事務局に速やかに報告することを要請している。そのための湿地の状態の把握、過去何年かの変化の傾向を分析し、報告することを議論している。

**9.生物多様性条約において採択された『環境影響評価の法制度/プロセス及び戦略的環境影響評価に生物多様性関連事項を組み込むためのガイドライン』及びそのラムサール条約との関連**

ラムサール条約と密接な関係を持つ生物多様性条約の動きに対応したもの。アセスメントの実施は、ラムサール条約釧路会議でも湿地の「賢明

な利用」の要素の一つとして取り上げられている。

#### 10. 「国際的に重要な湿地(登録湿地)」のリストの戦略的枠組みと展望実施の改善

前回締約国会議(COP7、サンホセ会議)で採択された決議7「リスト拡充のための戦略的枠組み」と付随ガイドラインで述べられている展望(ビジョン)をより活用することを要請したものの、この決議の段落36で、本邸役こく会議のための国別報告書の中や会議中の発言として新たに登録湿地を増やす意思を表明した加盟国が76ヶ国に及び、すべてが指定されれば登録湿地数が451ヶ所増えることを明示している。会議において日本は11ヶ所の登録湿地を新たに指定すると言及した。一方、この決議の付随書に、これまで指定された登録湿地に関する情報を更新していない国のリストが掲載されているが、日本の名もあげられている。

#### 11. 登録が不十分なタイプの湿地を国際的に重要な湿地として特定し指定するための追加手引き

前回のラムサール条約『戦略計画』では、これまで十分に登録が進んでいないと言えなかった珊瑚礁、マングローブ林、海草藻場、泥炭地の登録促進を要請していたが、新たに湿性草地を加えるなど各国の取組を求めたもの。

#### 12. 山岳湿地の賢明な利用と保全の推進

#### 13. 国際的に重要な湿地(ラムサール条約登録湿地)に関する情報の拡充

#### 14. ラムサール登録湿地及びその他の湿地に係る「管理計画策定」のための新ガイドライン

1993年の第5回締約国会議(釧路会議)において採択された湿地の「管理計画策定のためのガイドライン(釧路ガイドライン)」の改訂版。

#### 15. 湿地管理を推進するための『サンホセレコード』

生態学的特徴に変化の兆しがあり、国際的な注目、対応が求められる登録湿地のリストである『モントルーレコード』に対して、前回締約国会議で採択された『サンホセレコード』は湿地管理の成功例から学ぶためのリスト。成功している湿地管理の具体例を登録湿地について求めている。

#### 16. 湿地再生の原則とガイドライン

原案段階から日本国内で議論されていたほとんど唯一のCOP8決議だろうが、「自然再生推進法」には反映されないまま、国内で湿地再生が進められてしまっているのが現状と言えよう。

#### 16. 泥炭地に関する世界行動のためのガイドラ

#### イン

前回締約国会議で採択された勧告1「泥炭地の賢明な利用と管理のための世界行動計画」に対応。

#### 18. 侵入種と湿地

前回締約国会議で採択された決議14「侵入種と湿地」に対応。

#### 19. 湿地を効果的に管理するために、湿地の「文化的側面」を考慮するための基本原則

会議中も先進国、途上国ともに多くの議論が出された決議。基本的には地域文化で重要視されている湿地、遺跡や考古学的資料のある湿地、宗教的な役割を果たしてきた湿地を登録湿地に指定してもよいのでは、という考え方からなる。さすがに新たな登録湿地選定の基準にはならなかった。

#### 20. 条約第2条5項に基づく『緊急な国家的利益』の解釈及び条約第4条2項に基づく代償措置検討のための一般的手引き

「生態学的特徴の変化」と並ぶ、条文解釈の手引き。背景の一つにドイツの登録湿地(ミュールンバーガー湖)内でエアバス航空機製造工場を建設し、その代償措置をとろうとしている例で「緊急な国家的利益」のためだという言い訳が通用するかどうか議論が巻き起こった事件がある。

#### 21. ラムサール情報シートにおける登録湿地の境界の正確な記述

- 特に途上国では登録湿地について、ある程度の調査情報があっても、正確な境界や地図が準備できないことがあるため。

#### 22. 「国際的に重要な湿地」を選定するための基準を満たさなくなった、あるいは元々満たしていない登録湿地に関する事項

これに該当する議論としては、今のところ初期に登録されたパキスタンの登録湿地の例があるのみ。

#### 23. 湿地の賢明な利用を達成するための手段としての奨励措置

前回締約国会議の決議15「賢明な利用原則の適用を促進する奨励措置」への対応。

#### 24. 国際環境条約の遵守促進のためのUNEP(国連環境計画)ガイドライン、及び国際環境条約履行に関する国内法を実施しその違反防止に国際協力を行うためのUNEPガイドライン

国際環境条約(UNEP管理下にある条約が多いが、ラムサール条約は例外)の履行に関する

UNEP 管理下ガイドラインへの対応。

**25. 2003-2008 年『戦略計画』**

第 6 回締約国会議（ブリスベン会議）で採択された『戦略計画』の第 2 版。

**26. 2003-2005 年の 3 年間（次回締約国会議まで）におけるラムサール条約 2003-2008 年『戦略計画』の実施及び第 9 回締約国会議の国別報告書**

新『戦略計画』に対応させて次回国別報告書をどのように準備すればいいか。

**27. 財政及び予算事項**

**28. 「科学技術検討パネル（STRP）」の運用指針**

**29. 湿地保全及び賢明な利用のためのラムサール小規模助成基金の評価及びラムサール信託基金の設立**

第 4 回締約国会議（1990 年、モントルー会議）で設立された「湿地保全基金」は「小規模助成基金」と改称されたが、10 年以上に渡って途上国と経済移行国の湿地保全や新たな締約国の加盟準備に貢献してきた。今回はさらに「信託基金」を設立。

**30. 条約のさらなる実施のための地域イニシアティブ**

**31. 2003-2008 年「広報教育普及啓発（CEPA）プログラム」**

前回締約国会議の決議 9「1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム」を拡充、特別プログラム化。

**32. マングローブ生態系及びその資源の保全、総合管理及び持続可能な利用**

**33. 一時的水系を特定し、持続可能な方法で管理し、国際的に重要な湿地として登録するための手引き**

**34. 農業、湿地及び水資源管理**

特にヨーロッパ諸国で関心の高かった内容。

**34. 湿地生態系に対する自然災害、特に干ばつの影響**

**35. 湿地の管理及び賢明な利用のための手段としての参加型環境管理**

釧路国際ウェットランドセンターと米国カドール湖研究所、WWF と IUCN のプロジェクトチームで世界各地の事例を検討、原案を作成し、前回締約国会議で採択された決議 8「湿地管理へ地域住民及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」への対応。同決議はサンホセ会議が途上国で開催された初めての締約国会議であったことから、中心的議題のひとつとなった。

**36. アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する国際協力**

日豪両国政府が指導的役割を果たし促進してきている、ブリスベンイニシアティブ（第 6 回締約国会議、ブリスベン会議にて始動）への対応。

**37. 水鳥個体数推定と国際的に重要な湿地の特定及び登録**

ラムサールは水鳥だけではないとは言え、国際協力の必要性を訴える原点でもある水鳥の世界的減少に関係者は危機感を募らせている。

**39. 戦略的生態系としての高地アンデス湿地**

**40. 地下水利用を湿地保全と両立させるためのガイドライン**

**41. 中央及び西アジアにおける研修及び研究のための地域ラムサールセンターの設立**

条約誕生の地となったイラン政府はこの地域の湿地管理促進のため、研修や研究を行うための地域センター設立に意欲を示している。

**42. オセアニア地域の小島嶼開発途上国**

ブリスベン会議（1996 年）にオブザーバーとして参加したオセアニア地域の途上国は未だ未加盟の国が大部分である。（サモアは加盟に積極的意思表示をした）担当機関の人的資源や予算不足等多くの問題を抱えている。（例えば、バヌアツ政府の担当者はラムサールだけでなくワシントン条約や気候変動枠組み条約等、多くの国際環境条約を担当しているが、ほとんど会議に参加するだけで精一杯となってしまう）

**43. 南米地域のための小地域戦略**

**44. アフリカの開発のための新たなパートナーシップ及びアフリカ地域におけるラムサール条約の実施**

**45. 締約国会議の運営ならびにラムサール条約決議及び勧告の有効性**

さすがにこれだけ多くの決議や頁数の多い『戦略計画』をまんべんなく対応するのは困難だ。決議を採択するだけでなく、これまでの決議勧告の有効性を検証する作業も必要だ。

**46. スペイン政府及びスペインの人々への感謝**

小林聡史（こばやし さとし）

釧路公立大学

〒085-8585 北海道釧路市芦野 4 丁目 1 番 1 号

TEL:0154-37-5091 FAX:0154-37-3287

“湿地:水、生命、文化”

ラムサール条約(イラン、ラムサール、1971年) 第8回締約国会議  
2002年11月18-26日 スペイン、バレンシア

(仮訳)

## 決議VIII.17

### 泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン<sup>1</sup>

1. 世界の泥炭地の賢明な利用、持続可能な開発、及び保全に関するさらなる協力を奨励した勧告 6.1 を**想起**し、締約国及び他の関連組織に対して、「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画草案」を完成へと近づけるよう協力を求めた勧告 7.1 を**重ねて想起**し、
2. 勧告 7.1 では、「泥炭地に関する地球的行動計画」(GAPP) 草案作成における協力機関に対して、草案検討の進捗を報告すること、及び同草案の修正版を、第8回締約国会議で検討して可能ならば採択できるように、同会議に提出することを求めたことを**同じく想起**し、
3. 泥炭地は6大陸に分布して世界の湿地の大きな部分を占め、世界の湿地資源の不可欠な部分であることを**認識**し、
4. 地球の生物多様性の維持にとって、また世界の気候系に不可欠な機能である水と炭素の貯蔵にとって、泥炭地が重要であることも**同じく認識**し、
5. 泥炭地がもっとも脆弱な湿地タイプに入ること、そして世界の多くの地域で広範囲にわたって消失し続け、ダメージを受け続けていることを**憂慮**し、
6. 炭素の吸収と隔離に果たす泥炭地の役割に関する情報がさらに必要であることを**認識**し、
7. 泥炭地は、古学的な記録と考古学的な人工遺物を手つかずのまま保存していることから、考古学的及び文化的な遺産としてもっとも重要な湿地に入ること、また手つかずの泥炭地を維持することは、文化的価値・自然の価値のいずれの管理者にとっても、共通の優先課題であることを**認識**し、
8. ラムサール条約の1997-2002年戦略計画が、泥炭地を国際的に重要な湿地のリストに十分に代表されていないタイプの湿地であると特定したこと、また今回の締約国会議で、泥炭地をこのリストに載せるべく特定し指定することについて、締約国のための追加手引き(決議VIII.11) が採択されたことを**認識**し、
9. さらにまた、今回の締約国会議で採択された2003-2008年ラムサール条約戦略計画が、締約国その他の優先行動として、泥炭地の保全と賢明な利用を特に重視していることを**認識**し、
10. 世界泥炭地イニシアティブ(GPI) は、各国によるその泥炭地の賢明な利用の実施を支援すること、また特に、基礎となる目録、さらなる手引き、及び普及啓発に関する地球的

<sup>1</sup> 本文書では「泥炭地」という用語には発達中の泥炭地(「湿原」)も含まれるものと了解されている。泥炭地とは、その表面に泥炭層が自然に集積された景観地域である。発達中の泥炭地(「湿原」)とは、泥炭の形成作用と集積作用が現在行われている泥炭地をいう。発達中の泥炭地(「湿原」)はすべて泥炭地であるが、泥炭の集積が止まった泥炭地は「湿原」とはみなされない。

行動を実施することを目的とするものであり、このイニシアティブを実施するために、国際湿地保全連合、国際自然保護連合（IUCN）オランダ委員会、国際湿原保全グループ（IMCG）、国際泥炭学会（IPS）、グリーン・ワールド・リサーチ（ALTERRA）、国際灌漑排水委員会（ICID）が協力していることに留意し、

### 締約国会議は

11. 本決議に付属する「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」を採択し、締約国に対して、その能力の範囲内でこれらのガイドラインを実施するよう奨励する。
12. 締約国、国際団体パートナーその他の関連組織に対して、世界の泥炭地の機能と価値に対する認識と理解を深めるため、また進行中の活動を支援するために、できるだけはやく手段を講じるよう強く要請する。
13. 締約国に対して、各国の法律、政策及び奨励措置の見直しと、泥炭地の賢明な利用、保全及び管理のためのさらなる国家戦略の策定を優先するよう奨励する。
14. 締約国に対し、あらゆるタイプの泥炭地の目録作成と評価に対する支援のほか、適当な場合には、その領域内にある泥炭地を国際的に重要な湿地のリストに加えるための指定を同じく優先するよう求める。
15. 締約国に対して、本条約及び他の条約の締約国会議のために作成する国別報告書の中に、適切であれば、各国の泥炭地資源の現状と傾向に関する情報を盛り込むよう要請する。
16. 締約国に対して、ラムサール条約普及啓発プログラムを通じて各国の教育と普及啓発のための行動計画を実施する際に、泥炭地をそのテーマの一つとして盛り込むよう奨励する。
17. 登録湿地に指定された泥炭地及びその他の湿地に関する管理計画を策定している締約国に対して、決議VIII.14によって採択された「ラムサール登録湿地及びその他の湿地に係る管理計画策定のための新ガイドライン」を実施する際には、考古学的及び文化的遺産としての泥炭地の特徴の重要性に対する配慮を適宜計画に盛り込むよう強く要請する。
18. ラムサール条約事務局に対して、関係締約国、科学技術検討委員会（STRP）、国際湿原保全グループ、国際泥炭学会、ラムサール条約国際団体パートナー、その他の非政府組織、企業などの組織と協力して、「泥炭地地球的行動計画のための調整委員会」を設置するよう要請するとともに、設立されたならば同調整委員会に対して、泥炭地に関する地球的行動のための実施計画を作成するよう同じく要請する。
19. 「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」に定められた行動の実施を支援する世界泥炭地イニシアティブが協力組織によって立ち上げられたことを祝福するとともに、このパートナーシップに対して、「泥炭地地球的行動計画のための調整委員会」に参加するよう要請し、さらに、このイニシアティブへの財政支援を行ったオランダ政府に感謝の意を表す。
20. 締約国その他に対して、この実施計画で定められた活動を行えるようにするため、利用できる財源を特定し、それを調達するよう奨励する。
21. 将来的な優先順位に対する勧告を含め、これらのガイドライン実施の進捗についての報告がラムサール条約第9回締約国会議（COP9）に提出されることを要請する。

## 付属書

### 泥炭地に関する地球的行动（GAP）のためのガイドライン

#### 泥炭地とラムサール条約

1. 泥炭とは、枯死し不完全な分解状態にある植物の遺体が、そのまま浸水した条件下で堆積したものである。泥炭地とは泥炭の堆積の見られる景観であり、泥炭を形成中の植生を現在支えている場合もあればそうでない場合もあり、また植生がまったく見られない場合もある。泥炭が存在すること、または泥炭を形成できる植生が存在することが、泥炭地の主たる特徴である。
2. 泥炭地が世界の湿地資源の中の極めて重要な部分であることが、近年とみに認識されるようになってきた。6大陸に広がり、世界の湿地のおよそ半分を占める泥炭地は、高層湿原、低層湿原、沼沢地林、転換された泥炭地などに見られる。こうした泥炭地は地球上のすべての生物帯に見られるが、特に、寒帯、温帯、熱帯の地域に多い。
3. 泥炭地は最近まで、国際的な保全団体からほとんど注目されなかったが、現在では泥炭地が経済的、生態学的資源として極めて重要なものであることは世界中で認識されるようになった。泥炭地は生物多様性、地球の水循環、気候変動に関連する地球の炭素貯蔵その他、人間社会にとって貴重な湿地の機能に寄与している生態系である。
4. 泥炭地、そのなかでも特に、泥炭を集積し発達中の泥炭地は、何ものにも代えがたい古代環境の記録保管庫であり、そこから過去の景観の変化や過去の気候を推測することもできれば、人間が環境に及ぼした影響を判断することもできる。
5. 泥炭地は、現在さまざまな脅威にさらされており、緊急に国内的または国際的行動をとる必要がある。世界の泥炭地資源に対して賢明な利用、保全、管理（以下これらをまとめて「賢明な利用」という）を行う機会には、科学的、技術的情報に限られていることだけでなく、経済的、社会文化的、環境的要因の作用によっても制約を受けている。締約国と協力機関は、こうした制約の重大さを国の適切な枠組みの中で、またさまざまな規模で評価する必要がある。たとえば、南米アンデス山脈の高地にある泥炭地は、過放牧、農業用地のための土地の排水、乾燥泥炭の取引、人間の利用を目的とした自然の水路の変更によって改変されている。
6. 泥炭地は広く国際的に大きな意味合いを持ち、その賢明な利用は、ラムサール条約、国連気候変動枠組条約、生物多様性条約（CBD）その他の国際的な文書や協定の実施に重要な関連性を持つ。
7. 泥炭地は生物多様性を保全するうえで特別の役割を果たしている。というのも、湿地に依存する動植物のうちきわめて希少で珍しい種のなかには、泥炭地を避難場所としているものがあるからである。「CBD・ラムサール条約共同作業計画」は、泥炭地が生物多様性に地球規模で貢献していることをはっきりと示す機会である。
8. 泥炭地は世界の炭素の大きな貯蔵庫として、森林に勝ることがわかっている。また有機物を活発に集積している泥炭地は、炭素の吸収源である。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、この両方の側面に注目すべきである。

9. マラウイ原則(Malawi Principles)に裏打ちされ、生物多様性条約実施のための枠組みとして採択された生態系アプローチもまた、この「泥炭地に関する地球の行動のためのガイドライン」(GAP)を実施する貴重な方法であると認識されている。このことは、生態系アプローチの利用に触れたCBD第4回締約国会議(COP4)の決定第IV/15、及びラムサール条約COP7決議VII.15と合致する。
10. 泥炭地は生物多様性にとって重要だが、それに加えて泥炭地は、特に浸水した脱酸素条件下で考古学的な遺跡や古生物学的な記録を保存する能力があることから、世界の多くの場所では、文化遺産にとっても、きわめて重要なタイプの湿地になっている。このことは、欧州考古学評議会の「2001年湿地の遺産管理に関する戦略と趣旨宣言」によって確認されている。この「戦略と趣旨宣言」では、文化遺産の保存に対する湿地の賢明な利用とラムサール条約の重要性に注目し、泥炭地における湿地の生物多様性の管理と文化遺産の管理には、多くの共通点があると述べている。
11. ラムサール条約締約国は、世界の泥炭地の保全に対してさらなる協力を求めた勧告6.1を通じて、泥炭地の世界的な重要性を認識した。この「泥炭地に関する地球の行動のためのガイドライン」は、勧告7.1で承認された「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球の行動計画」草案から発展したものである。またこのガイドラインは、勧告7.1にしたがい、ラムサール条約の国際団体パートナー、国際泥炭学会(IPS)や国際湿原保全グループ(IMOG)を中心とした国際的な泥炭地保全機関、関係締約国の作業によりいっそうの発展をみた。STRPとその泥炭地専門作業部会もその支援と評価を行った。
12. 本ガイドラインでは次のような7つのテーマを掲げ、各テーマごとに、泥炭地の賢明な利用と管理のための地球の行動について優先すべき一連のアプローチと活動を勧告している。
- A. 地球の資源についての知識
  - B. 泥炭地に関する教育と普及啓発
  - C. 政策手段と法的手段
  - D. 泥炭地の賢明な利用
  - E. 研究ネットワーク、地域専門センター、組織的対応力
  - F. 国際協力
  - G. 実施と支援
13. このガイドラインは、泥炭地の問題に取り組んでいる締約国、ラムサール条約の諸機関、国際団体パートナーその他の組織が泥炭地に関する地球の行動計画を策定する際の基盤となるものであり、これによりラムサール条約2003-2008年戦略計画の実施目標3.2を実行できるようにするものである。
14. 本ガイドラインとその実施の全体目標は、泥炭地が地球の生物多様性の維持と、世界の気候系に不可欠な水と炭素の貯蔵にとって重要だということ認識させること、また人々と環境に有益となるように、その賢明な利用と保全と管理を推進することである。
15. まとめると、本ガイドラインは以下を提供する。
- a) 泥炭地の賢明な利用、保全及び管理のための戦略策定を促進するための国のイニシアティブ、地域的及び国際的なイニシアティブの枠組み

- b) この戦略を支えるため、資金を提供し行動を実施する政府、民間部門、非政府組織の間の国内的、地域的、国際的なパートナーシップを促進するための仕組みについての手引き
- c) ラムサール条約、CBD、UNFCCC、その他適切な国家的、地域的、国際的な手段を通じて、泥炭地に関する地球的行动の採択とその実施に対する支援を促進するための方法

## A. 地球の資源についての知識

### 用語と分類法の標準化とその適用

16. 泥炭地に関する分類法は世界各地で数多く作られており、泥炭地と泥炭地におけるプロセスを定義するための用語も、さまざまなものが作られてきた。世界の泥炭地資源の特徴、範囲、現状を説明しようとする場合、これらの資源に対して世界的に一貫性のある見方をするためには、その基本として、用語と分類法を比較して整合化を図ることが不可欠である。

### 行動のためのガイドライン

- A1. ラムサール条約に対しては、泥炭地に関する用語と分類法を検討して標準化するために、泥炭地保全組織や締約国その他の関連組織の参加を得て、泥炭地用語・分類法・生物地理区分作業部会を設置することが奨励される。
- A2. 作業部会は、用語、分類法及び生物地理区分を検討し、それについてのコンセンサスを形成するために、地域的、国際的な作業部会やシンポジウムを開催する。
- A3. 泥炭地資源に関する情報の収集整理において締約国その他を支援するために、作業部会は「泥炭地用語集」を作成して公刊する。
- A4. ラムサール条約は、作業部会の用語と分類法の標準化に関する報告書に照らして、泥炭地という視点からラムサール条約湿地分類法を見直す。

### 世界泥炭地データベースの作成

17. 泥炭地の目録と評価に関する情報は、国によって千差万別である。情報は総じて不完全で一貫性がなく、泥炭地の賢明な利用を確実にを行うためにこの重要な基礎資料を使う必要のある人にとって、アクセスしにくいことも多い。これが妨げとなって、泥炭地資源の重要性とその価値と機能は認識されにくく、また泥炭地の国際的に重要な湿地としての特定と指定も含めて、締約国では泥炭地の賢明な利用を確実にを行うための対策が進んでいない。
18. 湿地目録の優先順位に関するラムサール条約決議第VII.20は、締約国に対して目録作成活動の実施において、「地球全体の湿地資源と湿地目録の対象となる優先事項に関する評価」(GRoWI)の報告で特にリスクが大きい、または情報が乏しいと特定されたタイプの湿地を特に優先するよう強く要請した。この報告は泥炭地を優先すべき湿地タイプと特定し、地球の炭素吸収源でもあり経済資源でもあるという重要性にもかかわらず、ヨーロッパ、アジア、北アメリカにおいて、特にそれが農業用地の排水と植林によって脅かされていると指摘している。東南アジアのような熱帯地域では、泥炭地はほとんど知られていない。

### 行動のためのガイドライン

- A5. 泥炭地資源の重要性を強調し、締約国その他による「泥炭地のための地球的行動計画」の実施を助けるのに必要な基本情報を提供するために、地球規模の泥炭地データベースを構築し、それを締約国その他に広く利用できるようにする。まず始めはこのデータベースは既存のデータ源から作成し、泥炭地に関する合意された標準用語及び分類法と整合化し、泥炭地資源の分布、大きさ、質、生態学的特徴、生物多様性に関する基本情報を収載するものとする。
- A6. 締約国には、国の能力に応じて、このデータベースに加えるために各国の泥炭地に蓄えられた炭素に関する情報を提供するよう奨励する。
- A7. 締約国は、世界泥炭地データベースに対する情報提供における進捗について、国別報告書を通じて各締約国会議に報告する。
- A8. 世界泥炭地データベースにまとめられたデータと情報は、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の適用に関してラムサール条約に助言する立場にある国際湿地保全連合が入手できるようにし、かつ利用できるようにする。この助言は、泥炭地が登録湿地リストに十分に代表されていないことがラムサール条約により確認され、将来優先的に指定すべきことが要請されたことに留意して、締約国が泥炭地を登録湿地として特定し指定するのを支援するためのものでなければならない。こうした将来の指定を支援するため、データベースには泥炭地の生物地理区分に関する情報を含める。

### 泥炭地資源の量と質の変化と傾向の検出

- 19. 泥炭地はラムサール条約により、特に脅威にさらされている湿地タイプであることが確認されているため、優先すべきことは、泥炭地の現状の変化と傾向をモニタリングし、締約国がその賢明な利用を守るために必要な対策を支援することである。地上での評価とモニタリングに加え、近代的な地球観測用リモートセンシングは、さまざまな技術を用いて地理的に広大な規模を評価できる、きわめて有望な評価方法である。

### 行動のためのガイドライン

- A9. 締約国がその泥炭地資源の状況判定と変化の検出に使えるように、標準化したモニタリングシステムを確立する。
- A10. 各国の泥炭地の現状とその傾向に関する報告は、締約国が本条約の各締約国会議のために3年ごとに作成する国別報告書の構成要素とする。締約国はまた、世界泥炭地データベースに加えるために、こうした情報を提供する。
- A11. 地球観測関係の組織や機関、及びこの分野の専門家とともに、泥炭地の質と量における現状と傾向を広範囲にわたって評価する、リモートセンシング用ツールと分析法を開発する機会を探る。
- A12. 国別報告書に記載された泥炭地資源の現状と傾向に関する情報と、世界泥炭地データベースで入手できる情報に基づき、世界の泥炭地資源の現状と傾向に関する定期的な概略報告書を作成し、締約国がそれを検討できるようにする。

## B. 泥炭地に関する教育と普及啓発

20. 地球の湿地の生物多様性資源としての泥炭地の重要性が確実かつ十分に理解されるためには、泥炭地をテーマとする環境教育、研修、普及啓発プログラムを企画して実施することが重要である。ラムサール条約の広報教育普及啓発プログラム（決議VIII.31）は、湿地に関する教育と普及啓発の整備と強化のための包括的な枠組みであり、泥炭地に関する教育と普及啓発は、この枠組みを利用して実施できる。

### 行動のためのガイドライン

- B1. 環境教育を担当する国または地方の機関は、学校教育、生涯教育、成人教育、また経済界、産業界を対象とした教育の各プログラムの中に、本条約の広報教育普及啓発プログラムを実施するための重要な要素として、泥炭地を組み込む。
- B2. 泥炭地に関する教育、学習、研修用の教材を開発して普及させる。この資料では泥炭地に付随する価値についても述べる。開発した資料は、地域社会、女性、先住民からの情報、それも特に、泥炭地が景観や文化の重要な部分を占めている地域の人々からの情報を得て、知識や経験、技能を幅広く含むものにする。
- B3. ラムサール湿地研修サービスが設置されたなら、そこでの研修モジュール開発による場合も含め、湿地に関する計画立案者と管理者に対する現職者用専門研修のため、実施担当者と研修指導者の両方のレベルで、泥炭地に焦点を当てたプログラムを開発し、推進する。
- B4. 泥炭地の賢明な利用と両立するライフスタイルと消費者行動を、情報に基づいて選択できるように、情報と教育資料を市民に提供する。

## C. 政策手段と法的手段

21. ラムサール条約決議VII.7は、湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しのためにガイドラインを定めている（ラムサールハンドブック第3巻）。このガイドラインの趣旨は、締約国がラムサール条約の下で行った、湿地の賢明な利用（特に泥炭地を含む）への誓約を効果的に果たすための、適切な法制度の枠組みを確実に設けられるように、また水管理の制度や法律といった他の部門別の対策が、賢明な利用という目標と調和し一貫したものとなるように、各国を支援することである。
22. 締約国は、泥炭地が国際的に重要な湿地のリストで十分に代表されていないタイプの湿地であることを認識し、泥炭地を登録湿地に登録することを最優先事項とした。このような湿地の特定と指定の面で締約国を支援するため、COP8はその登録に関する追加手引きを採択した（決議VIII.11）。

### 行動のためのガイドライン

- C1. 締約国は泥炭地の賢明な利用をいっそう効果的なものにする機会とそれに対する主な障害を特定できるように、ラムサール条約の「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」（ラムサールハンドブック第3巻）を使って、泥炭地に関する国の政策、法律、奨励措置プログラムに対する現行

の枠組みを見直す。資源開発その他の圧力のために、泥炭地がかなりのリスクにさらされている場合には、上述の手段を強化する。

- C2. 締約国は、泥炭地に関する国の法律と政策が他の国際的誓約や義務と確実に合致するように努める。
- C3. 締約国は、泥炭地の賢明な利用の重要性と必要条件が、湿地と生物多様性に関する国の戦略や計画、そして土地利用計画に確実かつ十分に盛り込まれるようにし、また泥炭地の賢明な利用の実施が、決議VII.6（ラムサールハンドブック第2巻）で採択されたガイドラインに沿って策定された国の湿地政策に、十分に盛り込まれるようにする。
- C4. 各国の泥炭地保護区ネットワークについて検討する。現在、国の保護区制度内の泥炭地のネットワークが不完全な場合には、泥炭地保護区、公園、及びその他の保護されている泥炭地の数を適宜増やす。
- C5. 国内的、地域的、世界的に重要で代表的なタイプの泥炭地は、COP8によって採択された「泥炭地、湿性草地、マングローブ、サンゴ礁を国際的に重要な湿地として特定し指定するための手引き」（決議VIII.11）を用いて、登録湿地の世界的ネットワークを拡大することにより保全をさらに確実なものとする。
- C6. 締約国は、決議VII.17にしたがい、適切な場合には泥炭地の再生と回復の分野で知識を有する国や民間部門の支援を求め、COP8で採択された「湿地再生の原則とガイドライン」（決議VIII.16）を用いて、泥炭地の再生及び回復を実施するための政策を打ち出す。

#### D. 泥炭地の賢明な利用

- 23. 自国の領域内に泥炭地資源を持つすべての締約国は、再生及び回復を含めた泥炭地の賢明な利用の管理を優先事項として取り扱う。泥炭地の賢明な利用が確実に行われるようにする際に、締約国その他、泥炭地の管理と利用に関係するすべての機関や組織を支援するために、泥炭地の賢明な利用と管理に関する世界的ガイドラインが、国際泥炭学会と国際湿原保全グループを含めた泥炭地関連組織のコンソーシアムにより現在策定されているところである。賢明な利用と管理に関するこのようなガイドラインは、持続可能な泥炭地管理を確実に行うための詳しい情報と専門知識の提供源として望ましい。
- 24. 泥炭地の生物地理区分が本質的に広域的であることを考慮し、締約国その他は、適当な地域及び国の規模において、さらに、妥当な場合には集水域全体の規模で策定し実施できる管理上のガイドラインや行動計画の必要性を検討する。集水域全体の規模で行う場合には、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組む込むためのガイドライン」（ラムサールハンドブック第4巻）にしたがう。この実施は、地域専門センターの設置により円滑化できる（後掲ガイドラインE4参照）。

#### 行動のためのガイドライン

- D1. さまざまな社会経済的奨励措置の有効性に関する情報を得ることにより、また、さまざまな管理方法の費用と便益の公平な配分を促す手段を講ずることにより、泥炭地の賢明な利用原則を適用する。

- D2. ラムサール条約の原則、ならびにCBD及びUNFCCCなどの国際条約に対する重要な実証例として、締約国は最良の管理方法と泥炭地の再生を促進する。
- D3. 締約国は、泥炭地の賢明な利用のための戦略と政策を策定する際に、そのなかでも特に、登録湿地などの湿地の管理計画を策定する際に、文化遺産としての泥炭地の重要性が確実かつ十分に考慮されるようにし、またこれを達成するため、該当する遺産管理機関や組織と密接に協力する。
- D4. 土地利用計画策定プログラムを通じて、地方及び地域社会を基盤とした泥炭地の賢明な利用イニシアティブと行動の策定を推進する。その際には、「湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」（ラムサールハンドブック第5巻）を利用しつつ、特に女性、先住民、地域社会に影響を与え、また女性、先住民、地域社会によって実施されるプログラムなど、開発援助機関の支援を受ける。
- D5. さまざまな地域の経験と最良の管理方法を活かして、人間の活動によって劣化した系内の泥炭地の機能を再生するための対策を講じる。

## E. 研究ネットワーク、地域専門センター、組織的対応力

25. 泥炭地の賢明な利用をより良い形で実施するには、各国が、必要な組織的対応力を備えているかどうかを検討し、それを確実に備えるようにすることが必要である。また、泥炭地管理者や、泥炭地の賢明な利用や活用に関する政策担当者の能力を向上させるために、情報や研修施設を彼らに利用しやすいものにする必要もある。
26. ラムサール条約の下では、泥炭地は国際的に重要な湿地のリストに十分に代表されておらず、地球全体で危機にある湿地タイプとして優先的に取り組むことが定められている。国際湿地保全連合により設置される予定の「ラムサール湿地研修サービス」は、泥炭地の管理と賢明な利用面での研修を行うための仕組みであり、優先事項としてのこの取組を支えようとするものである。

### 行動のためのガイドライン

- E1. 世界の泥炭地の生物多様性、生態学的特徴、価値及び機能に関する知識と情報を共有し、その理解を深められるように、研究機関やその他の泥炭地に関する科学的組織を巻き込んだ、研究やプログラム協力のためのネットワークを設ける。
- E2. 研究機関その他泥炭地に関する科学的組織は、泥炭地の賢明な利用を実施するのに必要な知識のうちで不足していると特定された部分を埋めるために、管理についての科学的な共同研究を行う機会を探る。GAP調整委員会（後掲ガイドラインG1参照）は、こうした不足点を検討して特定することにより、このプロセスを助ける。
- E3. COP8に提出された「気候変動と湿地：影響、適応及び影響緩和」での包括的見直しで不足していると特定された知識を踏まえ、地球の気候変動の影響を緩和するうえで泥炭地が果たす役割をさらに解明するための共同研究の機会を探る。
- E4. 研修と知識移転を目的として、泥炭地の賢明な利用と管理を扱う地域専門センターを創設し、開発途上国及び市場経済移行国が泥炭地の賢明な利用の実施能力を高めるのを助ける。

- E5. COP8で採択された「湿地再生の原則とガイドライン」（決議VIII.16）に概説された手順にしたがって再生と回復に適した泥炭地を特定し、また、特に開発途上国と市場経済移行国の地域社会が利用できるようにするために、泥炭地の管理及び適切な泥炭地の再生と回復のための研究と技術移転を促進する。
- E6. 締約国は、泥炭地管理の専門知識を備えた、全国レベル及び地方レベルの組織の設立と活動を奨励する。
- E7. たとえば現在園芸用品として使われている泥炭に代わる、適切で持続可能な代替品の研究と開発を奨励する。

## F. 国際協力

27. 泥炭地は、世界中に広く分布している湿地資源であり、そこには多くの広大な系が地政学上の境界をまたいで存在している。世界の湿地の重要部分を占めるこの泥炭地の賢明な利用と持続可能な管理に関して、「ラムサール条約の下での国際協力に関するガイドライン」（ラムサールハンドブック第9巻）に沿った国際協力を通じて知識と専門技能を分かちあうことにより、締約国その他が今後得られるものは多い。
28. さらに、泥炭地の賢明な利用に向けた取組は、ラムサール条約の実施にとってプラスになるだけでなく、CBD（特に内水の生物多様性に関する作業）やUNFCCCなどの多国間環境協定の実施にもプラスになりうる。

### 行動のためのガイドライン

- F1. 泥炭地の賢明な利用と管理の問題は、ラムサール条約の締約国会議と補助機関の会合における議論や、会議のために作成する決議の中でも十分に取り上げる。適当な場合には、これらの問題を他の多国間環境協定でも考慮し、そのなかでも特に、CBDとUNFCCCにおいては、泥炭地に関する共同行動計画の検討を含めて考慮する。
- F2. 泥炭地の問題に取り組むために策定された地球的行动に向け、締約国その他の国際協力について、泥炭地の利害関係者と他の関係当事者の協力を得て調整する（後掲ガイドラインG1参照）。
29. 前述E1～E5の行動のためのガイドラインは、泥炭地の賢明な利用のための研究と技術移転に関する共同行動に対するものだが、このガイドラインの実施は、泥炭地の賢明な利用に対する国際協力の実現にも役立つ。

## G. 実施と支援

30. この「泥炭地に関する地球的行动のためのガイドライン」を実施するための行動を展開する際に、締約国、本条約の諸機関、泥炭地専門組織その他を支援し、その間の調整を図るには、連絡と調整のための仕組みを設け、これがラムサール条約の下での泥炭地に関する地球的行动の進捗とその将来の優先順位を定期的に見直し、その結果を締約国会議に報告することが必要になる。

### 行動のためのガイドライン

- G1. 資源の許す範囲で、「泥炭地地球的行動のための調整委員会」（以下、GAP調整委員会）を設置する。この委員会はラムサール条約事務局が議長を務め、政府と招聘されたパートナー団体で構成され、地政学的に偏りのないものにする。
- G2. GAP調整委員会は「泥炭地地球的行動のための実施計画」（以下「地球実施計画」）を策定する。その計画では、このガイドラインによって特定された優先行動を実施し、かつその実施の進捗を追跡して検討するためのイニシアティブとタイムテーブルも含め、このガイドラインの実施に必要な行動を定める。
- G3. 締約国その他は、泥炭地に関する地球的行動のための実施計画で特定された行動を実施するため、GAP調整委員会が資金提供源を特定するのを助ける。
- G4. GAP調整委員会はこの「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」とその地球実施計画の実効性を評価するためのモニタリング・報告手順を策定して実施し、その進捗をCOP9に報告し、泥炭地用語・分類法・生物地理区分作業部会（前掲ガイドラインA1参照）が設立されたならば、その作業部会の進捗と地球の泥炭地資源に関する知識拡充（ガイドラインA7、A10、A11を参照）についてもその報告に含める。
- G5. GAP調整委員会は、COP9のために、2006～2008年の3年間における本ガイドライン実施と今後の優先課題に対する勧告を検討して作成する。またこれを適宜その後の締約国会議についても実施する。



**【資料集】2004 国際湿地シンポジウム in 敦賀**  
**ラムサール登録・未来への贈りもの～その役割と展望～**

2004年10月16日 発行

編集・発行 日本湿地ネットワーク (Japan Wetlands Action Network)  
〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実 方  
TEL/FAX 042-583-6365 E-mail jawan@jawan.jp  
ホームページ <http://www.jawan.jp>



\* この国際湿地シンポジウムは2004年度の PRO NATURA FUND による助成金によって開催されました。